
第 3 部 參考資料編

79 調布市民意識調査報告書【防災について】

調布市は、調布市基本構想（令和5年度～令和12年度）及び調布市基本計画（令和5年度～令和8年度）に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。調布市基本計画では、計画期間中の各施策の成果を図る目安として「まちづくり指標」を設定しています。

調布市民意識調査は、「まちづくり指標」の現状値や、市民が日常感じているくらしの満足度、市の施策に関する市民ニーズ等を把握し、今後の市政・まちづくりに活用することを目的としています。

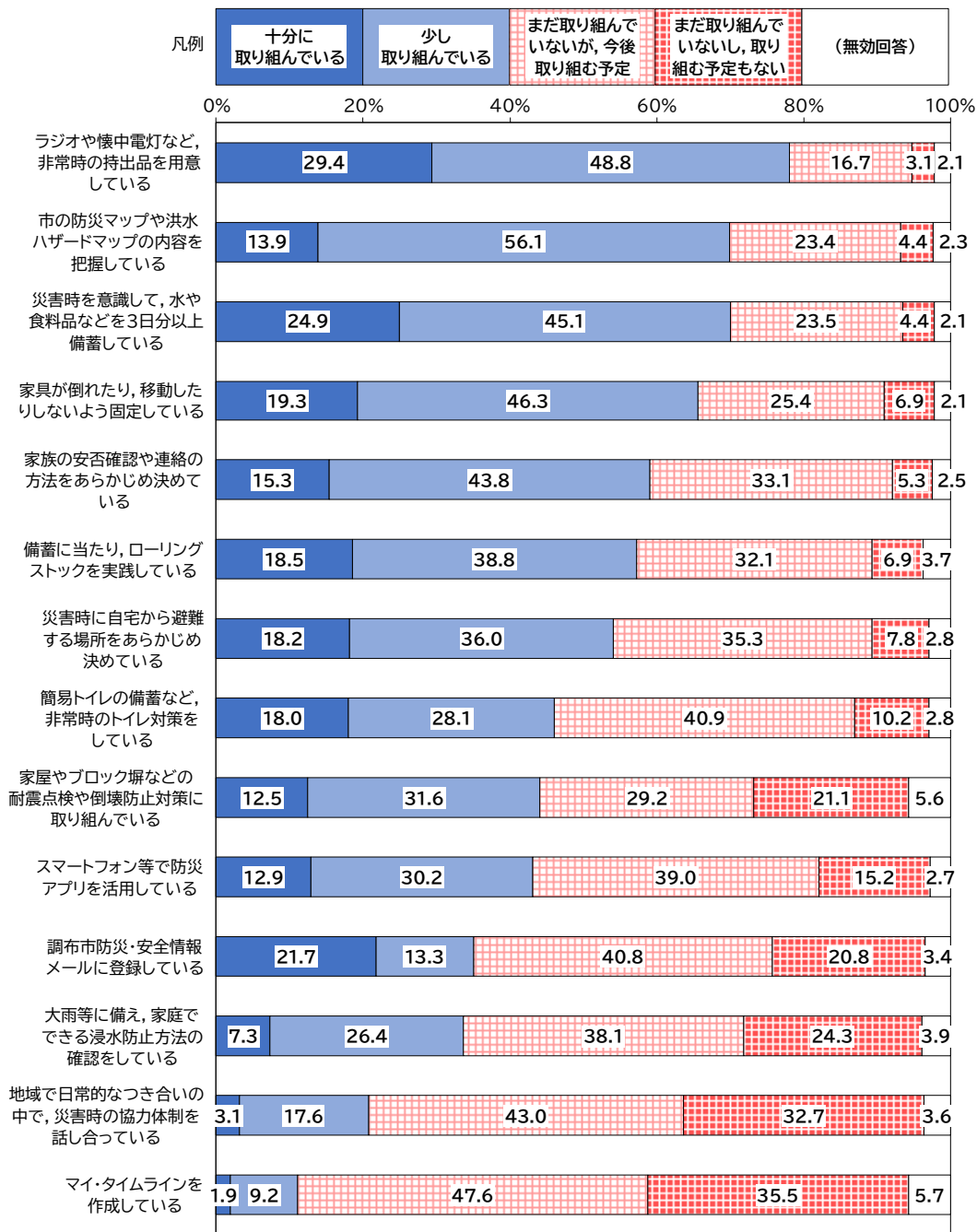
ここでは、特に「防災について」の調査結果について、報告書より抜粋し掲載します。

< 調布市民意識調査報告書（令和5年度版）【防災について】 >

問14) あなたは、日ごろからどのような防災対策に取り組んでいますか。

< 全体 (n=1,211) >

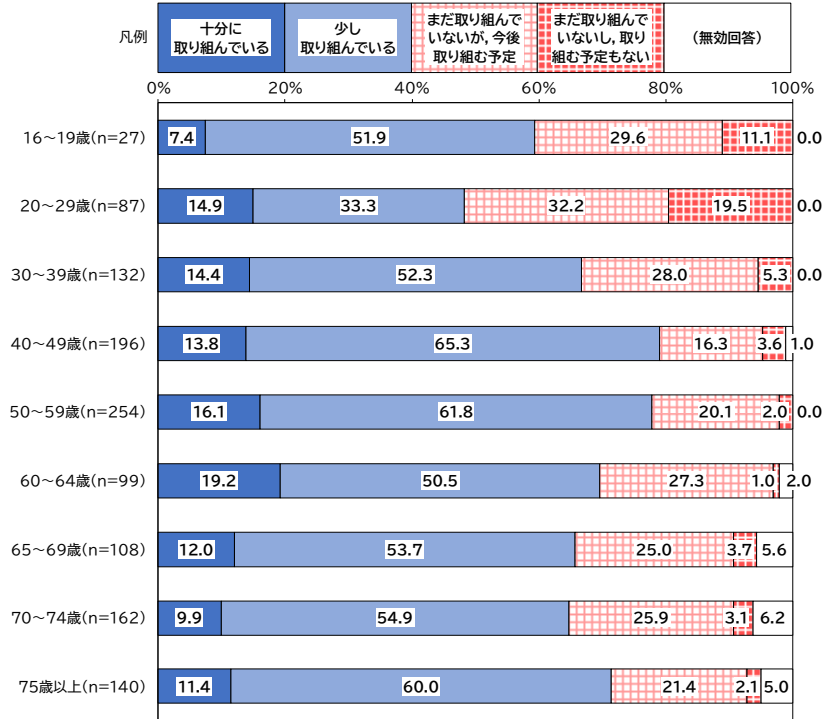
○「十分に取り組んでいる」と「少し取り組んでいる」の合計は、「ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している」が78.2%と最も高く、次いで、「市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している」、「災害時を意識して、水や食料品などを3日以上備蓄している」の70.0%の順となっています。



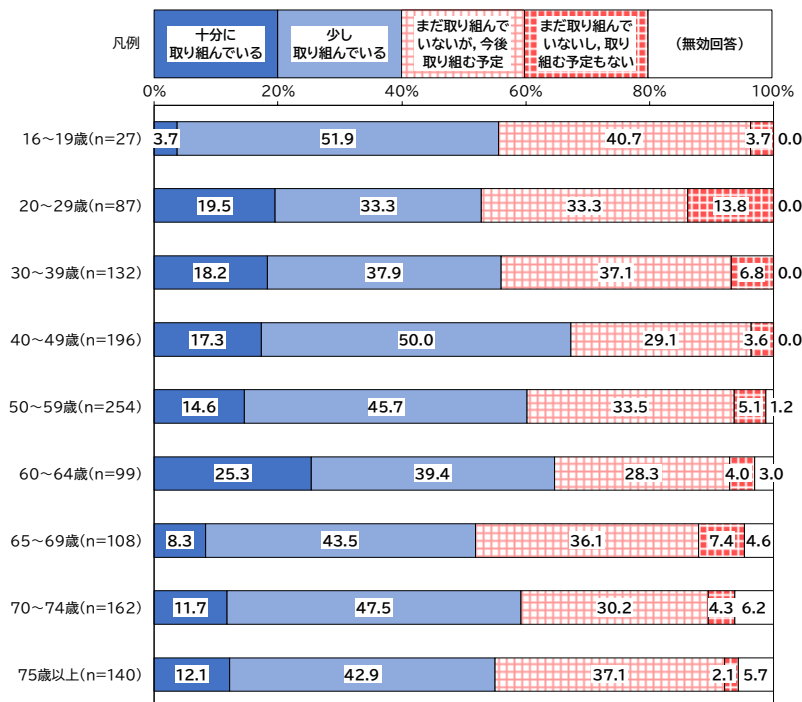
<年齢層別>

○「市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している」では、40～59歳と75歳以上で「十分に取り組んでいる」と「少し取り組んでいる」の合計が70%を超えて高くなっています。また、「備蓄に当たり、ローリングストックを実践している」では、75歳以上を除く各年代で半数を超え、40～59歳で60%を超えています。

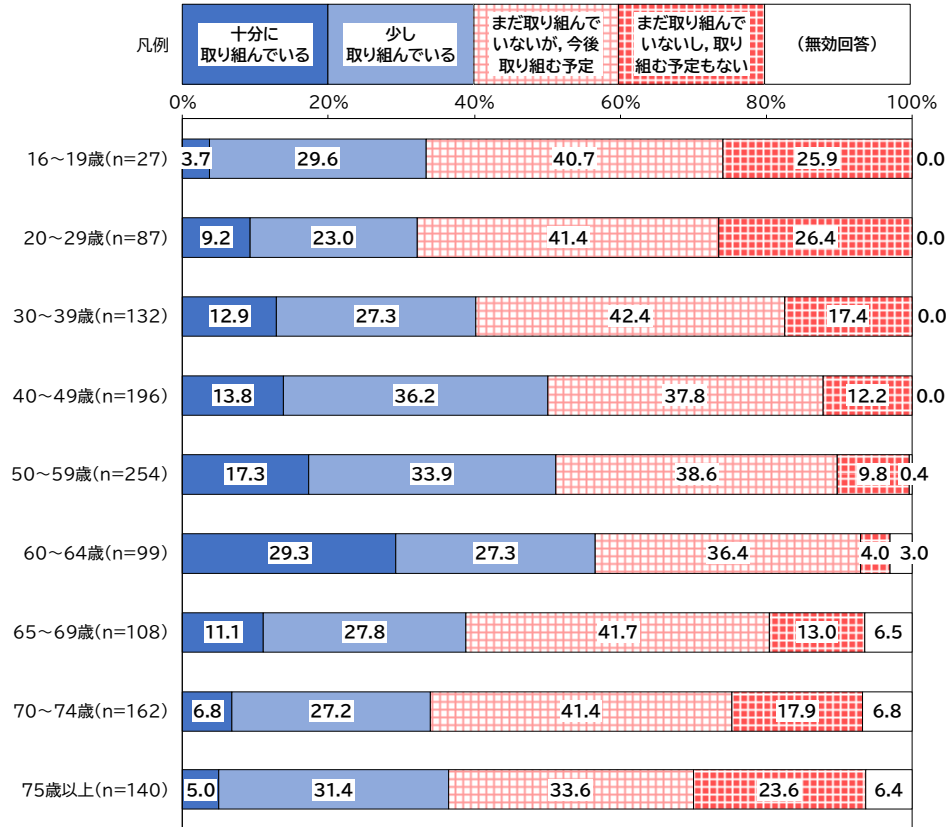
1 市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している



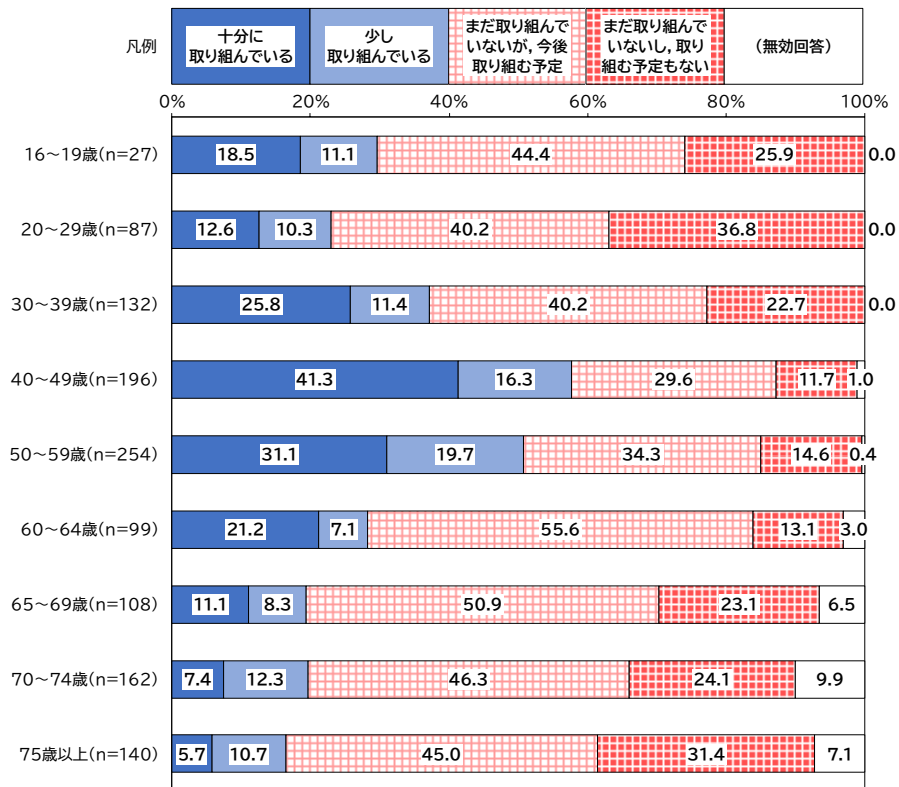
2 家族の安否確認や連絡の方法をあらかじめ決めている



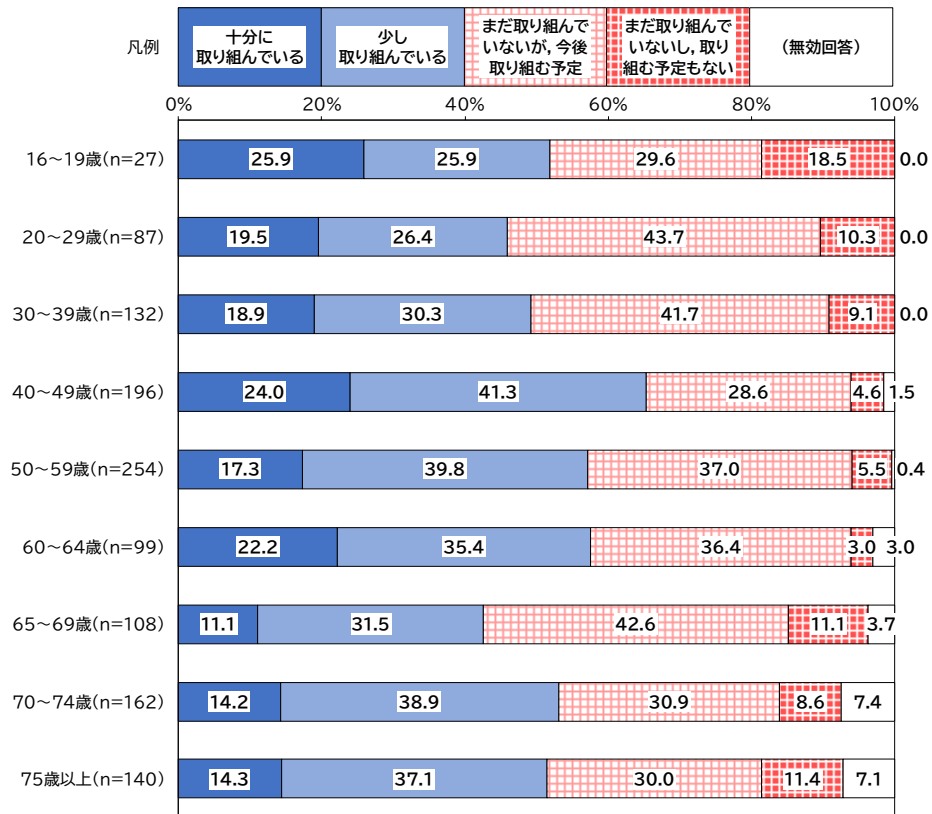
3 スマートフォン等で防災アプリを活用している



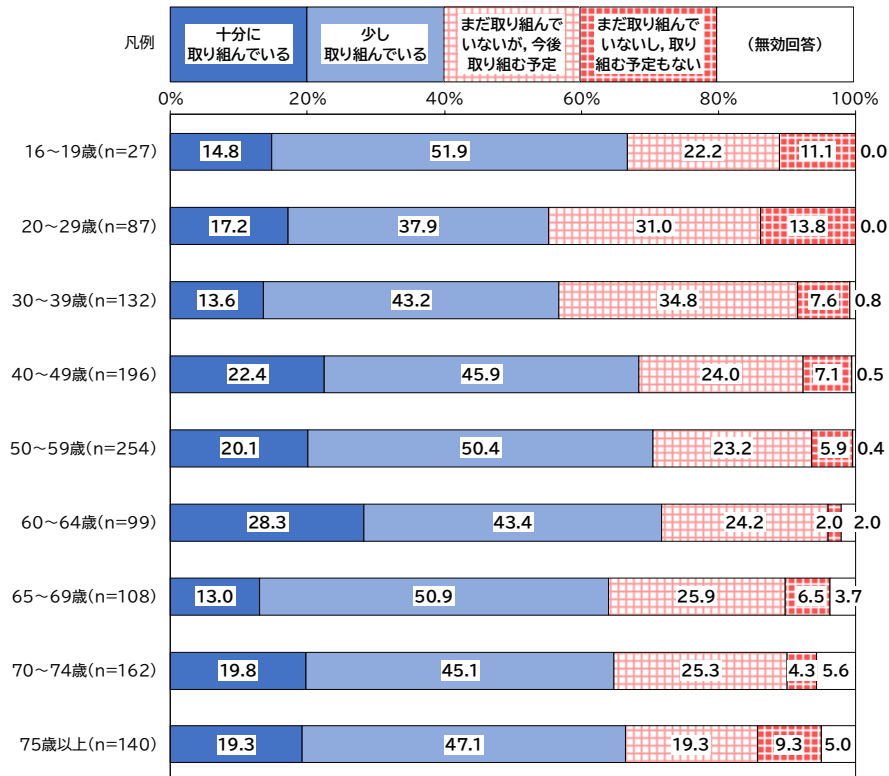
4 調布市防災・安全情報メールに登録している



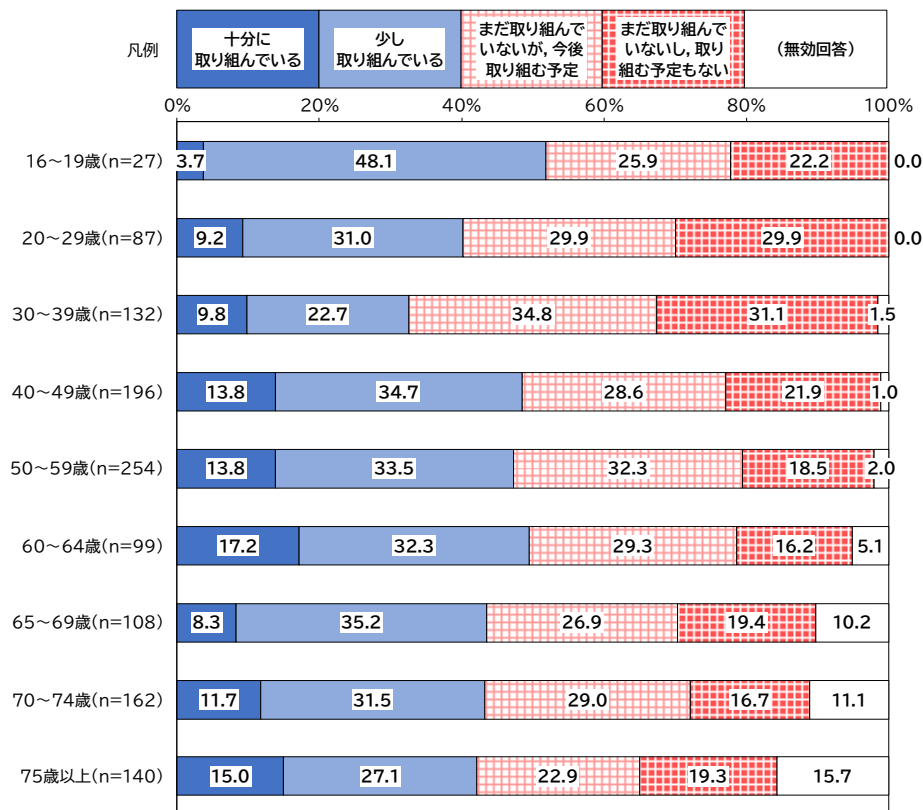
5 災害時に自宅から避難する場所（避難所，自宅の上層階，親族や友人・知人宅）をあらかじめ決めている



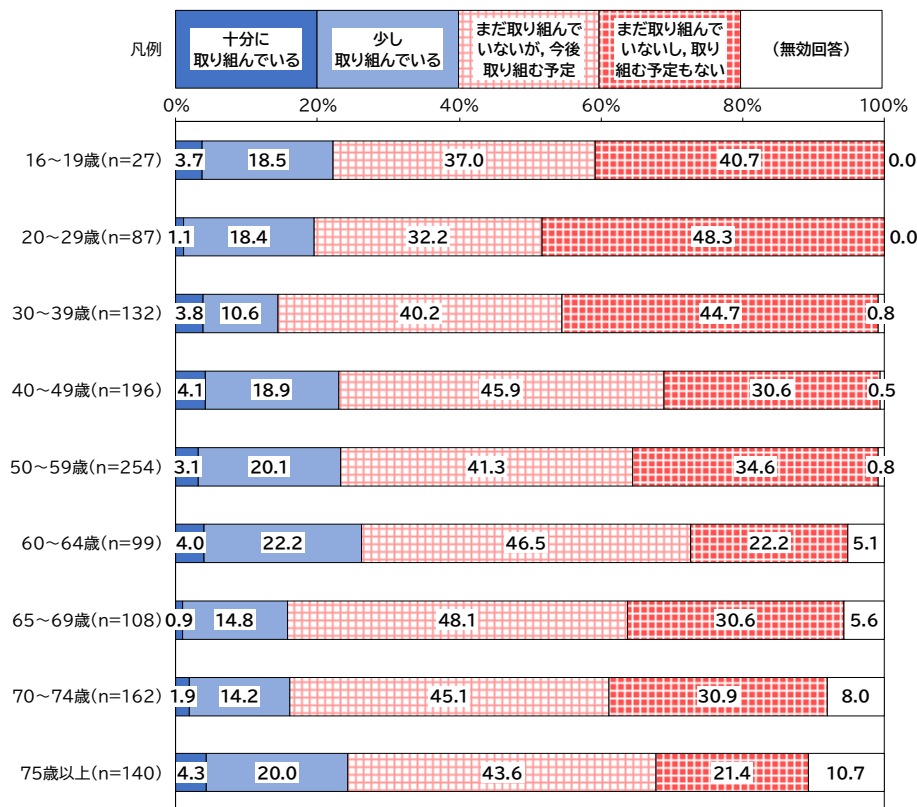
6 家具が倒れたり，移動したりしないよう固定している



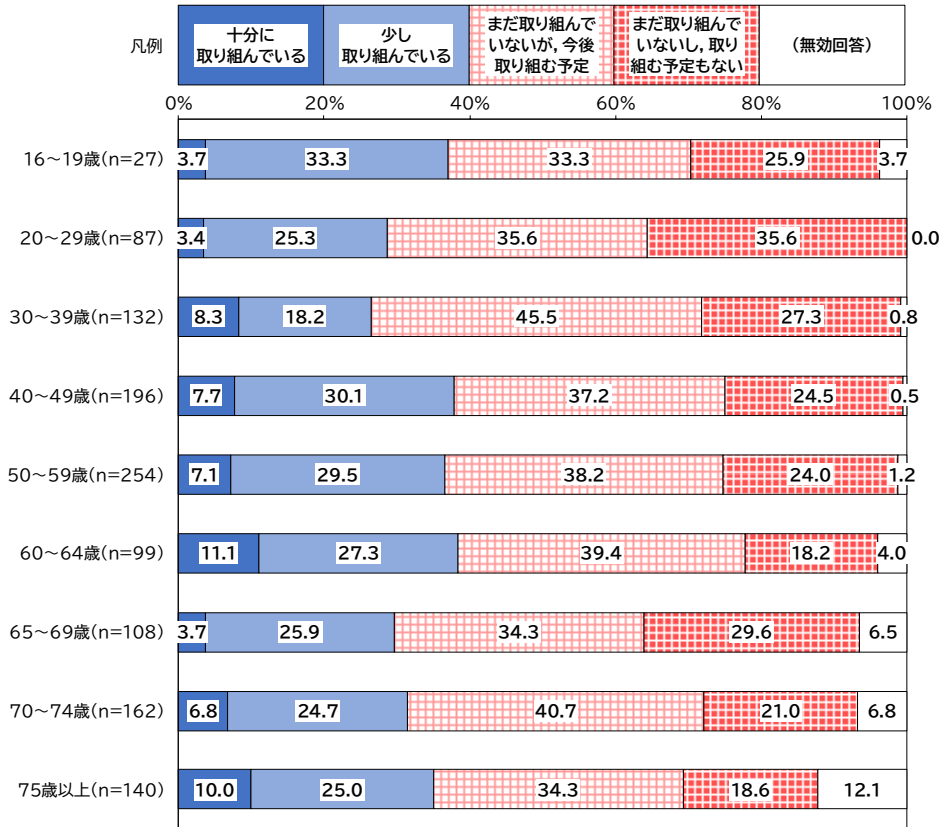
7 家屋やブロック塀などの耐震点検や倒壊防止対策に取り組んでいる



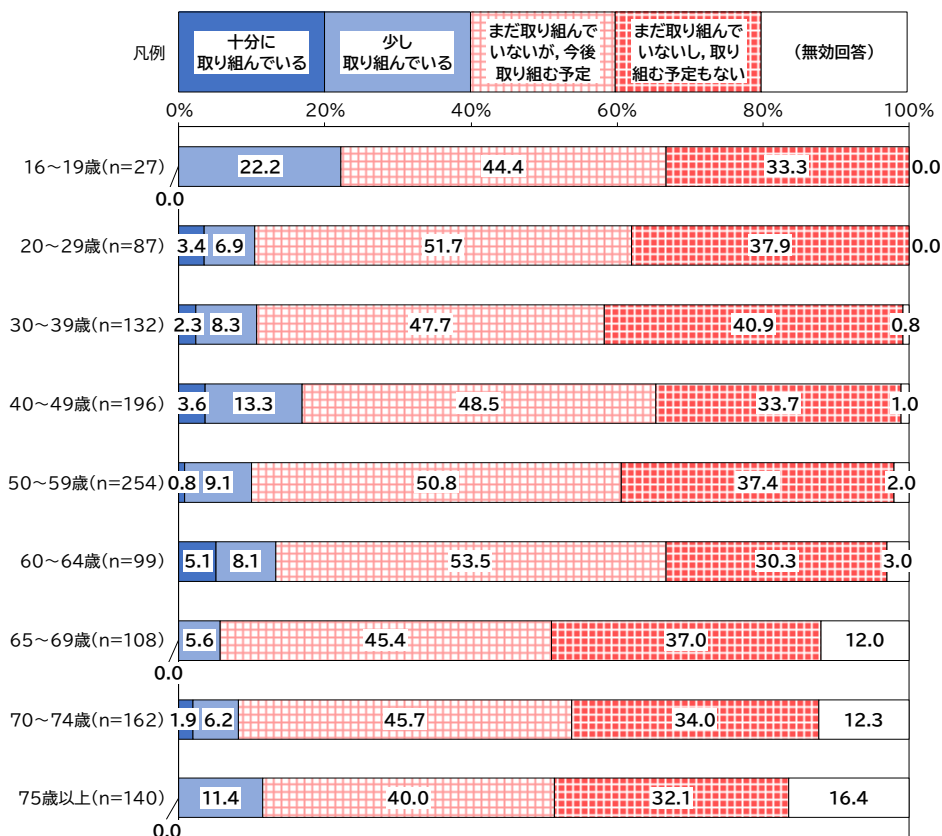
8 地域で日常的なつき合いの中で、災害時の協力体制を話し合っている



9 大雨等に備え、家庭でできる浸水防止方法の確認をしている

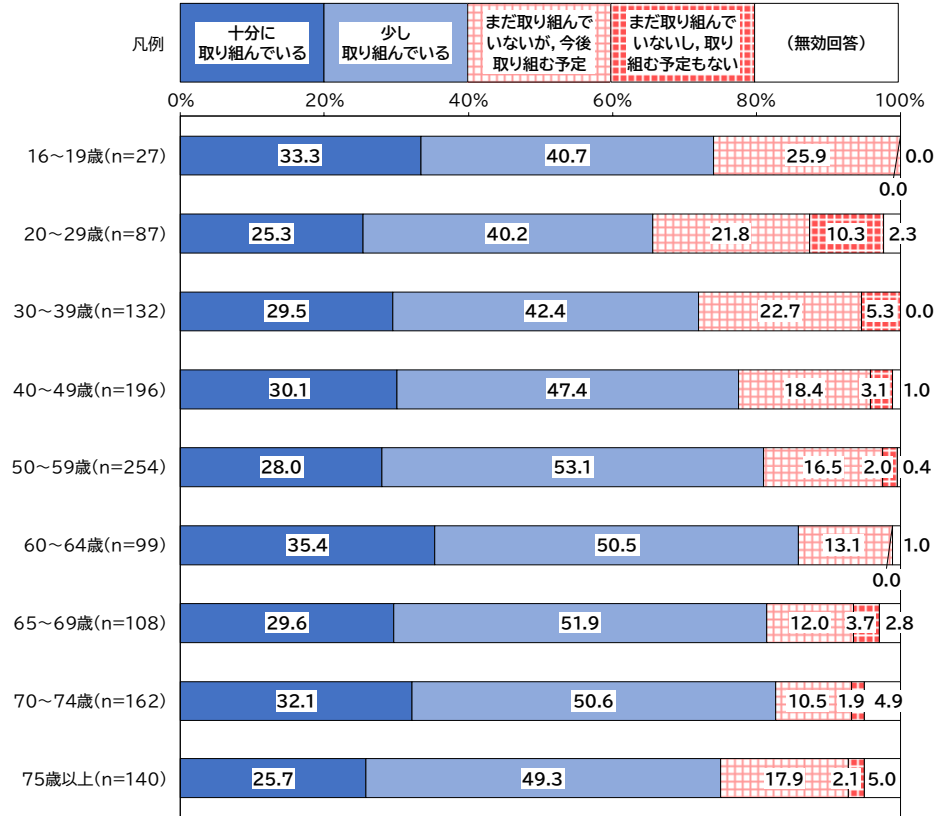


10 マイ・タイムライン※を作成している

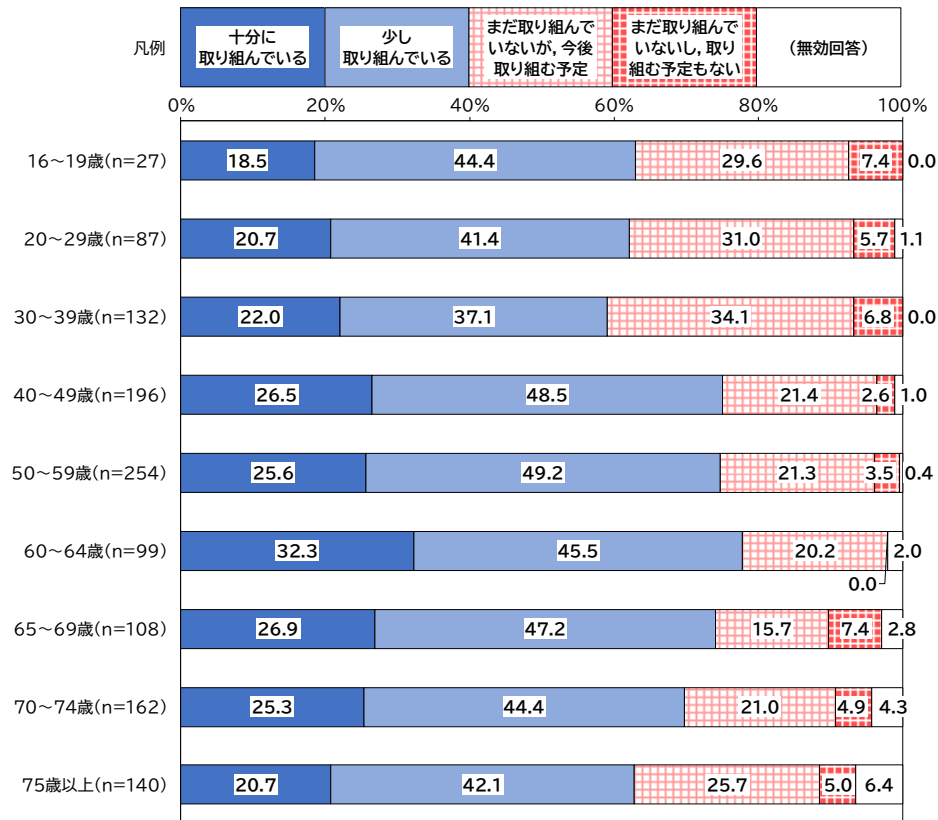


※マイ・タイムラインとは、台風や大雨の水害等、これから起きるかもしれない災害に対し、一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のことです。

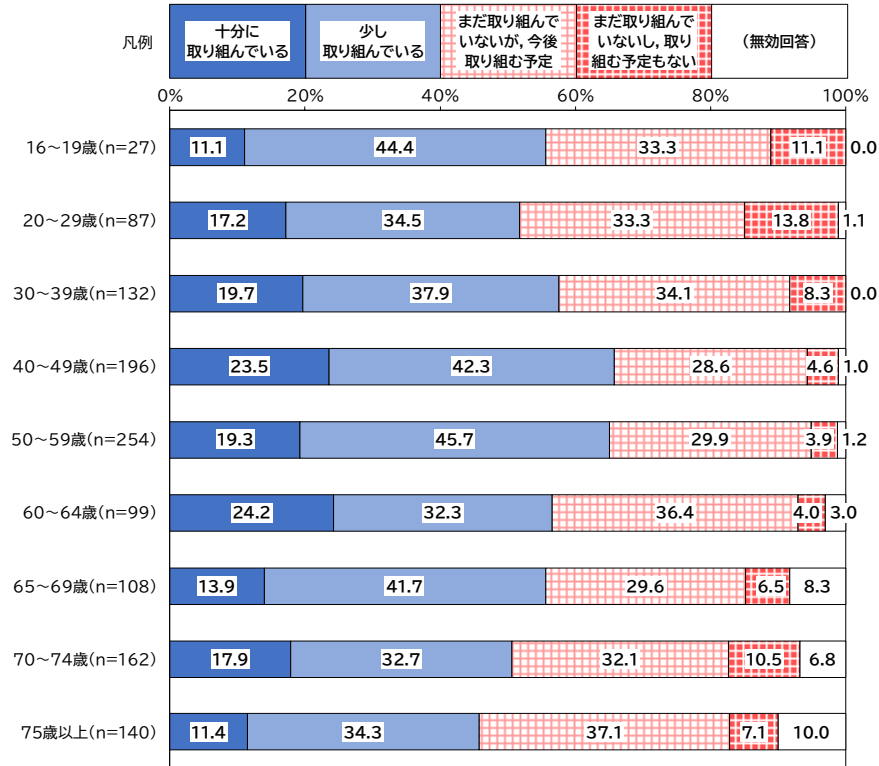
11 ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している



12 災害時を意識して、水や食料品などを3日以上備蓄している

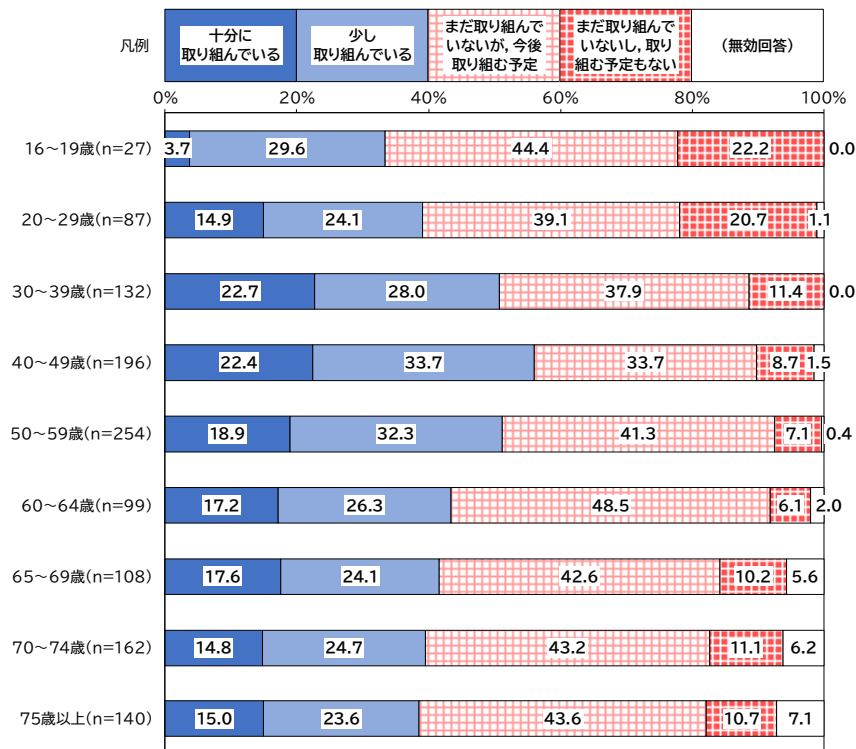


13 備蓄に当たり、ローリングストック※を実践している



※ローリングストックとは、普段から使っているものを常に少し多めに備えておき、消費したらその分を補充して、常に一定量の食品・日用品を備蓄することです。

14 簡易トイレの備蓄など、非常時のトイレ対策をしている



<自由記述>主な意見を抜粋

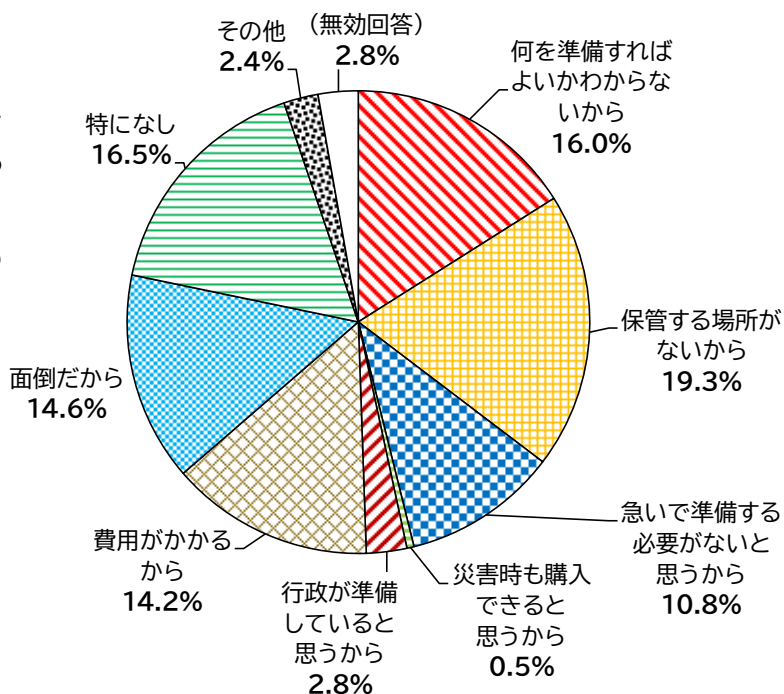
【図表 防災対策についてのご意見・ご提案】(44件)

- ・ 防災バッグ・グッズはきちんとしたものを用意すると1人一万円ほどする。家族人数分揃えておらず補助などあれば全員分揃えたい。
- ・ 台風や豪雨が増えているので、野川の氾濫対策を進めてほしい。風水害への備えを強化してほしい。
- ・ 公共公園に防災用トイレの建設。

問 14-1) 問 14 の「ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している」「災害時を意識して、水や食料品などを 3 日以上備蓄している」「簡易トイレの備蓄など、非常時のトイレ対策をしている」について、「まだ取り組んでいないし、取り組む予定もない」と回答した主な理由をお聞かせください。

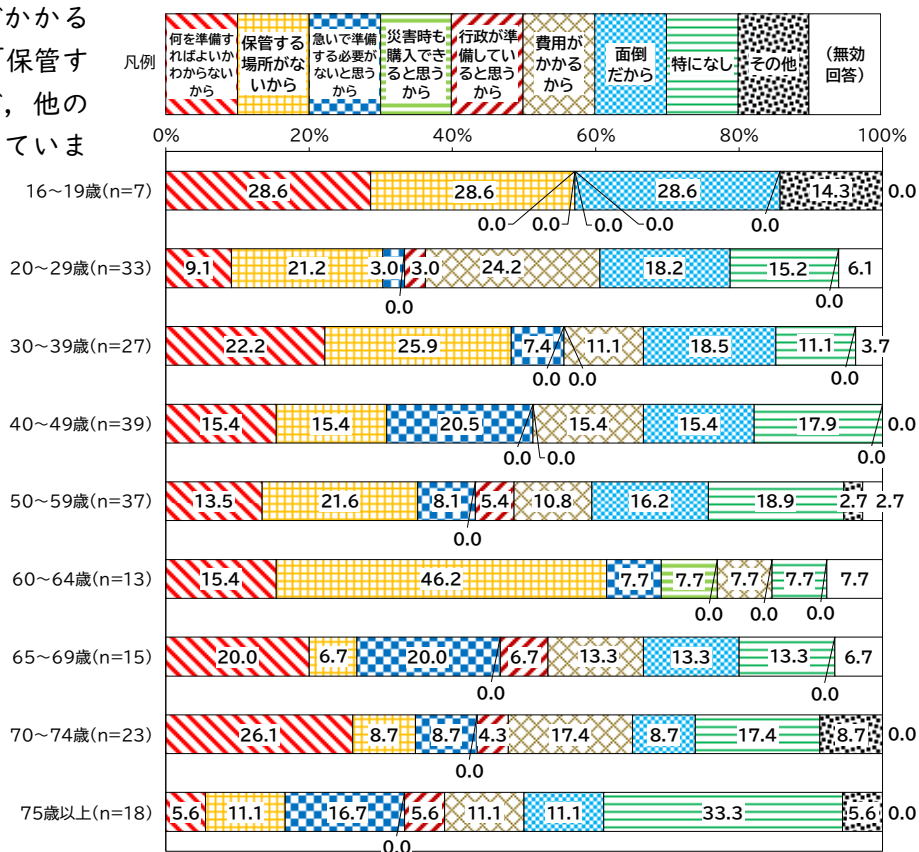
<全体 (n=212) >

○「保管する場所がないから」が 19.3% で最も高く、次いで「何を準備すればよいかわからないから」の 16.0%、「面倒だから」の 14.6% の順となっています。



<年齢層別>

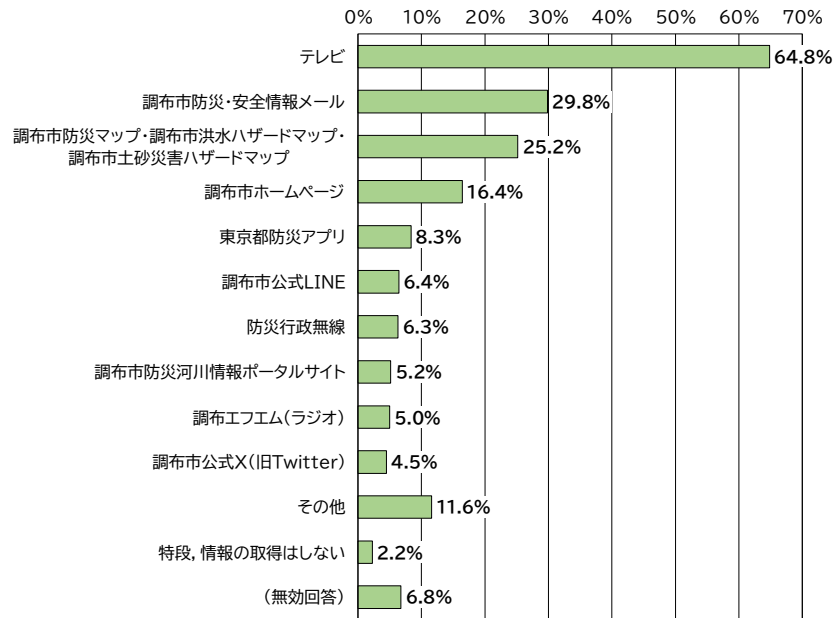
○20~29 歳で「費用がかかるから」、60~64 歳で「保管する場所がないから」が、他の年齢層に比べ高くなっています。



問 15) あなたは台風や地震等の災害時にどのように情報を得ていますか。

<全体 (n=1,211) >

○「テレビ」が 64.8%で最も高く、次いで「調布市防災・安全情報メール」の 29.8%、「調布市防災マップ・調布市洪水ハザードマップ・調布市土砂災害ハザードマップ」の 25.2%の順となっています。



<年齢層別>

○いずれの年齢層においても、「テレビ」が最も高く、これに次ぐものとしては、16～19歳及び30～59歳で「調布市防災・安全情報メール」、60歳以上は「調布市防災マップ・調布市洪水ハザードマップ・調布市土砂災害ハザードマップ」となっています。

選択肢	合計	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
全体	1,211	27	87	132	196	254	99	108	162	140
テレビ	785	17	52	78	108	159	61	77	125	103
調布市防災・安全情報メール	361	10	14	44	93	102	27	18	36	15
調布市防災マップ・調布市洪水ハザードマップ・調布市土砂災害ハザードマップ	305	1	14	28	61	61	28	24	46	42
調布市ホームページ	199	3	12	21	35	48	20	21	18	20
東京都防災アプリ	101	1	3	12	15	23	11	13	14	9
調布市公式LINE	78	0	3	10	11	23	7	3	15	6
防災行政無線	76	4	6	1	5	14	4	10	13	18
調布市防災河川情報ポータルサイト	63	2	2	7	19	18	4	3	3	5
調布エフエム(ラジオ)	60	0	3	2	6	12	5	6	13	12
調布市公式X(旧Twitter)	54	2	10	15	9	14	1	0	3	0
その他	141	3	19	23	29	19	18	11	12	7
特段、情報の取得はしない	27	1	4	3	7	5	1	2	1	3
(無効回答)	82	2	2	6	9	14	9	10	12	18

(上段：実数(人)、下段：構成比)

回答割合が最も高い：

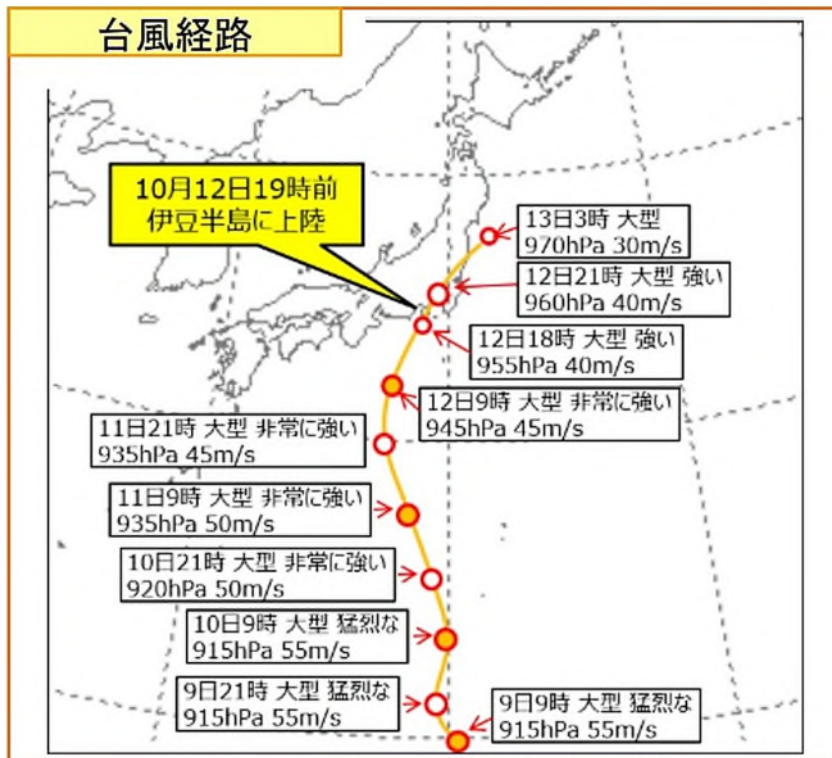
回答割合が2番目に高い：

80 令和元年東日本台風 調布市の記録

Ⅰ 令和元年東日本台風の概要

10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第19号）は、マリアナ諸島を西に進みながら、7日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12日には伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、東京都を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。

（出典：令和元年10月台風第19号を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」）



この台風の通過に伴い、東京都では10月10日から13日にかけて暴風や大雨となった。最大風速は羽田で34.8m/s、江戸川臨海で32.6m/sを観測し、統計開始以来の極値を更新した。最大瞬間風速は神津島で44.8m/s、江戸川臨海で43.8m/sを観測した。

10日0時から13日24時までの総降水量は、解析雨量（96時間積算）では、多摩地方を中心に広い範囲で400ミリを超え、多摩西部及び多摩南部では600ミリを超えた所があった。アメダスでは、西多摩郡奥多摩町小河内で610.5ミリ、西多摩郡檜原村小沢で649.0ミリ、八王子で427.0ミリ、青梅で404.0ミリを観測した。24時間降水量では、小沢627.0ミリ、小河内580.0ミリなど、統計開始以来の極値を更新する地点が複数あった。

（東京管区气象台「令和元年台風第19号に関する東京都気象速報」より抜粋）

※台風第19号による被害を受け、調布市は「災害救助法」の適用を受けた。

適用年月日：令和元年10月12日

適用基準：災害救助法施行令第1条第1項第4号

2 気象状況

(1) 気象警報

令和元年東日本台風により、調布市には10月12日4時14分に大雨警報（土砂・浸水）、6時32分に大雨警報（洪水）、12時13分に暴風警報が発令された。

台風の接近に伴い、12日15時30分以降、東京都内及び近県の一部地域に大雨特別警報が発令されたが、調布市には発令されなかった。

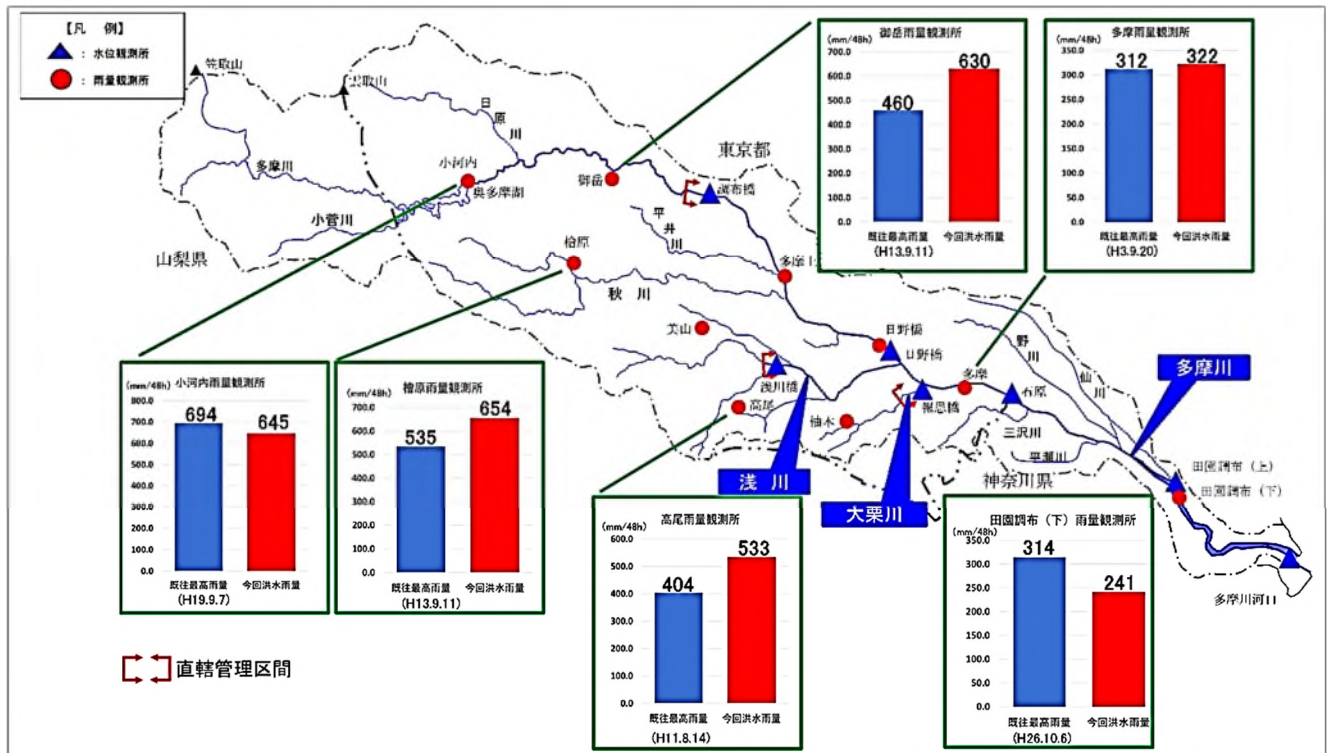
月日・時刻	10月11日(金)		10月12日(土)				10月13日(日)		
	15:46	20:27	4:14	6:32	12:13	23:55	2:13	8:19	16:52
大雨 (土砂・浸水)		注意報	警報				注意報		
大雨 (洪水)			注意報	警報					
強風・暴風		注意報		警報	注意報				

※注意報から警報に格上げの際の注意報解除については表示を省略している。

(2) 多摩川流域の降水量

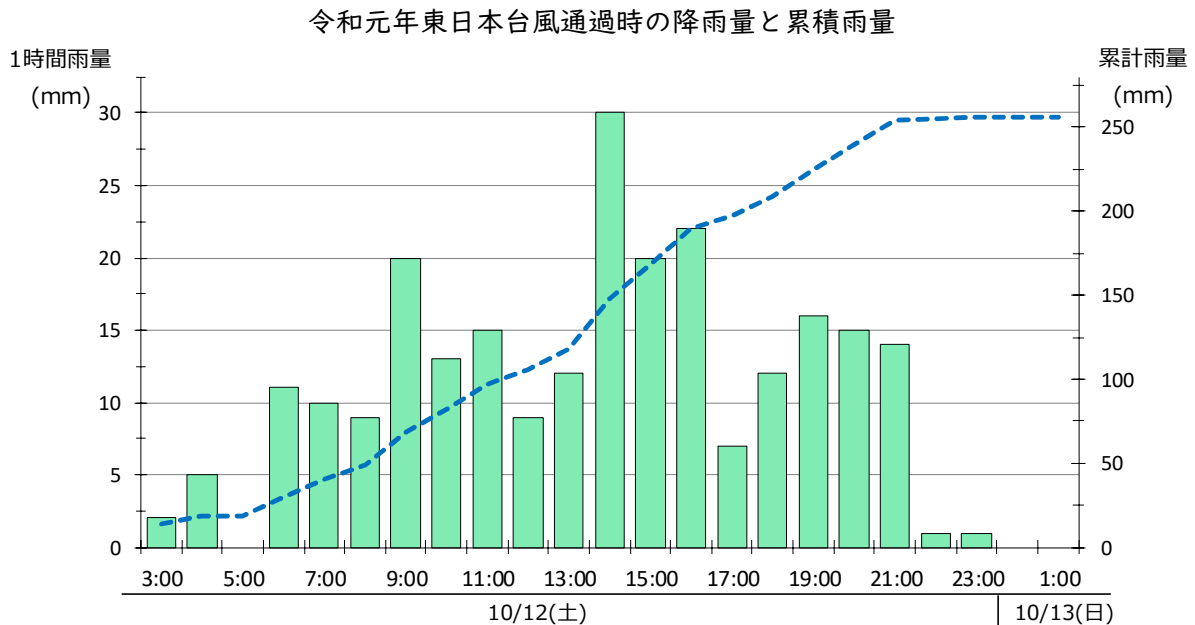
多摩川流域では、10月11日の昼過ぎから降り始め、御岳（東京都青梅市）、檜原（東京都西多摩郡檜原村）で1時間に最大56mmの大雨を観測し、総雨量は檜原（東京都多摩地域西部）で最大654mmに達した。流域全体では241mmから654mmの降雨となった。

（出典：国土交通省 水文水質データベースより算出）



（3）調布市の降水量

調布市は10月12日朝から1時間に10mmを超える強い雨が観測され、台風上陸前の14時に最大雨量となる30mmを観測、11日17時からの累積雨量は256mmを記録した。



観測日時	10/12(土)											
	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
1時間雨量	2	5	0	11	10	9	20	13	15	9	12	30
累計雨量	14	19	19	30	40	49	69	82	97	106	118	148
時間最大雨量												30

観測日時	10/12(土)								10/13(日)			
	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00
1時間雨量	20	22	7	12	16	15	14	1	1	0	0	0
累計雨量	168	190	197	209	225	240	254	255	256	256	256	256
時間最大雨量												

※表の最大雨量はグラフ表示時間内の時間最大雨量を表示しています。

3 各河川水位の状況

（1）多摩川の水位（石原水位観測所）及び小河内ダムの放流状況

多摩川流域では、10月12日早朝から雨が強くなり、急激な水位上昇を続けた。

石原水位観測所では、12日19時には、計画高水位の5.94mを超える6.00mに達し、12日22時50分頃、最大水位である6.33mを観測している。（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所「出水概要」第3報より）以降、13日0時まで計画高水位を超える水位が観測された。

平常時

10月12日21:40頃

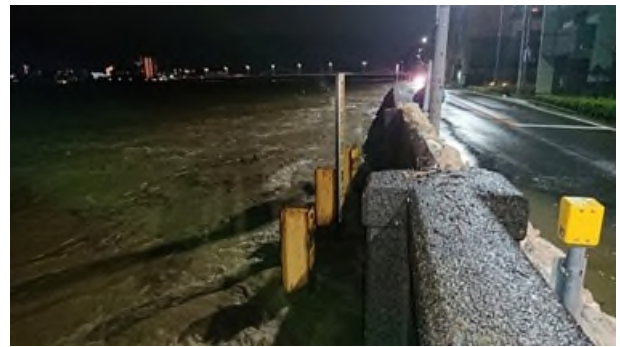


多摩川：左岸 27.6k 付近石原（調布市多摩川地先）

（出典：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所「出水概要」第3報）



10月12日(土)21時頃の多摩川の様子



10月12日(土)22時頃の多摩川の様子（陸間）

多摩川（石原水位観測所）水位の状況

日時		水位	水位の状況等
10月12日(土)	13:00	4.05 m	水防団待機水位（4.00m）超過
	14:00	4.37 m	避難判断水位・はん濫注意水位（4.30m）超過
	16:00	5.03 m	はん濫危険水位（4.90m）超過
	19:00	6.00 m	計画高水位（5.94m）超過
	22:50	6.33 m	最大水位を観測
10月13日(日)	0:00	5.79 m	計画高水位（5.94m）以下に低下
	3:00	4.88 m	はん濫危険水位（4.90m）以下に低下
	6:00	4.21 m	避難判断水位・はん濫注意水位（4.30m）以下に低下

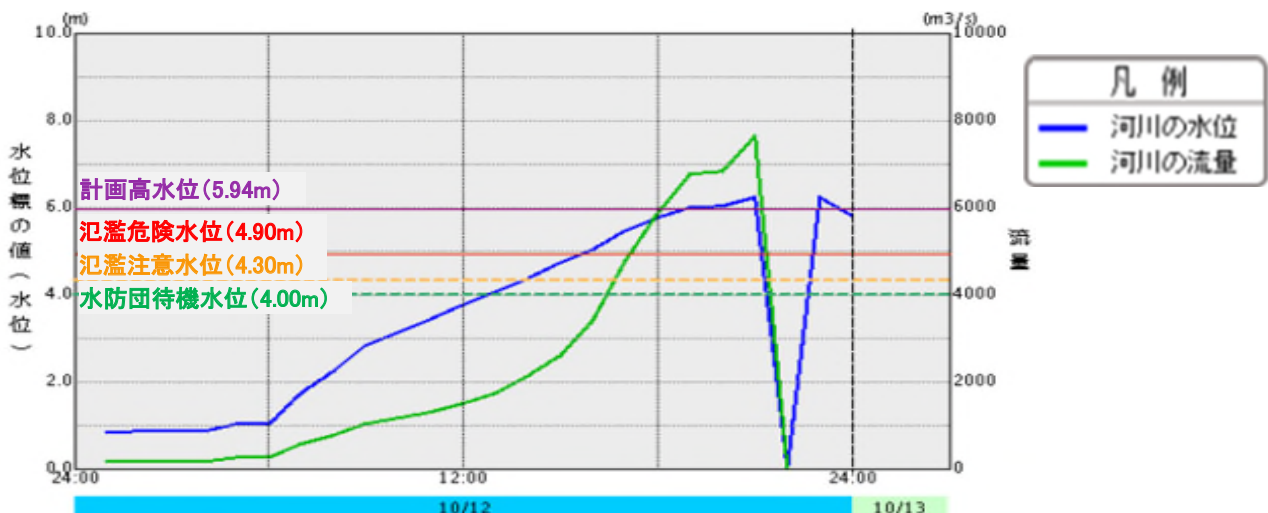
多摩川上流の奥多摩町にある小河内ダムの放流状況は、下表の通りである。

最大放水量は、10月12日18時から21時までの毎秒750 m³であるが、16時以降は放水量が流入量より毎秒300 m³程度少ない。

日時	放水量 (m ³ /秒)	流入量 (m ³ /秒)	貯留増減量 (m ³ /秒)	
10月12日(土)	6:00	42.50	56.51	14.01
	7:00	47.50	79.69	32.19
	8:00	68.50	140.64	72.14
	9:00	93.00	274.60	181.60
	10:00	139.50	360.85	221.35
	11:00	201.00	367.40	166.40
	12:00	275.50	373.26	97.76
	13:00	319.00	463.85	144.85
	14:00	366.00	563.80	197.80
	15:00	417.00	663.81	246.81
	16:00	532.00	833.25	301.25
	17:00	647.00	930.43	283.43
	18:00	750.00	987.12	237.12
	19:00	750.00	1,012.33	262.33
	20:00	750.00	1,069.00	319.00
21:00	750.00	1,078.80	328.80	
10月13日(日)	1:00	550.00	562.61	12.61
	7:00	300.00	237.04	-62.96

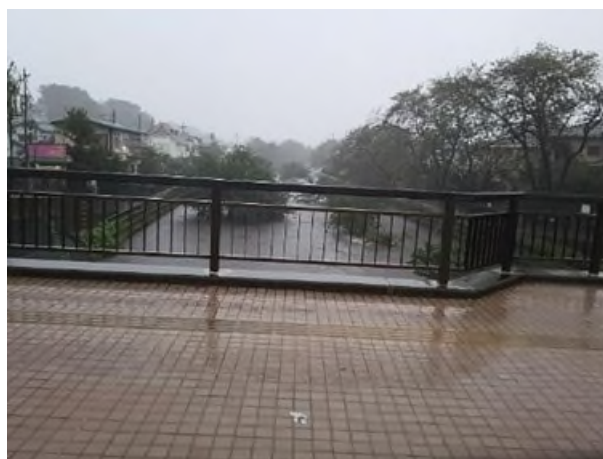
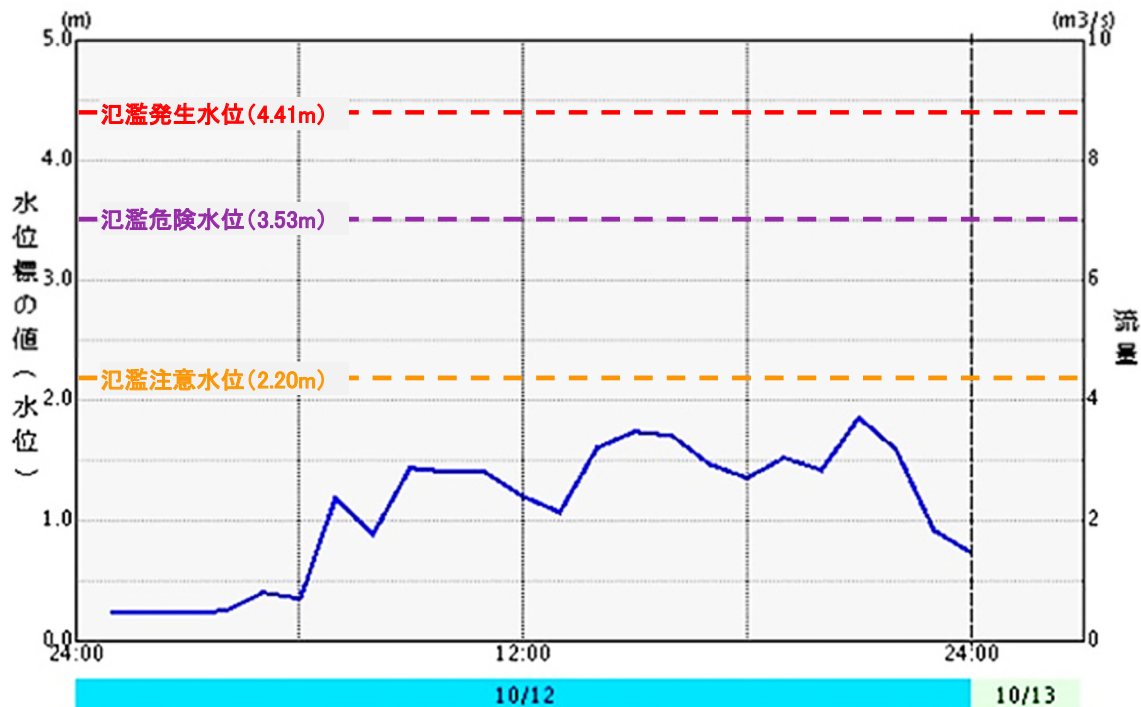
多摩川（石原水位観測所）水位の状況

多摩川は、10月12日22時50分に最大水位を観測した。（22時の水位は、データ欠測）

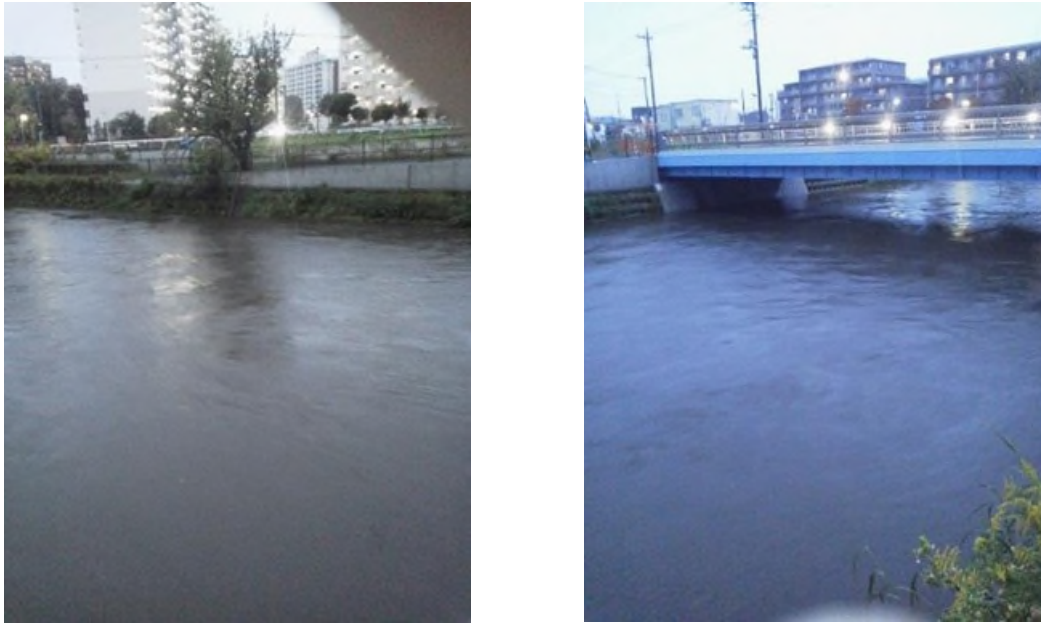


（2）野川の水位（大沢橋水位観測所）

野川は、雨が強くなり始めた10月12日早朝から水位が上昇したが、1.5m前後で安定し、継続した水位上昇は見られなかった。



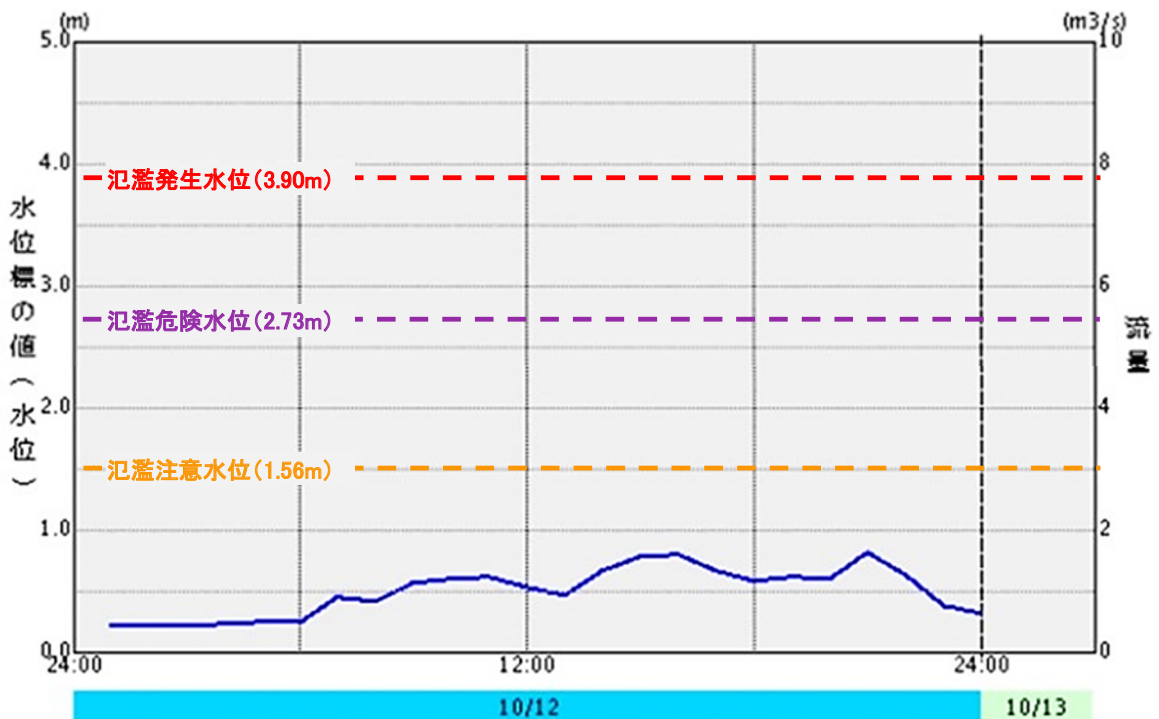
10月12日(土)16時頃の野川の様子



10月12日(土)16時頃の野川の様子

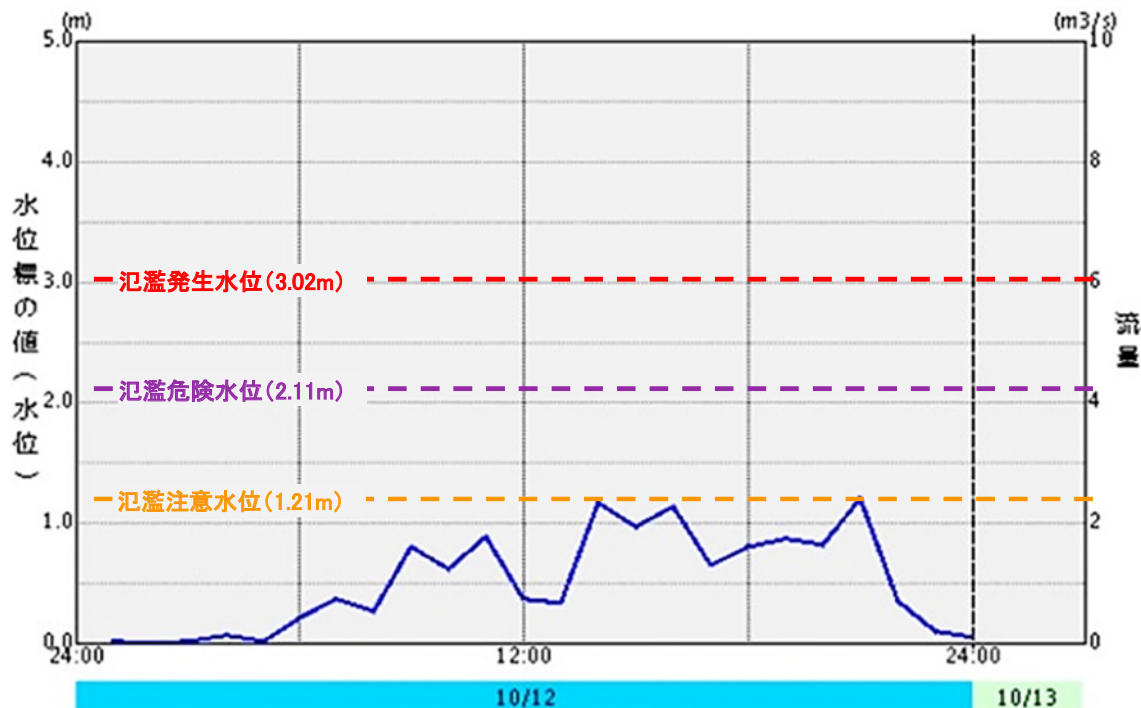
(3) 仙川の水位（長久保水位観測所）

仙川は、雨が強くなり始めた10月12日早朝から若干水位の上昇が見られたものの、0.5m前後で安定していた。



（4）入間川の水位（入間川水位観測所）

入間川においても、雨が強くなり始めた10月12日早朝から水位の上昇が見られ、最大で1.19m（10月12日21:00）であった。



4 台風上陸前の対応

(1) 水防警戒本部会議等の開催

日時		実施内容
10月10日(木)	12:11	新着情報で職員に参集態勢の確認などについて周知
	16:45	庁議メンバー及び水防所管部署による緊急会議 (台風進路及び準備状況, 態勢の確認, 自主避難所の開設検討)
10月11日(金)	15:30	庁議メンバー及び水防所管部署による緊急会議(水防警戒本部会議) (自主避難所開設及び運営体制決定)
	16:30	自主避難所職員説明会

(2) 市内各施設等及びイベント等の状況

※(表は, 10月11日(金)時点で事前に決定した施設及びイベント等の状況である。)

台風が通過する10月11日(金)から14日(祝)までは荒天が予想されたため, 調布市が実施するイベントや各部署で管理する施設は, 事前に中止や閉所・閉館が決定された。

・市内各施設等

施設所管課	施設名	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (祝)	備考
ごみ対策課	利再来留館	○	×	-	-	
緑と公園課	野草園	○	×	○	-	屋外の施設のため, 13日(日)は状況に応じて閉館。
産業振興課 (産業労働支援センター)	コクティ-3階 市民プラザあくろす 調布市産業労働支援センター	○	△	-	-	産業労働支援センター: 12日(土)の個別相談を休止。絶対創活塾(第21期)第3回を延期。
環境政策課	多摩川自然情報館	○	×	○	○	
交通対策課	子ども交通教室	○	×	○	○	
男女共同参画推進課	市民プラザあくろす	○	△	○	○	12日(土)の午後5時で閉館。あくろす全館閉鎖
	中央図書館	○	△	○	○	たづくり閉館時間にあわせて午後5時で閉館。状況に応じて変更あり。
	図書館分館	○	○	○	○	状況に応じて変更あり。

施設所管課	施設名	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (祝)	備考
保育課	認可保育園	○	△	-	-	通常通り午前7時から開園。なお、午前11時以降、利用児童がいない場合は閉園する。利用児童がいる場合は、最終の降園をもって閉園する。
児童青少年課	ユーフォー	○	×	-	-	12日(土)は中止。
児童青少年課	学童クラブ	○	△	-	-	12日(土)は原則自宅待機（勤務等の都合上、どうしても学童クラブを利用する必要がある場合は、必ず保護者の方が学童クラブまで児童を送るとともに職員に引き渡すことを条件に、午前9時から開設する。なお、利用児童がいない場合は、午前11時以降閉館する。利用児童がいる場合は、最終の降館・降室時刻をもって職員が退勤する。）
児童青少年課	児童館 青少年ステーション CAPS	○	△	○	○	12日(土)は午前11時以降閉館。
教育総務課	教育会館	○	-	○	○	
指導室	小学校（授業）	○	×	-	-	土曜授業の中止。
	中学校（授業）	○	×	-	-	土曜授業の中止。
社会教育課	青少年交流館	○	×	×	○	
	学校開放	○	×	×	-	
公民館	東部，西部，北部公民館	○	△	○	-	12日(土)は午後5時以降は閉館。
図書館	本館（たづくり）	○	×	△	○	13日(日)は開館を遅らせたり、閉館を早めるなど変更する場合がある。

施設所管課	施設名	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (祝)	備考
図書館	各分館	○	×	△	○	13日(日)は各分館において開館を遅らせたり、閉館を早めるなど変更する場合がある。
郷土博物館	深大寺水車館	○	×	○	-	
	武者小路実篤記念館	○	△	△	○	12日(土), 13日(日)は開館・閉館時間を変更する可能性があり、また実篤公園を閉鎖する場合がある。
福祉総務課	総合福祉センター	○	△	○	-	12日(土)は午後5時に閉館します。
障害福祉課	こころの健康支援センター	○	△	-	-	12日(土)は正午まで面接予約を受け付けている方のみ対応、午後は休館。
	障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう	○	×	-	○	通常は土曜営業のところ閉館（祝日は営業）。
	地域生活支援センター希望ヶ丘	○	×	-	-	通常は土曜営業のところ閉館（祝日は休業）。
子ども発達センター	子ども発達センター	○	×	-	-	12日(土)は初回相談の事前予約者のみ実施予定だったが、中止により休館。14日(祝)は緊急一時養護事業の事前予約者のみ来庁予定。
高齢福祉担当	深大寺老人憩の家	○	△	-	-	12日(土)は午前10時～正午まで開館。
	布田老人憩の家	○	△	-	-	12日(土)は午前10時～正午まで開館。
子ども政策課	子ども家庭支援センターすこやか	○	×	○	○	
スポーツ振興課	総合体育館	○	△	○	○	12日(土)は午後6時まで開館。森のこみちは終日休業。
	西調布体育館	○	×	○	○	
	深大寺テニスコート	○	×	○	○	
	緑ヶ丘テニスコート	○	×	○	○	

施設所管課	施設名	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (祝)	備考
スポーツ振興課	多摩川テニスコート	○	×	○	○	
	調布中学校テニスコート	-	-	○	-	
	調和小学校プール	○	△	○	○	12日(土)は午後6時まで開館。
	市民野球場	○	×	○	○	
	多摩川児童公園内運動施設	×	×	×	×	
	調布基地跡地運動広場	○	×	○	○	
	西町サッカー場	○	×	○	○	
	西町野球場	○	×	○	○	
	西町少年野球場	○	×	○	○	
	大町スポーツ施設	○	△	○	○	12日(土)は体育館は正午まで開館。会議室・大運動場・小運動場は終日休館。
文化生涯学習課	みんなの広場	○	△	○	○	12日(土)は、正午まで。
	文化会館たづくり	○	△	○	○	12日(土)は午後5時で閉館(レストランは午後2時まで)。
	グリーンホール	○	△	○	○	12日(土)は、午後5時で閉館(レストラン含む)。
	せんがわ劇場	○	△	○	○	12日(土)は、午後5時で閉館。
	消費生活センター	○	△	×	×	12日(土)は、正午まで電話のみ相談対応予定。状況に応じて変更。
協働推進課	地域福祉センター(10施設)	○	×	○	○	12日(土)は、全館休館。
	地域福祉センター(上記のうち5施設)	○	×	×	○	富士見・深大寺・菊野台・下石原・入間地域福祉センター(5施設のみ、自主避難所開設の予定があり、休館。残る5施設は、開館予定。)

施設所管課	施設名	11日 (金)	12日 (土)	13日 (日)	14日 (祝)	備考
産業振興課	ぬくもりステーション	△	×	△	○	11日(金)は臨時開所として正午～午後7時まで開所予定だったが、正午～午後4時までに変更。 12日(土)は閉所。13日(日)は午前9時～午後7時まで延長開所予定だったが、正午～午後4時までに変更。
	深大寺観光案内所	○	×	×	○	12日(土)、13日(日)は閉所。14日(祝)は通常開所予定。

※○：通常営業，△：一部変更有（備考欄に変更内容の詳細を記入），×：臨時休館（台風による休館のみ），-：通常休館

・イベント等

所管課等	イベント名称	実施可否	備考
産業振興課(産業労働支援センター)	絶対創活塾(第21期)第3回	△	実施日の延期。
協働推進課	第三小学校地区合同防災訓練	×	中止
つつじヶ丘児童館	オータムコンサート	△	3月28日(土)午前11時～正午に延期。
佐須児童館	吹奏楽のタベ	×	延期するかどうかは未定。
西部児童館	オータムコンサート	×	延期するかどうかは未定。
緑ヶ丘保育園	遊びの広場	×	中止
しきの森保育園	園庭開放	×	中止
中央図書館	初めての方の読書会	×	中止
指導室	調和小学校(運動会)	×	
	第11回中学生「東京駅伝」大会選考記録会	×	於：府中市民競技場
社会教育課	地域運動会(国領小学校)	×	
障害福祉課	すずかけフェスタ2019	×	中止
健康推進課	母親学級「もうすぐママ・パパ教室」	△	予約者と個別に調整。実施日の変更。
	両親学級「もうすぐママ・パパ教室」	△	予約者と個別に調整。実施日の変更。
	ゆりかご調布面接	△	予約者と個別に調整。実施日の変更。

所管課	イベント名称	実施可否	備考
オリンピック・パラリンピック担当	パブリックビューイング	×	
	ファンゾーン	×	13日(日)以降は未定。
	スクラムフェスティバル	×	13日(日)以降は未定。
文化生涯学習課	サンデー・マティネ・コンサート Vol.221	×	
産業振興課	第二十一回深大寺十三夜観月会	△	場所の変更。山門前から本堂内に変更。
	もみじ市	×	中止。14日(祝)に調布市内にて「10月14日のもみじ市 in 神代団地」を開催するよう準備中とのこと。
	近藤勇生誕祭	△	台風のため内容変更あり。西光寺本堂内で式典のみ実施。一般者の参加不可。

※△：一部変更有（備考欄に変更内容の詳細を記入），×：中止

（3）市民への事前広報

日時		実施内容
10月11日(金)	14:00	ホームページ公開 自主避難所の開設について

5 台風上陸当日の対応

(1) 時系列

日 時		実 施 内 容
10月12日(土)	5:10	情報連絡態勢（総合防災安全課）
	7:00	総合防災安全課 12名参集完了
	7:30	自主避難所職員参集
	7:50	東京都情報連絡員受入（2人）
	8:30	消防団メール【自宅待機命令】
		調布エフエム，広報，J-COM 情報共有（避難所開設について）
	8:45	自主避難所開設（富士見・深大寺・入間・菊野台・下石原地域福祉センター）
	10:30	自主避難所2箇所追加決定（第二小・第三小）
	11:04	参集メール【初動要員】（第二小・第三小）
	12:42	参集メール【初動要員】（杉森小・染地小・布田小・第三中⇒第二小へ，飛田給小・第五中⇒第三小へ）
	13:00	多摩川陸コウ閉鎖
		自主避難所開設（第三小）
	13:30	自主避難所開設（第二小）
	13:40	現場確認出動 （市長・消防団長・総合防災安全課職員）
	13:44	消防団メール【各分団詰所待機】
		各分団機械器具置場（詰所）待機
	13:50	避難所開設5箇所検討（富士見台小・滝坂小・八雲台小・国領小・グリーンホール）
	14:00	調布市災害対策本部設置
	14:01	水防第一非常配備態勢発令
		参集メール【全職員】 全管理職及び所要人員参集
15:12	災害対策本部での協議	
15:15	避難所開設（富士見台小・グリーンホール）以降7箇所順次開設	
15:18	避難勧告発令（飛田給3丁目，上石原3丁目，多摩川1～7丁目，染地1～3丁目）	
17:00	避難所開設（増設）決定 第一小・調布中・たづくりくすのきホール・石原小	

日時		実施内容
10月12日(土)	18:00	小島町防災倉庫からグリーンホールへ毛布約900枚, クラッカー約800食。くすのきホールへ毛布100枚, クラッカー100食を搬送開始(～21:00)
	19:00頃	自衛隊情報連絡員2名受入
	20:42	副市長・消防副団長・総合防災安全課職員, 多摩川の水位確認
	21:00	第二小・第三小・富士見台小・グリーンホール・自主避難所として開設した地域福祉センターが著しく混雑
	21:10	副市長・消防団副団長・総合防災安全課職員, 多摩川の水位確認後, 浸水現場へ出向
	21:32	現場確認班より連絡 日活撮影所付近の桜堤通りが冠水 染地3-1浸水 多摩川住宅ト号棟浸水
	22:17	参集メール【全職員宛】 (市民帰宅抑制案内: 桜堤通り, 多摩川住宅周辺の道路冠水・通行止め)
	22:47	染地3丁目ボート隊救助 大人2人・小人2人
	22:50	多摩川石原水位(6.33m) (※計画高水位は5.94m)
10月13日(日)	0:45	災害対策本部での協議
		避難勧告一部解除(飛田給3丁目, 上石原3丁目, 多摩川1～7丁目)
		避難所一部閉鎖決定(石原小)
	2:06	参集メール【全職員】 情報共有: 避難勧告の一部解除・桜堤通りの通行止めを解除。
	6:39	参集メール【全職員】 避難所対応職員連絡(避難所8:45閉鎖, 染地地域住民避難状況報告依頼, 避難所閉鎖に伴う作業)
	7:30	災害対策本部での協議
		避難勧告解除(染地1～3丁目)
		避難所閉鎖を決定(一部の避難者は第三中第二体育館へ移動)
		調布市災害対策本部解散 ※本部解散後台風第19号復旧本部体制に移行

（2）職員の参集状況

・台風対応職員参集人数（10月12日(土)から13日(日)まで）

管理職	117人
一般職	272人
合計	389人

※避難所対応要員を含む

・10月12日(土)における管理職の参集状況

時刻毎の参集状況（全管理職154人 再任用（フルタイム）含む）

時刻	9時	12時	14時	15時	17時
人数	38人	45人	54人	82人	117人
割合	24.7%	29.2%	35.1%	53.2%	76.0%

※10月12日(土)14時1分 ⇒ 水防第一非常配備態勢発令

（3）情報連絡員（リエゾン）の受入れ状況

10月12日(土)7時50分に、東京都から情報連絡員（リエゾン）2名を受け入れ。

（4）災害対策本部会議の開催

調布市では、10月12日(土)14時に調布市災害対策本部を設置し、その後、随時災害対策本部会議を開催し、台風に対する対応や避難情報発令の決定、避難所開設の決定及び防災関係機関との協議を行った。

日時		実施内容
10月12日(土)	15:12	災害対策本部会議
		避難勧告発令（飛田給3丁目、上石原3丁目、多摩川1～7丁目、染地1～3丁目）を決定
10月13日(日)	0:45	災害対策本部会議
		避難勧告一部解除（飛田給3丁目・上石原3丁目・多摩川1～7丁目）を決定
	7:30	災害対策本部会議開催 避難勧告全解除を決定

(5) 市民への広報

日時		実施内容
10月12日(土)	4:14	大雨警報発令
	6:32	洪水警報発令
	8:30	調布エフエム，広報課，J-COM 情報共有（避難所開設について）
	15:18	避難勧告発令
	15:48	防災行政無線放送【避難勧告】（1回目：避難所案内）
	16:00	防災・安全情報メール【避難勧告】，エリアメール送信
	16:07	防災行政無線放送（2回目：1回目と同内容）
	17:02	防災・安全情報メール（避難所開設状況）
	17:29	防災行政無線放送（3回目：避難勧告地域・避難所案内）
	19:28	防災・安全情報メール【避難勧告】（避難所案内）
		防災行政無線放送（4回目：避難勧告地域・避難所案内）
	21:00	ホームページ避難施設開設状況更新
24:00	各避難施設開設状況更新。21:00 時点と受入不可避難所変更なし。	
10月13日(日)	1:53	防災・安全情報メール（避難勧告の一部解除，避難所閉鎖）
	8:34	防災・安全情報メール（避難勧告の解除（全地域），避難所の閉鎖）

(6) 広報媒体

防災行政無線（4回）	避難勧告
防災・安全情報メール（7回）	避難勧告・一部解除・全解除／避難所情報
防災フリーダイヤル	防災行政無線で放送した内容をフリーダイヤル（0800-8000-903）にて情報提供
ホームページ（38件）	<p>警報・避難勧告（11件）／臨時休館・事業中止等（5件）／避難所情報（15件）／道路情報（2件）／注意喚起（2件）／その他（緊急災害用トップページの切り替え，京王線運行情報）（3件）</p> <p>※10月12日(土)午後は，ホームページへのアクセスが集中し，つながりにくい状況となったため，サーバー上限値の拡大や緊急災害用トップページの切り替え等緊急対応を図ったうえで，画像等の容量の大きいデータを削除するなど更なる軽量化を図った。</p>

	<p>【参考】</p> <p>◆トップページへのアクセス件数 60,422件（10月12日(土)の合計） 平時：5,091件（10月1日(火)～11日(金)の平均アクセス件数）</p> <p>◆1時間当たりの最大アクセス件数：6,084件（発生時間帯 10月12日(土)15時～16時） 平時：446件（10月1日(火)～11日(金)の平均アクセス件数の最大値 発生時間帯 13時～14時）</p>
ツイッター（39件）	警報・避難勧告（9件）／避難所情報（10件）／道路情報（6件）／注意喚起（9件）／その他（調布エフエム放送や防災・安全情報メールの案内等，5件）
調布エフエム放送 83.8MHz	警報・避難勧告／臨時休館・事業中止等／避難所情報／道路情報／啓発・注意喚起／その他の情報を随時放送
J：COM（ジェイコム）	警報・避難勧告／避難所情報／道路情報／その他の情報をテレビ画面での表示及びアナウンスにて随時放送
調布市消防団による 巡回	消防団の広報車による巡回放送を実施 10月12日(土)15時30分から随時実施

（7）避難所の開設等

ア 自主避難所の開設状況

場 所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
富士見地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 8:00	約60人	4人
深大寺地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 9:30	約120人	4人
人間地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 9:00	約70人	4人
菊野台地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 7:00	約65人	4人
下石原地域福祉センター	10月12日(土) 8:45	10月13日(日) 8:45	約120人	4人

自主避難所避難者数 約435人



菊野台地域福祉センターの状況
富士見地域福祉センターの状況



深大寺地域福祉センターの状況



イ 指定避難所の開設状況

場 所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
第三小学校 ^(注1)	10月12日(土) 13:00	10月13日(日) 8:45	534人 ^(注2)	25人
第二小学校 ^(注1)	10月12日(土) 13:30	10月13日(日) 8:45	1,057人 ^(注2)	33人
富士見台小学校	10月12日(土) 15:15	10月13日(日) 8:45	910人 ^(注2)	11人
グリーンホール(大・小)	10月12日(土) 15:15	10月13日(日) 8:45	1,731人	19人
国領小学校	10月12日(土) 16:30	10月13日(日) 8:45	130人	8人
八雲台小学校	10月12日(土) 16:30	10月13日(日) 8:45	86人	8人
滝坂小学校	10月12日(土) 17:30	10月13日(日) 8:45	32人	9人
第一小学校	10月12日(土) 17:50	10月13日(日) 8:45	127人	14人
調布中学校	10月12日(土) 18:30	10月13日(日) 8:45	53人	6人
文化会館たづくり くすのきホール	10月12日(土) 18:45	10月13日(日) 8:45	150人	13人
石原小学校	10月12日(土) 19:00	10月13日(日) 8:45	0人	7人
第三中学校 ^(注3)	10月13日(日) 10:30	10月15日(火) 13:00	13日宿泊： 10人(5世帯) 14日宿泊： 3人(2世帯)	25人
染地地域福祉センター ^(注3)	10月15日(火) 17:00	10月16日(水) 7:30	2人(1世帯)	2人

避難所避難者数延べ人数 約6,000人（自主避難所を含む）

※上記のほか文化・コミュニティ振興財団職員8人が、グリーンホール・たづくりで避難所対応。

※避難者数は避難者名簿による集計

(注1)第三小学校及び第二小学校は当初自主避難所として開設し、避難勧告をもって避難所に移行。

(注2)第三小学校、第二小学校及び富士見台小学校については名簿未記載の避難者が多数あったため、上記の避難者数と欄外の延べ人数は一致しない。

(注3)染地1丁目から3丁目の住民の避難所として10月13日(日)に第三中学校第二体育館に設置し、15日に1世帯となったため、染地地域福祉センターへ移行。

※避難所におけるペット対応

グリーンホール小ホールをペット受入れ施設として開放した。また、避難所によっては現場判断によりペットの受入れを行った。なお、各避難所運営マニュアルでは、ペットの受入方法を記載しているが、多数の避難者で混乱したことから、適切な対応が困難な状況となった。



富士見台小学校（体育館）の状況



富士見台小学校（廊下）の状況



第一小学校（体育館）の状況



グリーンホール大ホール（2階席から）の状況



グリーンホール小ホールの状況



くすのきホールの状況



第三小学校（車両避難）の状況

※車両避難の考え方

車両での避難については、風水害時には水害に巻き込まれる危険があることや交通渋滞による避難の妨げとなることなどから、要配慮者で車両での避難が必要な方を除き原則として徒歩による避難をお願いしているが、要配慮者以外にも避難所に車両で避難して来る方が多くいたことから、徒歩による避難者の動線との交錯により交通安全上も危険な状況があった。

ウ 福祉避難所の開設状況

場所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
総合福祉センター	10月12日(土) 15:00	10月13日(日) 8:30	46人	19人*

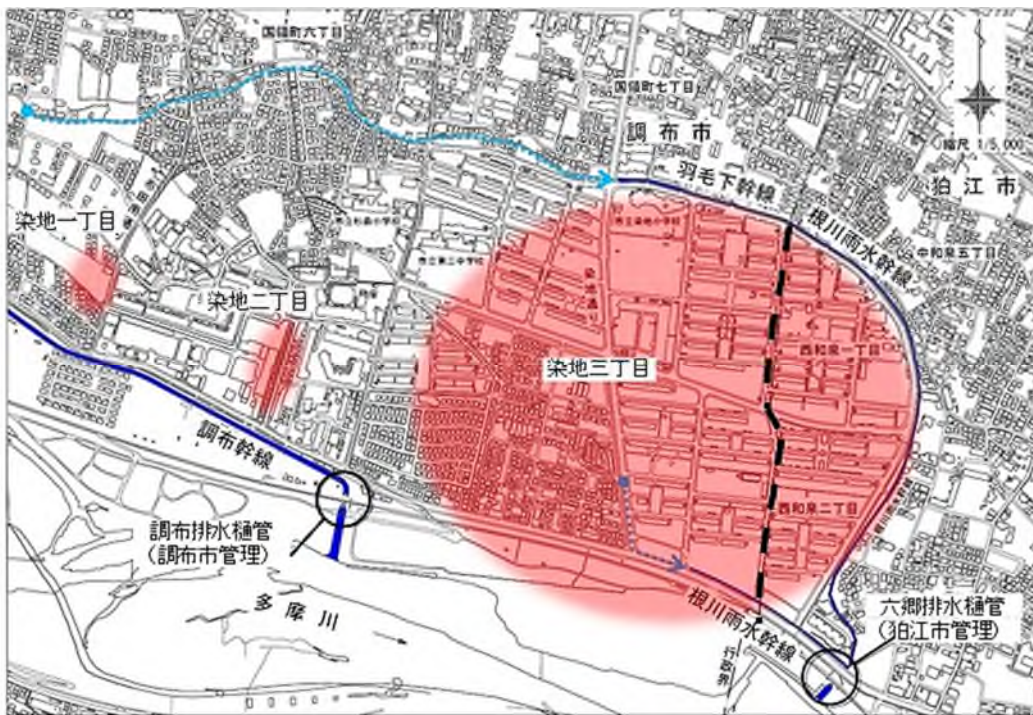
※うち4人は社会福祉協議会職員

(8) 排水樋管対応

・設置場所

調布市内には、染地2丁目地先の調布幹線（府中用水）最下流に「調布排水樋管」があり、調布市で運用管理をしている。

また、狛江市の管理となるが、狛江市中和泉4丁目地先の根川雨水幹線最下流に「六郷排水樋管」がある。この根川雨水幹線は布田6丁目の調布郷土博物館分室南側の羽毛下を起点とする雨水幹線で、調布市と狛江市の行政境で名称が羽毛下幹線から根川雨水幹線へ変わる（流域面積約260haの内、約95%が調布市域となっている）。



・役割

多摩川の水位が上昇した際、樋管を閉め多摩川の水が市内に逆流するのを防ぐための施設。ただし、流域内に降雨が認められる場合は、それによって滞水するため、樋管を閉めることでかえって水害を引き起こしてしまう恐れがある。

・排水樋管の操作について

当日の樋管操作状況（六郷排水樋管を含む）

		日時	対応状況
調 布 排 水 樋 管	10月12日(土)	11:20	樋管水位 3.5mを確認。 調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。
		13:00	樋管水位 4.7mを確認。 調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。
		15:00	調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。 水位計の上限水位（5 m）を超えていたため、水位は不明。
		18:20	調布幹線の水位があと 10cm 程度の余裕があることを確認、 越水・逆流はなかったため、開放を継続した。
		22:20	樋管水位を確認 越水・逆流はなし。 なお、22:50 の多摩川最高水位の際も越水・逆流はなし。

六郷排水樋管（狛江市対応）	日時		対応状況（狛江市資料から引用）
	10月12日(土)	12:00	職員が樋管に常駐を開始。降雨があり、多摩川への流れがあったため、開門のままとした。
		15:10	消防団に待機を依頼。
		16:00	常設ポンプ及び消防団ポンプ車にて排水作業開始。根川から多摩川への流れが確認できたため、樋管は閉めていない。
		18:00	六郷さくら通りの冠水範囲が広がっていること消防団のポンプ車が増えたことにより、樋管を一旦閉め排水作業を行う。
		18:20	冠水範囲がさらに広がったため、樋管を開け排水作業を継続。
		19:30	石原の水位観測所水位が6mを超えたため、安全を考慮して職員は退避。引き続き降雨が見込まれたこと、多摩川への流れが確認できたことにより、開門のままとした。
	23:00	市内の雨が小康状態となったため、閉門し常設ポンプにて排水を開始。その後多摩川の水位を監視しながら開門した。	
10月13日(日)	2:50	冠水解消	



調布排水樋管の状況

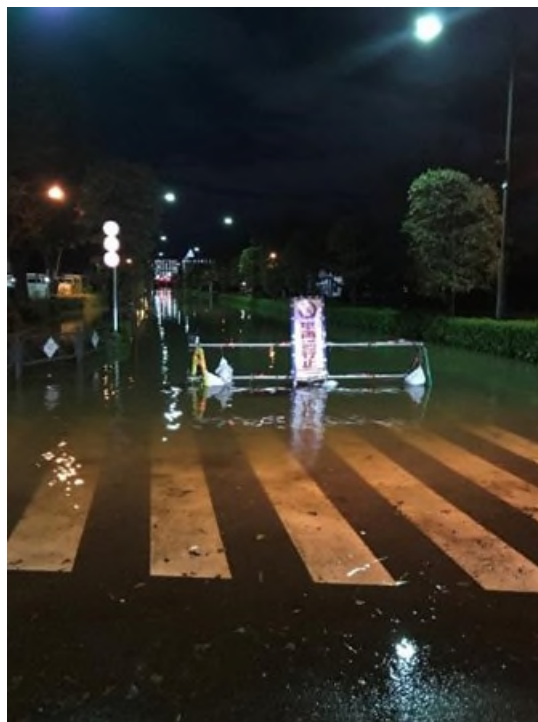
（9）市内道路，下水道施設等のパトロール

・市内道路パトロール等の実施

期 間	実 施 内 容
10月12日(土)～13日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・指令班3人，2人1組の5班体制で道路パトロールを実施 ・桜堤通り（染地通り～狛江市境）の冠水による道路規制対応 ・染地小学校前交差点・布田南通り・京王閣周辺の冠水による道路規制対応
10月13日(日)・10月19日(土)・10月31日(木)・11月6日(水)～	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩住宅周辺道路清掃を実施



消防団第8分団前多摩川陸間の状況



道路冠水（染地）の状況（10月13日(日)）

・下水道施設パトロールの実施

期間	実施内容
10月12日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・3人1組2班体制で下水道施設パトロールを実施 ・下水道施設の点検，雨水枡の清掃を実施（飛田給2丁目，多摩川3丁目，小島町3丁目，染地1丁目，染地2丁目，染地3丁目） ・調布排水樋管（水門）の状況確認 ・交通規制の応援（警察・道路管理課と連携）
10月13日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・調布排水樋管の外柵破損に対する応急対応 ・集水枡（緑ヶ丘1丁目）の清掃を実施 ・仙川ポンプ場の稼働状況確認
10月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・調布排水樋管の河口への流木・土砂等の堆積確認

(10) 消防団活動

日時	実施内容
10月12日(土)	8:36 消防団自宅待機命令
	10:30 消防団本部役員参集
	13:40 多摩川の水位確認（本団）
	13:44 全分団機械器具置場（詰所）待機
	14:20 野川の水位確認
	15:30～17:10 避難勧告発令に伴う広報，警戒活動
	17:26～ 避難所追加の広報
	19:00 全分団に機械器具置場待機指示
	20:42 多摩川の水位確認（本団）
	21:10～ 染地3-1 浸水対応
	22:08 染地3-1 出火報
	22:14 染地2-32 浸水対応
	22:15 染地3-1 浸水現場救助活動（救命ボート要請）
	22:30 染地3-1 浸水現場（救命ボートを署隊に引継ぎ）
	22:47 染地3-1 浸水現場（署隊により大人2人，小人2人救出）
	22:50 染地2-33 床上浸水
	22:55 染地1-19 先下水の溢水（下水道課に連絡）
23:48 染地2-34 先下水の溢水（下水道課に連絡）	

日時		実施内容
10月13日(日)	1:20	全分団機械器具置場（詰所）待機一部縮小
	2:30	全分団一旦撤収
	2:50	消防団本部役員一旦撤収
	7:00	消防団本部役員参集
	8:15	多摩川の水位，染地地区の浸水状況確認
	13:45	染地3-1浸水現場の排水活動開始
	14:15	染地3-1浸水現場の応援増強
	16:30	小島町3丁目出火報
	16:55	小島町3丁目火災現場引上げ
	17:25	染地3-1浸水現場の排水活動終了

（出場：消防団本部役員4人，7個分団56人，総合防災安全課4人）

（11）要支援者への対応

日時	内容	所管課	
10月12日(土)		開設している避難所等についてのお問合せ対応。	介護保険担当・生活福祉課・障害福祉課
	17:30～25:00	福祉避難所等において，保健師派遣要請があり，健康推進課及び障害福祉課の保健師を派遣した。（4人体制）	健康推進課・障害福祉課
	18:30	訪問看護ステーションから，避難勧告地域の住民が逃げられないとの情報提供があり，障害福祉課職員が移送した。	障害福祉課
	18:30	重度の要介護者の家族から移送要請があり，福祉総務課及び高齢者支援室職員が福祉避難所へ移送した。	福祉総務課・高齢者支援室・健康推進課
	21:45	健康推進課及び高齢者支援室4人が10箇所の避難所を訪問し，避難者の健康確認を行った。	健康推進課・高齢者支援室・子ども生活部
		障害者へ電話での安否確認。（3件）	障害福祉課

6 被害発生状況等

(1) 人的被害

死傷者の報告なし

(2) 住家被害

・被害件数 246 件（令和2年3月25日時点）

【被害状況の内訳】

（単位：件）

被災地域	床上浸水	床下浸水	その他 [※]	合計
染地3丁目	120	79	2	201
染地2丁目	2	5	1	8
染地1丁目			1	1
飛田給2丁目			1	1
上石原1丁目			1	1
上石原2丁目			1	1
上石原3丁目	1		2	3
富士見町4丁目			2	2
小島町1・2・3丁目	1		3	4
国領町1丁目			1	1
国領町3丁目			1	1
国領町5丁目			1	1
多摩川2丁目	1			1
多摩川4丁目	2			2
多摩川5丁目			2	2
多摩川7丁目			2	2
菊野台3丁目			1	1
東つつじヶ丘1丁目	1			1
西つつじヶ丘4丁目			1	1
入間町2丁目			1	1
仙川町1丁目			1	1
緑ヶ丘1・2丁目		1	1	2
深大寺元町1丁目			1	1
深大寺元町3丁目	1			1
深大寺元町4丁目			1	1
深大寺北町3丁目			1	1
深大寺東町1・8丁目			2	2
深大寺南町4丁目			1	1
合計	129	85	32	246

※「その他」は、屋根の破損、雨漏りによる天井裏の浸水など

(3) 農業被害

農業用施設（ビニールハウス）	全壊，倒壊はなし。ビニールハウスの一部破れや天窓のゆがみ等の被害
農作物（畑）	染地地区において，畑の冠水による農作物破棄等の被害

※令和元年11月5日時点



染地3丁目付近の状況

(4) 公共施設被害

公共施設 （学校を除く）	雨漏り含む漏水 31 施設，窓ガラスなど一部破損 9 施設，その他機械警備設備不具合や倒木などが数件発生した。多摩川児童公園内運動施設グラウンドでは，フェンス等が破損した。
学校施設	小学校 10 校，中学校 4 校で，雨風の吹込み等による雨漏りが発生した。また，避難所を開設した第三小学校と富士見台小学校では，校庭が自家用車で避難した市民の車両の駐車場となり轍が発生したことから，復旧作業が必要となった。

子ども発達センター2階の状況（10月13日(日)10時頃）



（5）ライフラインの被害

電気	停電	東京電力から10月12日（土）午後9時42分に情報提供有り。染地2, 3丁目の約3,500世帯が停電したが、すぐに復旧した。
道路	冠水	布田南通り, 多摩川住宅周辺, 桜堤通り（染地通り～狛江市境）等にて冠水。
	通行止め	桜堤通り（三中通り～狛江市境）, 多摩川堤通り（京王閣周辺）ほか。



道路の冠水の状況（消防署提供データ）



道路の冠水の状況（10月12日（土）23時頃）

(6) 多摩川河川敷

・グラウンドの被害



多摩川河川敷（10月13日(日)9時頃）



多摩川河川敷（10月13日(日)9時頃）



多摩川河川敷（10月13日(日)14時頃）



多摩川（調布排水樋管付近）（10月16日(水)15時頃）

7 浸水区域の復旧及び被災者に対する支援

(1) 排水活動

浸水被害の家屋等を対象に専門業者等による排水処理を実施。

・排水件数 94件

※広範囲が浸水した地域においては、消防団の協力による排水活動を実施。



染地3丁目付近の排水活動の状況

（2）災害ごみの収集

- ・ 浸水被害等により発生した，災害ごみについて，無償で収集，処分を実施。

【災害廃棄物処理量（令和元年11月5日時点）】（単位：トン）

収集期間	処理量
10月15日（火）	20.3
10月16日（水）	35.6
10月17日（木）	52.7
10月18日（金）	33.9
10月19日（土）	13.6
10月21日（月）	15.9
10月22日（火）	25.3
10月23日（水）～31日（木）	122.7
11月1日（金）～5日（火）	11.9
合計	331.9



染地3丁目付近の災害ごみ収集の状況

（3）浸水家屋の消毒

- ・床上浸水、床下浸水した家屋（住居スペース）を対象に、専門業者への委託により消毒を実施。（令和元年度中）

浸水区分	件数
床上浸水	99件
床下浸水	248件
合計	347件

（4）冠水道路の清掃

- ・多摩川住宅周辺の道路清掃を実施（10月13日・19日・31日・11月6日～）。



自衛隊による土砂対応（多摩川住宅付近）

（5）銭湯入浴券の配布

- ・床上・床下浸水等に伴う給湯設備の故障等で入浴できない世帯を対象に市内の銭湯（4箇所）で利用可能な入浴券を配布 ※1枚で家族全員が利用できる入浴券を配布。

利用期間	令和元年10月17日（木）～10月31日（木）
利用者数	335人

※その他 杉森小学校，第三中学校のシャワールームを貸出し。

（6）り災証明書の発行

・り災証明書等申請受付及び発行件数（令和2年3月25日時点）

発行 246件

【り災証明書の認定内訳】

認定区分	件数
全壊	0件
大規模半壊	0件
半壊	133件
一部損壊（準半壊）	90件
一部損壊（10%未満）	23件
合計	246件

・認定基準

【非木造】部位（柱・床・梁・外部仕上・屋根・内部仕上・天井・建具など）ごとに算出した損害割合を積算して認定。（※主に集合住宅や戸建の地下居室など）

認定区分	住家の損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
半壊	20%以上 40%未満
一部損壊（準半壊）	10%以上 20%未満
一部損壊（10%未満）	10%未満

【木造】浸水深による判定。

認定区分	住家の損害割合
全壊	住家流失又は床上1.8m以上の浸水 50%以上
大規模半壊	床上1m以上 1.8m未満の浸水 40%以上 50%未満
半壊	床上1m未満の浸水 20%以上 40%未満
一部損壊（準半壊）	床下浸水 10%以上 20%未満
一部損壊（10%未満）	床下浸水 10%未満

（7）被災届出受理証の発行

- ・台風第19号の特例措置として、災害対策基本法に基づく、被災証明の対象とならない住家以外の不動産、動産（車両など）を対象に被災者からの被災届の提出があった旨を証明するもの。
- ・運用開始日 令和元年11月7日（木）
- ・発行件数 13件

（8）住宅修繕等の臨時相談窓口の設置

設置期間	令和元年10月24日（木）～11月8日（金）（日曜日を除く）
設置場所	染地地域福祉センター
相談員	東京土建一般労働組合調布支部（事前予約制）
相談件数	19件 ※一部住宅の管理組合は、東京土建一般労働組合に直接相談につき上記件数に含まず。
主な相談内容	床上・床下浸水に伴う工事の進め方、リフォーム・床下の点検、消毒。庭の塀（木製）の修繕・シャッターが水圧で損傷・畳、押し入れ下床、断熱材の点検など。

（9）調布市災害ボランティアセンターの開設

運営者	調布市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）
活動期間／災害ボランティアセンター設置場所	第1期 令和元年10月14日（月）～10月20日（日） 設置場所：調布市災害ボランティアセンター（多摩川住宅ト－7号棟集会室） 第2期 令和元年10月21日（月）～12月19日（木） 設置場所：市民活動支援センター，染地地域福祉センター
活動内容	第1期 水災家財の運びだし，清掃ほか 第2期 水災家財の運びだし，清掃，消毒作業時の家具移動，不安の傾聴ほか
活動エリア	染地3丁目付近浸水被害エリア
活動人数（ボランティア）	第1期 延べ381人 第2期 延べ71人
案件数	第1期 64件 第2期 18件

※調布市災害ボランティアセンターは令和元年12月19日で活動を終了したが、それまで活動したボランティアの有志が立ち上げたボランティア団体が、現在も写真洗浄などの活動を続けている。



(10) 被災児童・生徒への対応

・教科書の無償給与

小学校	1校3人
中学校	2校2人

・被災後の児童・生徒の状況

臨時校長会（10月15日(火)）及び定例校長会（10月30日(水)）にて児童・生徒の状況把握及び必要に応じた対応等を依頼。心理面でのケアの必要ある子どもの報告はなし。

(11) 被災者支援のための案内窓口の設置

・被災者の生活再建支援への取組を支援するため、各種の支援制度を御案内するもの

日時	令和元年 11月5日(火)～11月8日(金) 午前9:00～午後5:00	令和元年 11月9日(土)～11月10日(日) 午前10:00～午後4:00
場所	市役所2階 市民ロビー	染地地域福祉センター
内容	り災証明書の発行 災害ごみの収集 浸水した家屋の消毒 災害見舞金 災害援護資金(貸付制度) 個人市民税・都民税、国民健康保険税の減免など	
案内窓口受付状況	相談者数：20人	



主な相談内容	災害見舞金の支給に関すること	11件
	減免に関すること	11件
	その他（自動車の水没に関する支援等）	5件

（12）被災者生活再建支援事業補助金の実施

台風第19号により住宅が半壊以上の損害を受けた人に対し、住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した費用を補助（給付）するもの。

（令和3年2月24日時点）

被害の程度	再建方法別	件数	補助金額（千円）
半壊	建設・購入	2	3,500
	補修	95	104,945
	賃借	6	814

（13）住宅補修緊急支援事業の実施

台風第19号による被害があり、り災証明書で「一部損壊（10%未満）」の判定結果を受けている住宅の所有者かつ居住者に対し、住宅の補修工事に要した費用を補助（給付）するもの。

（令和2年3月31日時点）

被害の程度	再建方法	件数	補助金額（千円）
一部損壊（10%未満）	補修工事	13	2,601

（14）災害援護資金

調布市内において、災害により被害を受けた世帯に対し、その世帯の生活の立て直しを支援することを目的とするために、資金を貸し付けるもの。

（令和2年3月31日時点）

件数	補助金額（千円）
1	3,200

（15）見舞金の支給

災害救助法の適用により国及び市からの給付金や見舞金の支給対象外となる被災者に対し、市内の風水害における過去の災害見舞金支給状況等を踏まえ、特例として「調布市災害見舞金等支給規則」に定める見舞金と同額の見舞金を支給した。

なお、当該見舞金支給の後、東京都が行った「被災者生活再建支援制度」における支給対象者に対しては、給付金を支給している。

（令和2年4月30日時点）

災害種類程度		件数	支給額（千円）
半壊	単身世帯	34	680,000
	家族世帯	92	2,760,000
合計		126	3,440,000

（16）止水板設置工事等助成金交付事業

止水板設置工事等助成金交付事業とは、風水害時における浸水被害の防止及び軽減を図るため、住宅（共同住宅を含む。）、店舗、事務所等（以下「住宅等」という。）において、止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用の一部を助成する制度を創設した。

【申請状況】（令和3年2月1日時点）

件数	助成金額（千円）
3	724

(17) 住民説明会の開催等

・台風第19号被害状況の報告

主 催	染地みどり自治会（説明：総務部総合防災安全課，環境部下水道課）
日 時	令和元年10月29日（火）午後7:00～9:30
場 所	染地ふれあいの家（多摩川自然情報館1階）
内 容	経過，被害状況及び発生原因，調布市の対応ほか
参加人数	約120人

・台風第19号における被害状況及び被災者支援についての住民説明会

主 催	調布市（出席者：長友市長，伊藤副市長，荒井副市長ほか17人）
日 時	令和元年11月4日（月）午後6:30～9:15
場 所	杉森小学校体育館
内 容	経過，被害状況及び発生原因，調布市の対応，今後の被災者支援
参加人数	約300人



・台風第19号における原因究明の経過報告等に関する中間報告

主 催	調布市
日 時	令和2年4月30日（月）
場 所	市ホームページへの掲載 （新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言期間中のためホームページに掲載して報告）
内 容	原因究明経過報告，当面の対策，樋管水門の暫定運用，国土交通省の多摩川における対策，避難等に関する対策

・台風第19号における浸水被害の原因の究明結果などに関する住民説明会

主 催	調布市（出席者：長友市長，伊藤副市長，黒岩副市長ほか10人） 説明：下水道課，総合防災安全課
日 時	令和2年10月30日（金）午後6:30～8:00 10月31日（土）午前10:30～12:00
場 所	杉森小学校体育館
内 容	下水道課：これまでの経緯，降雨・水位等の基礎情報，浸水発生時の検証，狛江市検証結果との比較，当面の対策，最終報告までの課題，国土交通省の多摩川における対策 総合防災安全課：風水害に備えた取組
参加人数	10月30日（金）71人 10月31日（土）83人

・令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会（最終報告）

主 催	調布市（出席者：長友市長，伊藤副市長，黒岩副市長ほか14人） 説明：下水道課，総合防災安全課，都市計画課
日 時	令和3年3月12日（金）午後6:30～8:00 3月13日（土）午前10:30～12:00
場 所	染地小学校体育館
内 容	下水道課：これまでの経緯，中間報告概要，調布排水樋管流域における流出解析，羽毛下・根川雨水幹線流域における流出解析，今後の予定 総合防災安全課：避難対策 都市計画課：開発・建築行為に関する浸水対策
参加人数	3月12日（金）60人 3月13日（土）67人

8 令和元年東日本台風対応に関する課題と対策

(1) ハード対策

ア 根川雨水幹線・羽毛下幹線治水対策

No.	課題	対策
1	浸水原因の究明を行うとともに、対策の検討を進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月30日に市ホームページで、令和2年10月30, 31日に住民説明会で、進捗状況の中間報告を実施。 調布市・狛江市の水害対策等に関する検討会をこれまでに4回開催し、両市の検討状況の情報共有を図っており、今後も継続。
2	水位等を遠隔監視するシステムがない。	<ul style="list-style-type: none"> 水位計等による遠隔監視システムを構築。(令和2年6月)
3	樋管閉門時の排水設備が不足していた。	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式排水ポンプを3台配備。(令和2年5月)(移動車両は9月に配備完了)

イ 調布幹線治水対策

No.	課題	対策
1	水位等を遠隔監視するシステムがなかった。市民が水位情報等を確認する手段がない。	<ul style="list-style-type: none"> 水位計・監視カメラによる遠隔監視システム及びインターネットの閲覧サイト(調布市防災河川情報ポータルサイト)を構築。(令和2年6月)
2	目視によるほか逆流を確認する手段がなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 調布排水樋管に流向計を設置。(令和2年7月)
3	樋管の操作は現地で手動で行う仕組みとなっていた。	<ul style="list-style-type: none"> 調布排水樋管の遠隔操作化を検討。 調布排水樋管操作要領(暫定運用)を定めた。(令和2年10月) 令和2年度中に流出解析に基づく正式な操作要領を策定予定。
4	樋管閉門時の排水設備の不足、調布幹線から水路への逆流の防止、越水の危険がある際の情報提供の不備に課題があった。	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式排水ポンプを3台配備。(令和2年5月)(移動車両は9月に配備完了) 調布幹線から水路への逆流防止のためのフラップゲートを令和3年5月末までに設置予定。 水位情報に関するインターネットの閲覧サイト(調布市防災河川情報ポータルサイト)を構築。

ウ 自助による水防

No.	課題	対策
1	多摩川の想定浸水区域内に土のうステーションがなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 市内の合計7箇所に土のうステーションの設置が完了。(令和2年8月) 広報紙を作成し、ホームページで周知するとともに多摩川浸水想定区域に広報紙を配布。(令和2年9月)
2	止水板設置など浸水対策が進んでいないなど浸水対策に対して、課題があった。	<ul style="list-style-type: none"> 調布市止水板設置工事等助成金交付要綱を制定(令和2年9月) 市報・ホームページ等で広報。

（2）ソフト対策

ア 防災意識の啓発

No.	課題	対策
1	想定浸水区域の住民に浸水リスクが正しく理解されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川浸水想定区域にある小中学校7校及び調布南高の周辺の電柱に想定浸水深の表示を実施。（令和2年5月） ・令和3年3月までに、追加で掲示箇所を検討し、表示を継続。 ・浸水深表示だけでなく、実際に浸水が想定される高さの位置に赤色テープを貼るとともに、QRコードを貼り浸水深について市民等に周知。 ・洪水ハザードマップを全戸配布。（令和2年10月5日）
2	災害リスクが高まっている場面で住民の避難行動に繋がらなかった。 風水害の備えが周知されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風19号避難行動等調査報告書を作成。この結果をもとに、避難勧告の発令時期や避難所の開設時期、混雑緩和、避難手段に応じた避難先の選択肢確保などの諸課題への対策に引き続き取り組む。（令和2年9月） ・出前講座のメニューにマイ・タイムラインのメニューを追加し、普及啓発を行う。（令和2年5月）（令和2年度2件実施／令和3年2月1日時点） ・浸水被害のあった地域を中心に風水害への備えについて周知・啓発を促す出前講座を22件（平成31年度11件、令和2年度11件）実施。（令和3年2月1日時点） ・京浜河川事務所との共催で「お天気キャスターとつくるマイ・タイムライン」を実施。（令和2年1月）

イ 情報提供

No.	課題	対策
1	市ホームページでアクセス障害が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用トップページの容量の軽量化を図るとともに、必要な情報を得られやすいようコンテンツの配置を見直し、災害時の機能を強化。
2	避難所の混雑状況が分からない。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の混雑状況を確認し、混雑状況の分散化につながるよう、避難所受付・情報共有システムを導入。

ウ 避難行動

No.	課題	対策
1	寝たきりなど自力避難が難しい避難者に対し、専門的な支援ができる人員体制、車両の配備が十分でなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉車両を保有する市の監理団体と専門的な支援ができる人員の派遣について、協定を締結。 障害福祉課で避難困難が予測される方のリストを作成し、輸送車両に乗れるようにリスト掲載者には個別に周知。
2	避難所への避難者の情報がつかめず、要配慮者の安否確認に時間を要した。	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉課において作成する避難困難が予測される方のリストに加え、非常時の安否確認者リストを相談支援事業所ごとに作成してもらい障害福祉課で集約し、24時間以内の安否確認必要者、水害時の安否確認必要者、水害時自力困難のため介助の必要者は別にリスト化。
3	高齢者・要配慮者の避難行動に課題があった。	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉課において作成する避難困難が予測される方のリストを基に、事前に電話連絡を行い、避難開始や物品の準備などについて注意喚起。 「災害時における輸送等の協力に関する協定」を活用して、浸水想定区域内に居住する自力では避難できない高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者を浸水想定区域外に開設する避難所まで巡回バスによる搬送を検討。

エ 避難所

No.	課題	対策
1	多摩川の浸水想定区域近辺の避難所の確保に課題があった。	<ul style="list-style-type: none"> 東京都管理施設の活用に向けて、交渉中。 西調布体育館を要配慮者の避難施設に指定。
2	多摩川の浸水想定区域内に避難所がある。	<ul style="list-style-type: none"> 全避難所の建物ごとの浸水深等を検証した結果、下石原地域福祉センターを風水害時の避難所から除外。 浸水想定区域内に位置する富士見台小学校について避難人数に制限を設ける形で避難所指定を継続。

No.	課題	対策
3	<p>車両での避難者の対応に課題があった（車両での避難は原則禁止とされているが、令和元年台風19号では、大量の車両の来場により周辺道路が激しく渋滞するため、駐車を断れず、校庭に駐車せざるを得なかった）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車両自体の避難及び車両を利用する際の要配慮者の避難の考え方の整理を行い、多摩川浸水想定区域に広報紙を配布し、ホームページで広報。（令和2年9月5日）
4	<p>ペットの同行避難。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの同行避難に関する考え方を整理し、多摩川浸水想定区域に広報紙を配布し、ホームページで広報。（令和2年9月5日） ・小学校4校で実施した避難所開設訓練の中で、ペットの同行避難の考え方、避難場所、受付の流れなどの確認を実施。当該4校の避難所に従事する職員に加え、小・中学校全28校の避難所から代表者が参加し、各避難所における訓練内容を共有。（令和2年7月） ・令和3年度の「調布市防災教育の日」では、小・中学校全28校において、令和2年7月の避難所開設訓練と同様の訓練を地域と協働で実施する予定であり、その中で、ペットの対応等についても確認予定。
5	<p>避難所の避難者数にばらつきがあった。 早期の避難所開設の要望があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の混雑状況を確認し、混雑状況の分散化につながるように、QRコードによる避難所受付情報共有システムを試験導入。合わせて、令和2年7月の避難所開設訓練で試験を実施し、市報でも体験について周知。 ・職員参集メールを活用した訓練を実施。（令和2年7月） ・早期の避難所開設に向け、職員参集のタイムライン見直しを実施。
6	<p>風水害の局面では一次避難所開設と同時に福祉避難所の開設が必要となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの要望を踏まえて避難所の見直しを行い、学校などの一次避難所と同時に開設する福祉避難所として、総合福祉センター、子ども家庭支援センターすこやか、西部地域福祉センター、西調布体育館の4箇所を新たに指定。このうち、総合福祉センターは主に体の不自由な方の避難所として、子ども家庭支援センターすこやかは乳幼児及び妊産婦の避難所として開設。

（3）災害対策本部の機能強化

ア 避難所運営

No.	課題	対策
1	避難所要員，初動要員の対応能力の向上が必要であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4校で実施した避難所開設訓練において，校門の開錠，ペットの対応，防災備蓄倉庫の確認，感染症対策を講じた受付・避難スペースの設置等に関する訓練を実施。当該4校の避難所に従事する職員に加え，小・中学校全28校の避難所から代表者が参加し，各避難所における訓練内容を共有。（令和2年7月） ・初動要員を対象に，たづくり・グリーンホール避難所開設訓練を実施し，図上訓練及び避難所開設シミュレーションを実施。（令和2年8月，9月）
2	避難所開設時の初動要員の人員が不足していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から学校配属の市職員（用務員，栄養士，給食調理員，事務※正規・再任用に加え，教育総務課雇用の会計年度任用職員含む）を所属する学校の「学校避難所対応職員」として位置付けたことで，円滑かつ速やかな避難所開設に向けた体制を強化。（各校2人以上，合計135人）
3	地区協議会等の地域への情報伝達の仕組みが未整備だった。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会連絡会にて「緊急時地域情報共有体制」の提案・検討を行い，メール等連絡ツールの整備や地域での連絡体制を確認。（令和2年8月）
4	要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉車両を保有する市の監理団体と専門的な支援ができる人員の派遣について，協定を締結。 ・安否確認の実施フローを作成した。今後各事業所に周知する方針。サービス利用計画策定・更新の際には，個別に避難場所や避難方法を所定の用紙に記入し，毎回確認する方針。
5	避難所運営に当たる職員が市民から認識しづらかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者と協力者を区別するためのビブスを192着（3着×32箇所×2色）配備。
6	避難所運営職員間の情報連絡手段がなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所担当職員用のトランシーバーを令和2年度中に配備。

イ 庁内の体制

No.	課題	対策
1	災害対策本部（総合防災安全課）の電話・MCA無線が繋がらず各部の情報収集，指示連絡に支障をきたした。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結事業者の災害対策本部・避難所受付情報共有システムを利用することにより，情報収集能力をさらに強化。 ・防災行政無線（移動系）を使用する訓練を行い，使用方法を習得し，平時も含めて日頃から訓練を継続して実施。

ウ 職員の体制

No.	課題	対策
1	避難所を担当する職員の人員確保が困難だった。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から学校配属の市職員（用務員，栄養士，給食調理員，事務※正規・再任用に加え，教育総務課雇用の会計年度任用職員含む）を所属する学校の「学校避難所対応職員」として位置付けたことで，円滑かつ速やかな避難所開設に向けた体制を強化（各校2人以上，合計135人）。 ・混雑が予想される避難所に，避難所要員を増員配置。 ・早期の避難者開設に備えるため，公共交通機関の計画運休の前の早い段階から職員を参集できるよう，タイムラインの見直しを実施。
2	職員参集メールの不達があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・参集メールを活用した訓練実施。（令和2年7月） ・引き続き訓練を実施予定。

令和元年11月5日号（第1面）

台風19号での市内の被害状況などをお知らせします

台風19号により被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
この度の台風19号への対応に当たっては、警察、消防をはじめとする関係機関や調布市消防団、各種事業者組合などの関連団体、そして自治会やボランティアの方々など多くの皆様にご協力いただき、厚く感謝申し上げます。

10月19日には、調布市も台風19号に伴う災害に対して、災害救助法の適用地域に指定されました。



多摩川の河川敷

避難所への避難者数 **約6,000人**

市内の被害状況

床上・床下等の浸水被害世帯数 **177世帯** (10月25日現在)

今回の台風では、調布市内においても、染地地域を中心に床上・床下浸水などの被害が多数発生しました。
※浸水発生後、り災証明書交付のための調査状況に基づいた件数。今後、変動する場合があります。

被害発生後の調布市の対応

市では現在、被害に遭われた方に対して、関係機関・団体などと連携しながら、各種対応を進めています。まだ必要な手続きがお済みでない方は担当課へご連絡ください。

り災証明書の発行

各種公的融資や相続・保険税の減免の申請などに「り災証明書」が必要となります。職員が被害箇所の確認と写真撮影などの現地の調査を行い、り災証明書を発行しています。

受付件数/198世帯、調査件数/177世帯(10月25日現在)

☎資産課 ☎481-7205

ごみ処理

浸水などの被害によって発生したり災ごみを無料で収集・処分しています。

処理量/約197トン(10月22日現在)

☎ごみ対策課 ☎042-306-8200

家屋の消毒

家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、希望があった方に対して、無料で浸水被害を受けた家屋の消毒作業を行っています。

受付件数/215世帯(10月25日現在)

☎健康推進課 ☎441-6100

※災害救助法の適用に伴う被害者支援の内容は、確認ができ次第、市報などでお知らせ

令和元年度総合防災訓練は中止

台風19号被害への対応が最優先であることや、訓練会場の設営が困難であることなどを踏まえ、11月10日(日)に多摩川河川敷で予定していた調布市総合防災訓練は、中止となりました。
☎総合防災安全課 ☎481-7346

台風19号の被害などに伴う総合窓口

市では、台風19号の被害などに伴う総合窓口を設置します。被害に遭われた方に、生活再建に関する各種支援制度の受け付けや説明を行いますので、ご相談ください。

☎①11月5日(火)～8日(金) ②9日(土)・10日(日)(予定)

☎①午前9時～午後5時 ②午前10時～午後4時

☎①市民ロビー(市役所2階) ②染地地域福祉センター

☎総合防災安全課 ☎481-7346

災害ボランティア



調布市災害ボランティアセンターが立ち上がり、10月14日～20日に、ボランティアや市職員が被災された方と一緒に、浸水被害のあった家屋内の家財道具運び出し、片付け、土砂の掃除、割れたガラス・外れたドアなどの運び出しを行いました。
(社会福祉協議会)

続きは2面をご覧ください → → →

令和元年11月5日号(第2面)

台風19号災害に関わる情報

○災害に便乗した詐欺被害にご注意を～トラブルに遭わないために～

- 事業者が突然、点検または格安で家屋の点検・消毒をすと訪問し、依頼した後高額の請求をされるトラブルが多く発生しています。十分注意してください
- 台風による住宅の損害については、火災保険や損害保険の補償対象になる場合があります。業者から代行すると言われても、まず自分で契約先の保険会社や代理店に連絡し、保険金の支払いの対象や手続きについて確認しましょう
- 突然、業者から保険金を使った住宅修理を勧誘されても、その場で契約するのはやめましょう
- 住宅修理を検討する時は、必ず複数の業者から見積もりを取り、家族や周りの人にも相談しましょう
- 市役所などの公的機関が電話で裏金を求めることはありません。不審な電話がかかって来たらずきに切ってください

困った時は、一人で悩まずに

調布市消費生活センター☎481-7034または、消費者ホットライン☎188にご相談ください。また、相手が居座り、しつこく勧誘してくる場合は、すぐに警察に通報してください。(文化生涯学習課)

○災害時の情報収集方法の確認を

災害時は防災行政無線や市報のほか、下記でも緊急情報などが配信されますので、ご活用ください。

- 調布市防災・安全情報メール
市からの緊急情報や地震情報(震度3以上)、気象情報(特別警報、警報、注意報)、災害情報などを配信します。右記2次元コードからアクセスし、空メールを送信すると送られてくるメールに従って登録してください
- 防災フリーダイヤル(0800-8000-903)
防災行政無線で放送した防災・災害などの緊急情報を24時間確認できます
- 市公式ツイッター アカウント/chofu_shi
- 調布エフエム放送
ラジオ/FM83.8MHz
パソコン/[ListenRadio]または「サイマルラジオ」
スマートフォン/無料アプリ[ListenRadio]をインストール
- ケーブルテレビ J.COM(デジタル111ch)



○災害に備えて「防災マップ」と「洪水ハザードマップ」の確認を

「防災マップ」と「洪水ハザードマップ」を確認し、災害に対する備えや実際に災害があった時にどのように行動するべきか、家族や地域で考えましょう。各マップは、総合防災安全課などで配布しているほか市報からも閲覧できます。
☎総合防災安全課☎481-7346

令和元年台風19号災害義援金へのご協力を

令和2年3月31日(火)まで
☎総合案内所前(市役所2階)、福祉総務課(市役所3階)、神代出張所、文化会館たづくり1階総合案内所 ☎福祉総務課☎481-7101

台風19号では、避難所設置の在り方や、避難に関する情報発信などについて、各方面からさまざまなご意見・ご要望をいただいています。皆様のご意見は真摯に受け止め、市として引き続き現在進めている被災後の対応に最大限取り組みながら、課題を整理し、今後の防災・減災対応に生かしてまいります。

令和元年11月20日号(第16面)

台風19号関連情報

各種支援窓口

被害を受けた方は、被害の程度などにより、利用できる制度がありますので、一部を紹介いたします。詳細は各問い合せ先へお問い合わせ、または市報をご覧ください。

被災証明(被災届出受理証)の発行
被災者からの届け出により、被害程度の判定を必要としない住家以外の不動産、車などの動産が被災した旨を証明するものです。
☎総合防災安全課☎481-7346

り災証明書の発行
被災した住居の被害の程度を証明するものです。各種公的融資や相続・保険料の減免の申請などに「り災証明書」が必要となります。職員が現地の調査を行い、り災証明書を発行します。
☎資産課☎481-7205

災害見舞金の支給
住居が床上浸水・半壊以上の被害を受けた方に対して、見舞金を支給します。支給対象者には、市から連絡します。
☎総合防災安全課☎481-7346

災害復旧資金(貸付制度)
住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸付けます。
☎貸付限度金額や条件、対象者は要問い合わせ ☎総務課☎481-7341

市・都民税の減免
災害により住宅や日常生活に要する家財に甚大な損害を受け、生活が著しく困難な際に、申請により納期限が到来していない納付額を減免できる場合があります。
☎市民税課☎481-7193-7

国税の特別措置

納税の猶予や所得税の軽減などの、国税の特別措置を受けられる場合があります。
☎武蔵府中税務署☎042-362-4711

医療保険などの軽減支援

保険料や保険税・窓口負担の支払いが困難と認められる方は軽減支援が受けられる場合があります。保険者によって取り扱いが異なるため、下記以外はお加入の社会保険などにお問い合わせください。
☎国民健康保険税・一部負担金の減免：
保険年金課☎481-7052~4

介護サービス費等の利用料・介護保険料の減免：
高齢者支援室☎481-7321

後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免：
保険年金課☎481-7148
国民年金保険料の免除：保険年金課☎481-7062

災害に便乗した悪質高法や詐欺にご注意

「義援金を求める電話がくる」「事業者が突然、点検または格安で家屋の点検・消毒をすと訪問し、依頼したあとに高額な請求をされる」などの台風災害に便乗した詐欺や悪質高法によるトラブルが多く発生しています。十分注意してください。

○困った時は、一人で悩まずに

調布市消費生活センター☎481-7034または、消費者ホットライン☎188にご相談ください。また、相手が居座り、しつこく勧誘してくる場合は、すぐに警察に通報してください。(文化生涯学習課)

台風19号調布市災害義援金にご協力を

染地地域を中心に床上浸水などの被害が発生しました。市では、市内の被災者支援のため、独自の義援金を受け付けています。いただいた義援金は、全額、市が定める配分基準に従って、市内の被災者へ届けられます。
令和2年1月31日謝まで ☎総合案内所前(市役所2階)、福祉総務課(市役所3階)、神代出張所、文化会館たづくり1階総合案内所、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、総合福祉センター1階 ☎福祉総務課☎481-7101

台風19号復旧対策への寄附にご協力を

多摩川河川敷にある多摩川児童公園では、少年野球場のバックネットが破損するなど大きな被害が発生しています。いただいたご寄附は、こうした台風19号被害の復旧・復興のために活用します。
※返礼品は送っていませんので、ご了承ください
☎☎「ふるさとチョイス」から申し込み
☎ふるさと納税の受け付けを偽装した詐欺サイトの存在が確認されていますので、ご注意ください
☎管財課☎481-7173

お詫びと訂正

「調布市防災・安全情報メール」の登録方法

市報ちょうふ11月5日号の2面に掲載の「調布市防災・安全情報メール」記事内の2次元コードに誤りがありました。お詫びして訂正します。正しい2次元コードとメールアドレスは次の通りです。

登録方法/右記2次元コードからアクセスまたは、Eメールアドレス(☎c-bousai@sg.m.jp)に空メールを送信し、自動返信されるメールに従って登録 ☎総合防災安全課☎481-7346



令和元年12月5日号（第3面）

台風19号関連情報

～り災証明書の発行手続きはお済みですか～

被害を受けた方は、被害の程度などにより利用できる制度があります。公的融資や租税・保険税の減免の申請など各種制度を利用するためには、被災した住居の被害の程度を証明する**り災証明書の発行が必要となります**。職員が現地の調査を行い、り災証明書を発行します。

☎️調布資産税課☎️481-7206～7208

支援制度はこの他にもあります。詳細は、総合防災安全課☎️481-7346にお問い合わせください。

支援制度の紹介(一部)

手続きがお済みでない方は、各問い合わせ先へお問い合わせ、または市番からご確認ください。



○被災証明(被災届出受理証)の発行

被災者からの届け出(被害状況がわかる写真など)により、住家以外の不動産(フェンス、カーポート、物置など)、車などの動産が被災した旨を証明するものです。

☎️調布総合防災安全課☎️481-7346

○災害見舞金の支給

住居が床上浸水・半壊以上の被害を受けた方に、見舞金を支給します。支給対象者には、市から連絡します。

☎️調布総合防災安全課☎️481-7346

○市・都民税の減免

災害により住宅や家財に甚大な被害を受け、生活が著しく困難な状況となった場合、申請により納期限が到来していない納付額を減免できる制度があります。

☎️調布市民税課☎️481-7193～7197

○国税の特別措置

納税の猶予や所得税の軽減などの、国税の特別措置を受けられる場合があります。

☎️調布武蔵府中税務署☎️042-362-4711

令和元年12月5日号（第5面）

生活ひとくちメモ



**災害に便乗した
詐欺や悪質商法にご注意**

地震や台風などの災害に便乗した詐欺や悪質商法のトラブルが発生しています。

事例1

市役所を名乗り、豪雨災害の義援金10万円を集めていると電話があった。市役所に確認すると伝えたら、電話を切られた。

事例2

台風後に、屋根を無料で点検するという業者が訪問した。点検後に、このまま放置すると雨漏りすると言われ、慌てて屋根工事の契約をしてしまった。高額なのでクーリング・オフしたい。

アドバイス

●公的機関が、電話や戸別訪問で義援金や寄付金を募ることはありません。

不審な話には耳を貸さずに、電話を切りましょう。

●自然災害による被害で住宅の修理などが必要な場

合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取り慎重に契約しましょう。

●火災保険の保険金請求を代行するという勧誘による住宅修理のトラブルが多く発生していますので注意しましょう。

●事例2のような訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの方法など不明な点がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。

☎️調布市消費生活センター（市役所3階）

☎️481-7034

来所相談／平日午前9時～正午・午後1時～3時
(事前予約制)

電話相談／平日午前9時～正午・午後1時～3時
30分、第2土曜日午前9時～正午

令和元年12月20日号（第3面）

台風19号関連情報

支援制度の紹介(一部)

○災害援護資金(貸付制度)

住居、家財(車・バイクなどを除く)の損害を受けた方に生活再建に必要な資金を貸し付けます。

国市税に未納がなく、10月12日時点で市内に居住し、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主(所得制限あり)

●家財の3分の1以上に損害があった

●住居の半壊、全壊または滅失・流失

☎1月31日(金) 詳細は市審参照

☎総務課 ☎481-7341

○被災者生活再建支援制度

住宅が半壊以上の損害を受けた方に対して、住宅の建設・購入・補修や賃借に要した費用を補助します。

☎10月12日時点で市内に居住し、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ●住宅が全壊した世帯 ●住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊防止などやむを得ない事由により、住宅を解体した世帯

●住宅が半壊した世帯 ※住宅が賃貸であった世帯は住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯のみが対象

☎り災証明書を申請済みで対象となる方には市から連絡

☎総合防災安全課 ☎481-7346

※令和元年第4回調布市議会定例会での議決を経て決定となります

～り災証明書の発行手続きはお済みですか～

被害を受けた方が各種制度を利用するためには、被災した住居の被害の程度を証明するり災証明書の発行が必要となります。

職員が現地の調査を行い、り災証明書を発行します。☎資産税課 ☎481-7206～7208

支援制度はこの他にもあります

詳細は、総合防災安全課 ☎481-7346

に問い合わせ、または市審(右記2次元コードからもアクセス可)でご確認ください。



令和2年3月5日号（第2面）

令和元年台風第19号災害調布市義援金のお礼

令和元年台風第19号災害調布市義援金に123万2480円の募金が集まりました。集まった義援金は全額市内の被災者へ配分します。ご協力いただきありがとうございました。

☎福祉総務課 ☎481-7101

令和元年台風第19号災害に係る義援金の支給申請をお忘れなく

令和元年台風第19号災害により、調布市で被災された方々を支援するため、市では独自に義援金を受け付けました。東京都から配分される義援金を合わせて、義援金配分委員会でその配分額を確定し、対象となる被災者の方に申請書を送付しています。

義援金の配分を申請する方は、必要事項を記入の上、期限までに必ず返送または持参してください。

受付期限 / 3月13日(金) ☎福祉総務課 ☎481-7101

令和2年3月20日号（第3面）

台風第19号関連のごみ処理に係る申込受付終了

昨年10月の台風第19号によって発生した災害廃棄物の戸別収集と処理手数料免除の措置は、3月31日(火)までの申し込み分をもって終了します。まだ申し込みしていない方は、期日までにごみ対策課までご連絡ください。

なお、申請には市条例などに基づく申請書とり災証明書（写しでも可）の提出が必要です。

☎ごみ対策課業務係（クリーンセンター）☎042-306-8200・☎042-368-9921

令和2年7月5日号（第5面）

令和元年台風第19号災害調布市義援金の支給申請をお忘れなく

令和元年台風第19号災害により、調布市で被災された方々を支援するため、市独自の義援金と都から配分される義援金を合わせて、義援金配分委員会でその配分額を確定し、対象となる被災者に申請書を送付しています。

都などから新たに市への義援金の配分がありましたので、第二次配分（最終配分）を行います。義援金の配分を申請する方は、必要事項を記入の上、期限までに必ず返送または持参してください。

受付期限／7月17日(金)（必着）

☑一次配分の申請をした方は申請不要

☎福祉総務課☎481-7101

令和2年10月5日号（第2面）

風水害に備えよう

調布市洪水ハザードマップの全戸配布

調布市洪水ハザードマップを更新しました。市報10月5日号と一緒に全戸配布します。

修正点／令和元年6月に東京都が発表した東京都管理河川の想定最大規模降雨（1時間当たりの最大雨量153mm・総雨量690mm）などを反映

☎総合防災安全課 ☎481-7346



止水板設置工事などに係る費用の一部を助成

共同住宅を含む住宅、店舗、事務所などで、浸水被害の防止・軽減のために止水板の設置や浸水防止対策をする場合、費用の一部を助成します。

助成対象事業／浸水被害を受けたことがある、または浸水被害が発生するおそれのある地域で令和元年10月12日以降に止水板・排水ポンプ・可搬式非常用発電機などの購入・設置

①止水板の購入・設置：住宅などの所有者または管理組合など

②排水ポンプの購入：防災市民組織または管理組合など

③可搬式非常用発電機の購入：防災市民組織または管理組合など

④その他設備の購入・設置：住宅などの所有者または管理組合など

☎止水板・排水ポンプ・可搬式非常用発電機などの購入または設置工事にかかる経費の実支出額の2分の1と、次の限度額のいずれか低い額

限度額／①④20万円 ②5万円 ③10万円

☎申請書類（総合防災安全課（文化会館たづくり西館3階）で配布、または市☎から印刷可）を総合防災安全課 ☎481-7346へ

令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会

令和元年台風第19号で生じた浸水被害の原因究明結果などを説明します。

☎10月30日（金）午後6時30分～8時・31日（土）午前10時30分～正午 ※各回同内容 ☎市立杉森小学校体育館 ☎各日170人（多数抽選。市民優先） ☎車で
の来場不可 ☎10月19日（月）午後5時までに、電話・FAX・Eメールで住所、名前、電話番号、参加希望日（第2希望まで可）を下水道課 ☎481-7228・31・☎481-7550・✉gesui@w2.city.chofu.tokyo.jpへ ※申込者全員に10月26日（月）までに結果を郵送

令和2年12月20号（第4面）

令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する 住民説明会（会場：市立染地小学校）

令和元年台風第19号で生じた浸水被害の原因究明結果と、今後の対策の検討状況に関する説明会を開催します。

■ 1月29日(金)午後6時30分～8時、30日(土)午前10時～11時30分（開場は各回30分前）※各回同内容

■ 市立染地小学校体育館※前回と会場変更

■ 定員各日120人（多数抽選。市民優先）

■ 申し込みは1人1回。参加決定者には1月22日(金)までに結果通知を郵送

■ 申込住所、氏名、電話番号、参加希望回（第2希望まで）を12月21日(月)～1月15日(金)午後5時に電話またはFAX、Eメールで下水道課 ☎481-7228・31・

☎481-7550・✉gesui@w2.city.chofu.tokyo.jpへ

No.	コンテンツ名	公開開始日	部署名
1	台風19号接近に伴うイベント等の中止(開催)等	2019/10/9	広報課
2	台風19号の接近に伴うイベントの中止・延期一覧	2019/10/11	
3	台風19号接近に伴う市施設などの臨時休館	2019/10/11	
4	台風19号の接近に伴う指定避難場所の開設情報	2019/10/11	
5	台風19号に伴う災害に対する金融上の措置	2019/10/21	
6	(10月28日発表)令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会(令和2年10月中間報告)	2020/10/29	
7	台風19号による被害などのお問い合わせ	-	
8	台風19号に関する災害救助法(住宅の応急修理)	-	
9	(受付終了)台風19号に伴う災害援護資金の貸付け	2019/11/8	法制課
10	令和元年台風第19号復旧対策への寄附のお願い	2019/11/1	管財課
11	台風19号の接近に伴う自主避難場所の開設	2019/10/11	総合防災安全課
12	台風19号の被害状況及び被災者支援についての住民説明会	2019/10/31	
13	台風19号被災者支援に係る案内窓口の開設	2019/11/1	
14	台風19号に伴う被災証明(被災届出受理証)の発行	2019/11/7	
15	令和元年台風19号に関する情報・お問い合わせ	2019/11/19	
16	台風19号に伴う市内の被害状況等	2019/11/19	
17	令和元年台風19号に伴う被災者生活再建支援事業	2019/12/24	
18	台風19号の被害状況及び被災者支援についての住民説明会議事録(要旨)	2020/1/17	
19	令和元年台風19号による被害などのお問い合わせ	2020/2/14	
20	台風19号の水害対策(令和2年4月中間報告)	2020/4/30	
21	令和元年台風19号避難行動等調査報告書	2020/10/29	
22	台風19号被害に対する緊急対応(り災証明書の発行)	2019/10/15	資産税課
23	台風19号の接近に伴う文化会館たづくり・グリーンホール・せんがわ劇場の開館時間変更	2019/10/11	文化生涯学習課
24	令和元年台風19号により被害を受けた中小企業者の再建を支援「東京都自治体連携型補助金」	2020/1/28	産業振興課 産業労働支援係(産業労働支援センター)

No.	コンテンツ名	公開開始日	部署名
25	台風19号に伴う放課後子供教室「ユーフォー」の開設判断基準	2019/10/11	児童青少年課
26	台風19号による調布市内被災者への災害支援ボランティアの募集	2019/10/15	福祉総務課
27	令和元年台風第19号災害義援金への御協力をお願い	2019/11/29	
28	令和元年台風第19号災害調布市義援金への御協力をお願い	2019/12/5	
29	令和元年台風第19号災害に係る義援金の支給申請	2020/3/3	
30	令和元年台風第19号災害に係る義援金の最終配分	2020/6/18	
31	令和元年台風第19号災害に係る義援金の配分	2020/10/21	
32	台風19号により被災された方の子ども発達センター緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業利用料の免除	2019/11/14	子ども発達センター
33	台風19号により浸水被害を受けた家屋の消毒	2019/10/15	健康推進課
34	令和元年台風第19号により被災された方の国民健康保険税の免除	2019/11/18	保険年金課
35	令和元年台風第19号により被災された方の国民健康保険税の減免期間を延長	2020/4/2	
36	令和元年台風第19号により被災された方の国民健康保険一部負担金免除等(令和2年9月30日終了)	2020/9/1	
37	台風19号による多摩川河川敷内公園2園の貸出の中止	2019/10/18	緑と公園課
38	令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会(10月30日・10月31日実施)	2020/12/10	下水道課
39	(開催延期)令和元年台風第19号に伴う浸水被害に関する住民説明会(1月29日・30日)	2020/12/20	
40	台風19号接近に伴う粗大ごみ受付センター業務	2019/10/11	ごみ対策課
41	台風19号により発生した「災害廃棄物(り災ごみ)」の収集	2019/11/1	
42	台風19号接近にともなう調布市公民館の使用時間の変更	2019/10/11	東部公民館
43	令和元年台風第19号に係る調布市議会災害対策支援本部活動等報告書	2020/1/30	議会事務局

令和元年 10月16日 調布市役所

台風19号による被害などのお問い合わせ

台風19号被災者の皆様に、心からお見舞い申し上げます。
風水害により被害を受けた際は、り災ごみの処理などの支援が受けられます。
被害の程度等により、ご利用できる制度が異なりますので、詳しくは各問
合わせ先までご連絡ください。

■ ごみの処理

浸水被害等により発生した、り災ごみについては、無償で収集・処分します。
ごみ対策課(クリーンセンター) 電話番号 042-306-8200

■ 災害ごみ搬出ボランティア

災害ごみの搬出をボランティアへ依頼することができます。
調布市市民プラザあくろす 市民活動支援センター
電話番号 042-443-1220

■ り災証明の発行

り災証明書の発行にあたっては、被災家屋の現地調査が必要です。
資産税課 電話番号 042-481-7206～7208

■ 床上・床下浸水の被害を受けた家屋の消毒

床上・床下浸水した居住スペースは、感染症予防のため消毒が必要です。
健康推進課 電話番号 042-441-6100

上記のほか、税の減免などの支援があります。
詳細は市ホームページをご覧ください



【全般的なお問い合わせ】調布市 総務部 総合防災安全課
042-481-7346～7348

令和元年10月23日

台風19号被害に伴う「住宅修繕相談臨時窓口の設置」について

この度の、台風19号による床上・床下浸水に伴う住宅修繕に係る臨時相談窓口を下記のとおり設置いたします。浸水被害により相談事をお持ちの方は、ぜひご利用ください。

【臨時相談窓口概要】

対象者：台風19号の床上・床下浸水により住宅被害を受けられた方

設置場所：調布染地地域福祉センター（調布市染地3-3-1 都営住宅染地8号棟内）

設置期間：令和元年10月24日（木）～11月8日（金）

午前10時から午後4時まで

※事前予約制、[日曜日、10月28日（月）、11月4日（月）]は除く

相談員：東京土建一般労働組合（市内の工事業者や職方による団体）

【ご利用方法】

①調布市役所 住宅課（481-7545）へ事前予約の連絡をしてください。

※相談希望日当日の予約は対応困難のため、相談希望日前日の午後4時までに予約連絡をお願いします。（月曜の予約は、金曜午後4時まで。）

②相談日時決定。

③相談決定日時に「調布市染地地域福祉センター」へ行ってください。（下図参照）

※日によって相談室が異なりますので、地域福祉センター窓口にて、その日の相談室をご確認ください。

【相談例】

- ・浸水した部分の修繕工事をしたい。
- ・浸水した部分の洗浄・消毒作業をお願いしたい。
- ・床下の点検確認をお願いしたい。
- ・その他、浸水被害に係る各種住宅相談

【問合せ先】

調布市 都市整備部 住宅課 住宅支援係

電話：042-481-7545（直通）



調布市染地地域福祉センター
※地域福祉センターには駐車場が
ございませんので、あらかじめ
ご承知置きください。

染地3丁目 お住いのみなさまへ

調布市社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを立ち上げ、台風19号で浸水等の被害を受けられた皆様のお宅の片づけ等の作業をしてまいりました。

これまで多摩川住宅ト号棟管理組合様のご厚意でト号棟集会所をお借りし活動してきましたが、現地での災害ボランティアセンターは20日(日)の午前をもってひとまず閉じ、その後の拠点は市民活動支援センターになります。今後につきましては次のとおりとなりますのでお知らせします。

災害ボランティアの依頼

市民活動支援センター

TEL 042-443-1220

9:00～17:00 10/21(月)休み

調布市国領町 2-5-15

コクティ-2階

相談・お話し…etc

染地ボランティアコーナー

(染地地域福祉センター内)

9:00～16:00 日曜・祝日、28日(月)休み

お茶を飲みながら情報交流や何気ないお話ができる場として、ご利用ください。

※10/21(月)13:00～11/1(金)



市民活動支援センター
キャラクター
「えんがわくん」



染地地域福祉センター：調布市染地3-3-1

調布市社会福祉協議会

調布市小島町2-47-1

TEL 042-481-7693



社協キャラクター
「ちょびっと」

令和元年11月1日 調布市役所

台風19号により発生した災害廃棄物(り災ごみ)について

台風19号の被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
調布市では、現在、通常のごみ収集に加え、個別に御連絡をいただいた災害ごみにつきまして、別途、収集にお伺いしているところです。

また、市条例に基づく廃棄物処理手数料の免除につきましては、申請手続きを省略の上、適用させていただいているところです。

この取扱につきましては、台風が東京都に最接近した10月12日の翌日から起算して60日（12月11日）を期限とさせていただきます。その後の処分を御希望の方につきましては、別途、手数料免除の申請手続きが必要となりますのでお知らせします。

1 災害ごみの収集申込

- (1) 受付時間 月～金曜の午前8時30分から午後5時まで
（祝日も受け付けます）
- (2) 申込み先 ごみ対策課（クリーンセンター）
042-306-8200

2 災害ごみの収集日時

原則として受付した日の翌日に収集します。別に収集希望日があるときは御相談ください。収集時間帯の指定はお受けできません。

3 廃棄物処理手数料免除の申請

令和元年12月12日（木）以降のお申込につきましては、市条例に基づく申請書が必要になります。申請いただく内容等詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

4 災害ごみの出し方

できるだけ「可燃物」「不燃物」「家具類」「家電製品」「建築廃材」に仕分けしてお出してください。

一日も早く、平穏な日常生活が戻りますよう、お祈り申し上げます。

お問合せ

調布市環境部ごみ対策課（クリーンセンター）

電話 042-306-8200 FAX 042-368-9921

令和元年10月16日 調布市役所

台風19号により浸水した家屋の消毒について

台風19号の被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかる恐れがあるため、清掃が大切です。

市では、台風19号により床上・床下浸水した市内の家屋に関して、感染症予防の観点から、無料で消毒を行います。

以下をご覧のうえ、消毒をご希望の方は、健康推進課にお申し込みください。

1 対象

台風19号により床上・床下浸水をした家屋（居住スペース）

※事業所や駐車場、倉庫は対象外です。

2 申込み

お電話で健康推進課にお申し込みください。住所、氏名、連絡先、被害状況などお伺いします。

電話042-441-6100

（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

3 費用

無料（ただし市で行う範囲に限る）

4 消毒の流れ

(1) 健康推進課にお申し込みください。

(2) 市が対象家屋であることを確認し、委託業者に連絡します。

(3) 委託業者から各申請者に連絡をし、具体的な被害状況や家屋の構造、清掃・乾燥の状況を伺い、消毒作業を行う日時を調整します。

委託業者：多摩建物環境協同組合に加盟している事業所

(4) 委託業者が申請者宅を訪問し、事前に同意書にご記入のうえで消毒します。【消毒方法については裏面をご覧ください】

5 消毒方法及び注意事項

【床下浸水の場合】

消毒薬（塩化ベンザルコニウム（逆性せっけん））を縁の下の通気口からコンプレッサーを使い噴霧します。コンプレッサーの電源は消毒する家屋からお借りします。所要時間は1時間程度。

※泥水がたまっただけでは消毒の効果がないので、十分乾燥してから消毒します。（乾いた土が残っている状態なら消毒可能）そのため、床上だけ消毒し、床下は後日の場合あり。

※通気口がないなど床下に機器を挿入する口がない場合、消毒が出来ない場合があります。

【床上浸水の場合】

消毒薬（塩化ベンザルコニウム（逆性せっけん））をハンドスプレーで噴霧します。所要時間30～40分程度。（床下の消毒も行う場合は、同時に行いますので、あわせて1時間程度かかります）

※乾燥していない状態では消毒の効果がありませんので、各ご家庭で汚泥等の清掃をして、十分乾燥してから行います。

◇詳しい消毒方法等については、委託業者が事前連絡をした際に確認してください。

◇市にお申し込みをいただいた時点で、委託業者に住所、氏名等の個人情報を提供することに同意したものと見なします。いただいた個人情報は、家屋の消毒に関する業務のみに使用し、調布市個人情報保護条例に基づき厳重に管理いたします。

◇【参考】消毒の前に同意いただく内容は以下のとおりです。

浸水被害等による感染症予防のための消毒の実施を希望します。
なお、消毒中の作業において調布市（委託業者）の過失によらない事故が発生した場合には、利用者において責任を持って処理することに同意いたします。

QRコードから
市のホームページに
アクセスできます



お問い合わせ

調布市福祉健康部健康推進課 までご連絡ください

電話 042-441-6100 FAX 042-441-6101

台風19号被害に伴う市内銭湯入浴券の配布について

この度、台風19号による床上・床下浸水に伴う給湯設備の故障等で入浴できない世帯を対象に調布市内の銭湯（裏面の全4店舗）でご利用可能な「銭湯入浴券」を配布いたします。利用期限は、**令和元年10月31日（木）**までとなります。

入浴料金（※）は、調布市で負担させていただきますので、**無料**でご利用いただくことが可能です。

ただし、サウナの利用や貸しタオル等は、別途料金がかかりますので、サービスについてご不明な点につきましては、ご利用される銭湯にお問い合わせください。

「銭湯入浴券」は、下記のとおり配布します。

- （※）一人当たりの入浴料金
- | | |
|-------------|--------|
| A：12歳以上 | ⇒ 470円 |
| B：6歳以上12歳未満 | ⇒ 180円 |
| C：6歳未満 | ⇒ 80円 |

【ご利用方法】

「銭湯入浴券」に**利用日**、**A～Cの利用人数の内訳**をご記入いただき、ご利用になる**銭湯名のチェック欄にチェック**を入れ、銭湯の受付でお渡しください。

1回のご利用につき、1枚の「銭湯入浴券」が必要となります。

【入浴券配布場所】

- ① **調布市災害ボランティアセンター**（多摩川住宅ト号棟集会室「調布市染地3丁目1-7」）
（災害ボランティアセンター連絡先 070-4231-3310）

配布日時：令和元年10月18日（金）～10月20日（日）午前10時～午後3時

- ② **調布市染地地域福祉センター**（調布市染地3丁目3-1） 連絡先 042-483-5578

配布日時：令和元年10月17日（木）～10月31日（木）午前9時～午後5時

※10月28日（月）休館日を除く



調布市染地地域福祉センター



調布市災害ボランティアセンター

調布市 総務部 総合防災安全課 TEL 042-481-7346～7348

◆神代湯



【営業時間】 15:00～24:00
【定休日】 水曜日（祝日の場合は翌日）
【住所】 調布市菊野台1-13-1
【TEL】 042-489-2641
※駐車場有

京王線柴崎駅北口より徒歩1分

◆梅の湯



【営業時間】 15:00～23:00（日曜13:00～）
【定休日】 月曜日（祝日の場合は翌日）
【住所】 調布市深大寺東町6-9-5
【TEL】 042-482-4526
※駐車場有

諏訪神社バス停（調布駅北口発：吉祥寺駅行き小田急・京王バス）から徒歩5分

◆深大湯



【営業時間】 15:00～23:00（日曜14時～）
【営休日】 木曜日、第三水曜日
【住所】 調布市深大寺北町6-17-3
【TEL】 042-482-4652
※駐車場有

山野バス停（調布駅北口発：武蔵境営業所行き小田急バス、三鷹駅行き小田急バス、吉祥寺駅行き小田急・京王バス）から徒歩1分

◆鶴の湯



【営業時間】 15:00～23:00
【定休日】 水曜日
【住所】 調布市下石原1-10-2
【TEL】 042-482-3017
※駐車場有

西調布駅北口から徒歩7分

台風第19号における
被害状況及び被災者支援についての
住民説明会を開催します。

台風19号で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
被害状況及び災害により住居や家財に被害を受けた方への支援
制度について、説明会を実施します。

貸付（融資）や税の減免などの行政の行う支援のほか、法律や
ローンなどの相談先について御案内します。

日時 2019年11月4日（月・祝）
開会18：30

会場 調布市立杉森小学校体育館

※お車でのお越しはご遠慮ください。

※スリッパ等お履き物をご持参ください。

・説明内容

- ① 市内の被害の状況について
- ② 被災者支援制度について

・台風19号被災者支援に係る案内窓口の開設について

11月5日（火）～8日（金）

市民ロビー（市役所2階） 9時～17時

11月9日（土）～10日（日）

染地地域福祉センター 10時～16時

【説明会に関するお問い合わせ】

調布市総務部総合防災安全課 TEL 042-481-7346

災害援護資金（貸付）制度について

1 災害援護資金制度とは

災害により負傷又は住居、家財（車、バイク等を除く。）の損害を受けた方に対し、生活再建に必要な資金を貸し付ける制度です。

2 対象となる方

次の（1）～（4）すべてに該当する世帯の世帯主が対象です。

- (1) 被害を受けた当時、調布市内に住所を有していた方
- (2) 以下のいずれかの被害を受けた方
 - ア 世帯主が災害により負傷し、療養期間が概ね1か月以上
 - イ 家財に3分の1以上の損害
 - ウ 住居の半壊、全壊又は滅失・流失
- (3) 前年の総所得金額が次の表未満の世帯の方

世帯人員	市税における前年の総所得金額の合計	
1人	220万円未満	（給与収入のみの場合：340万円未満）
2人	430万円未満	（ " : 605万円未満）
3人	620万円未満	（ " : 約822万円未満）
4人	730万円未満	（ " : 約944万円未満）
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満	

※ただし、住居が滅失した場合は、世帯人員にかかわらず1,270万円（給与収入のみの場合：1,490万円）未満

- (4) 市税に未納がない方（貸付けができない場合があります。）

3 貸付限度額

		災害援護資金（国制度）		東京都災害援護資金（都制度）	
		世帯主の状況			
		1か月以上の負傷がある場合	1か月以上の負傷がない場合	1か月以上の負傷がある場合	1か月以上の負傷がない場合
貸付限度額	当該負傷のみ	150万円	—	150万円 （左記限度額を超えてなお、貸付金を必要とする場合）	
	家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円		
	住居の半壊	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)		
	住居の全壊	350万円	250万円 (350万円)		
	住居全体の滅失又は流失		350万円		

※被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別な事情がある場合には（ ）内の額となります。

4 貸付期間

10年（据置期間3年を含みます。）

※据置期間とは償還が猶予される期間です。据置期間経過後の4年目から償還を開始していただきます。

5 利子

- (1) 連帯保証人あり：無利子（据置期間を含む全ての貸付期間において無利子）
- (2) 連帯保証人なし：1.0%/年（据置期間後の4年目から適用。据置期間は無利子）

【連帯保証人の要件】

- ①連帯して債務を負担する能力があり、弁済の資力を有する（給与収入のある）こと
- ②調布市内に居住していること（市内にいない場合は、市外に居住している方も可）
- ③申込人と同一世帯、同一生計でないこと
- ④連帯保証人となる方又はその世帯員が災害援護資金の借受をしてないこと、また、すでに他の災害援護資金の連帯保証人となっていないこと

6 貸付の流れ・必要書類等

(1) 貸付の流れ

①借入申請→②市による審査・調査→③貸付決定→④貸付手続→⑤貸付金支出

※申請から約30日程度で貸付開始となる予定です。

(2) 申込時に必要なもの

	世帯主	連帯保証人
① 借入申込書（所定のもの）	○	—
② 身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証等）	○	○
③ 診断書の写し（世帯主に1か月以上の負傷がある場合）	○	—
④ 災害証明書の写し（住居に被害がある場合）	○	—
⑤ 所得証明書（平成31年1月2日以降に転入した方）	○	—

※その他の書類の提出をお願いする場合があります。詳細はお問い合わせください。

※借入申込書につきましては、都制度も利用する場合、2枚提出していただきます。

(3) 貸付時に必要なもの

	世帯主	連帯保証人
① 決定通知書（所定のもの）	○	—
② 借用書（所定のもの）	○	—
③ 印鑑証明書	○	○
④ 通帳（又はカード）の写し	○	—
⑤ 請求書（口座振替依頼書）（所定のもの）	○	—

※貸付時に必要なものの詳細は、決定通知書と一緒に御案内します。

※償還開始時に、市から納付書をお送りします。

7 申請期限

令和2年1月31日

8 問合せ

調布市総務部総務課

電話 042-481-7341

台風19号に係る住宅補修緊急支援事業補助金（給付）に関する御案内

<台風19号に係る住宅補修緊急支援事業補助金（給付）に関する御案内>

令和元年の台風19号の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平常の生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。台風19号災害に係る生活再建への取り組みを支援するため、「調布市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業」について御案内させていただきます。

1 調布市令和元年台風第19号住宅補修緊急支援事業とは

台風19号による被害があり、災証明書で「一部損壊」の判定結果を受けている住宅の所有者かつ居住者に対し、住宅の補修工事に要した費用を補助（給付）する制度です。

2 対象となる方

- ・自ら補修工事をする資力のない方
- ・令和元年10月12日時点で調布市内に居住していた方
- ・現に自己が所有し、かつ、自己が居住する住宅の補修工事を行う方
- ・令和2年2月28日（金）までに補修工事が完了し、契約書・領収書のコピー等を提出できる方

3 対象となる工事

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

4 補助金の額

補助対象工事を行う住戸1戸につき、補修工事費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1の額を補助します（上限30万円・1回限り）。

5 受付開始日

令和2年2月3日（月）から
平日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除きます。

6 申請期限

裏面「7(1) 交付手続の流れ・必要書類等」にて各手続きの期限を必ず御確認ください。

7 問合せ

調布市総務部総合防災安全課 防災係 電話042-481-7346

台風19号に係る住宅補修緊急支援事業補助金（給付）に関する御案内

7 交付手続の流れ・必要書類等

(1) 交付手続の流れ



- ※ ①申請は令和2年2月14日（金）まで。
- ※ ③実績報告は令和2年2月28日（金）まで。
- ※ ⑤請求は令和2年3月末日まで。
- ※ ①申請から②交付決定まで約2週間程度，③実績報告から④確定通知まで約2週間程度かかります。
- ※ 補修工事が既に完了しており契約書・領収書のコピー，工事完了写真等が揃っている方は，①申請・③実績報告を同時に行うことも可能です。

(2) 申請に必要なもの

	必要なもの	備考
①	印鑑	
②	り災証明書（コピー）	
③	住宅の所有権者が分かる書類	調布市の保有する情報で確認することに同意する場合は，省略可
④	申請者の住所が分かる書類	
⑤	工事着工前のカラー写真	被災状況が分かるもの
⑥	補修工事見積書の写し，または補修工事の内容・金額が分かる書類	
⑦	預金通帳の表紙の写し等	振込先口座が確認できる書類

(3) 実績報告に必要なもの

	必要なもの	備考
①	印鑑	
②	契約書（コピー）	
③	領収書（コピー）	
④	工事完了後の写真	

台風19号に係る被災者支援事業（給付）に関する御案内

< 台風19号に係る被災者支援事業（給付）に関する御案内 >

このたびの台風19号の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平常の生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。台風19号災害に係る生活再建への取り組みを支援するため、「調布市被災者生活再建支援事業」について御案内させていただきます。

1 調布市被災者生活再建支援事業とは

台風19号により住宅が半壊以上の損害を受けた方に対し、住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した費用を補助（給付）する制度です。

2 対象となる方

令和元年10月12日時点で調布市内に居住していた世帯であって、台風19号により、次のいずれかに該当する被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

※ 家財、車等の被害は対象となりません。

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体した世帯（解体世帯）
- (3) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (4) 住宅が半壊した世帯（半壊世帯）

※ 「半壊」等は、り災証明書に記載されているものが対象となります。

※ 被害を受けた住宅が賃借であった世帯については、住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯のみが対象となります。

3 補助金の額

次の表に定める基準額を限度として、住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した費用を補助します。

住宅被害別世帯	住宅再建方法	基準額	
		複数世帯	単身世帯
全壊世帯及び解体世帯	建設・購入	300万円	225万円
	補修	200万円	150万円
	賃借	150万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	250万円	187.5万円
	補修	150万円	112.5万円
	賃借	100万円	75万円
半壊世帯	建設・購入	200万円	150万円
	補修	120万円	90万円
	賃借	80万円	60万円

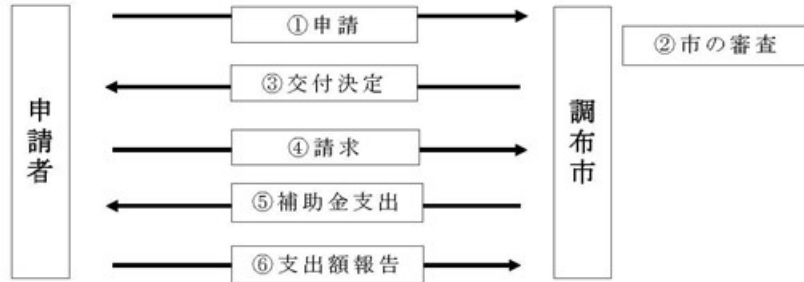
※複数世帯＝2人以上の世帯、単身世帯＝1人世帯（令和元年10月12日時点）

※賃借に要した費用とは、住居の移転に伴う家財等の輸送に係る費用、不動産会社に支払う不動産仲介手数料、借主が貸主に対して支払う礼金で返還されないもの等となります。

台風19号に係る被災者支援事業（給付）に関する御案内

4 交付手続の流れ・必要書類等

(1) 今後の手続の流れ



※申請から③交付決定まで約2週間程度、④請求から交付金支出まで約30日程度

(2) 申請時に必要な書類（原則として、世帯主の方が申請をしてください。）

☆申請時にご印鑑をお持ちください。

	必要書類等	住宅再建方法		
		建設・購入	補修	賃借
①	申請書（窓口でご記入いただきます）	○	○	○
②	り災証明書（写し）※	○	○	○
③	住民票等（世帯全員が記載されているもの）※	○	○	○
④	住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した経費に係る契約書、領収書等の写し（経費の内訳が確認できるもの）	○	○	○
④	預金通帳の表紙の写し等振込先口座が確認できる書類（交付金支払時の振込先確認のため）	○	○	○
⑤	住宅の損壊により引き続き居住できなくなったことが証明できる書類	—	—	○
⑦	（その他市長が必要と認める書類）	（○）	（○）	（○）

※なお、市で同意を得られた場合は省略可。不明な点はお問合せください。

(3) 申請後に必要な書類（申請時にご案内いたします）

- ア 交付決定後 請求書（所定のもの）
- イ 建設、購入、補修又は賃借に要した経費が証明できる領収書等を完了後に提出

4 申請及び受付開始日

令和2年1月14日から ※事前に来庁される日をお知らせください。

平日の午前9時から午後5時まで ただし、正午から午後1時を除く

5 申請期限

令和2年11月11日まで

6 問合せ

調布市総務部総合防災安全課 防災係 電話042-481-7346

＜調布市止水板設置工事等助成金交付事業に関する御案内＞

風水害時における浸水被害の防止及び軽減を図るため、住宅（共同住宅を含む。）、店舗、事務所等（以下「住宅等」という。）において、止水板の設置その他の浸水防止対策を行う取り組みを支援する事業について御案内させていただきます。

1 調布市止水板設置工事等助成金交付事業とは

風水害時における浸水被害の防止及び軽減を図るため、住宅（共同住宅を含む。）、店舗、事務所等（以下「住宅等」という。）において、止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用の一部を助成する制度です。

2 助成の対象となる事業

次の設備を整備する事業について、令和元年10月12日以降のものを対象とします。

- (1) 止水板の設置工事（止水板の製品購入費を含む。）
- (2) 排水ポンプの購入
- (3) 可搬式非常用発電機の購入
- (4) 上記以外の関連工事（関連設備の購入費を含む。）

止水板の設置例



3 対象となる方

過去に浸水被害を受けたことがある又は浸水被害が発生するおそれのある地域にある住宅等の所有者又は管理組合等とします。ただし、次に該当する方を除きます。

- (1) 納期の経過した市税を滞納しているもの
- (2) 暴力団及び計画的又は常習的に暴力、脅迫又はこれらに類する手段を用いて不法行為又は要求を行う集団
- (3) 国、公共団体、独立行政法人その他これらに準ずる団体
- (4) 不動産業者等であって、売買等を目的とする住宅等において実施するもの

4 助成金の額

次の表に定める基準額を限度として、止水板の設置その他の浸水防止対策に要した費用を補助します。なお、1住宅等につき、1会計年度1回を助成限度とします。

助成対象事業	設置工事等の別	基準額	
		助成割合	助成額の上限
止水板	購入及び設置工事	実支出額の 2分の1	20万円
排水ポンプ（※）	購入		5万円
可搬式非常用発電機（※）	購入		10万円
上記以外に市長が認める設備	購入及び設置工事		20万円

※防災市民組織又は管理組合等が対象の事業です。

調布市止水板設置工事等助成金交付事業に関する御案内

5 申請手続の流れ・必要書類等

(1) 手続の流れ



※①申請から③交付決定までは約2週間程度、⑦請求から助成金支出までは約30日程度かかります。

(2) 申請時に必要な書類（原則として、建物の所有者又は管理者が申請してください。）

☆申請時にはご印鑑をお持ちください。

必要書類	購入のみ	設置工事	付帯設備
申請書	○	○	○
設置箇所の案内図、位置図及び写真		○	○
工事計画図面		○	○
仕様が明示されている図面等	○	○	○
工事見積書の写し		○	○
購入を予定している設備の金額が確認できる書類	○		
申請者が個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書の写し又はこれに準ずるもの	(注)	(注)	(注)
市税の納税証明書その他納税の事実が確認できる書類又は非課税証明書	(注)	(注)	(注)
防災市民組織又は管理組合等の代表者が申請する場合は、工事等の実施に関して議決したことを証する書類	○	○	○
その他市長が必要と認めた書類	(○)	(○)	(○)

注 防災市民組織又は管理組合等が申請する場合は、不要です。

(3) 申請後に必要な書類（申請時にご案内いたします）

交付決定を受けて工事等が完了後（交付決定前に既に工事等が完了している場合を含む。）に、工事完了届（所定の様式）、竣工図、工事写真（購入のみの場合は購入したものの写真）、領収書の写しを提出してください。

4 申請及び受付開始日

令和2年9月23日から ※事前に来庁される日をお知らせください。

平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

5 問合せ

調布市総務部総合防災安全課 防災係 電話042-481-7346

☎ 問い合わせ先 / 調布市総務部総合防災安全課 ☎042-481-7346



昨年の台風19号を受け、市は様々な課題の解決に向け取り組んで参りました。今後も市民の皆様のご意見を参考にさせて頂きながら対策の改善・強化に引き続き取り組んで参ります。

まずは、洪水ハザードマップで自宅が危険な区域にあるかどうか、調べてみましょう。

洪水ハザードマップは総合防災安全課などで配布しているほか市ホームページで閲覧することができます。事前に避難する場所を確認しておきましょう。避難所に密集した空間になるため新型コロナウイルスなど感染症が拡大する危険性もあります。可能な場合は安全な親戚や知人の家へ避難するなど避難所以外への避難を含め事前にご検討ください。



想定浸水深について

市では、右記の表示例の通り市内の電柱や公共施設に想定浸水深（洪水などによって市街地が水で覆われる深さ）を表示しています。
浸水深の情報を水害関連標識として生活空間である「まちなか」に表示することにより、日頃から水防災への意識を高めるとともに、ご自宅の付近にどの程度の浸水が予想されるのかを改めてご確認いただくことを目的としています。



表示例 (山形3型表示H400mm×W330mm)

大雨や台風などの風水害に備えるに当たり、想定浸水深の表示や調布市洪水ハザードマップなどで日頃から避難場所や避難方法の確認、事前準備などを行っていただきますようお願いいたします。
※想定浸水深は、多摩川の河道の整備状況を踏襲した想定最大規模降雨（多摩川流域に2日間総雨量58.8mm）を基に浸水深を国土交通省が公表しているものです。

土のうステーションについて

土のうステーションの中に入っている土のうは自由に使うことができます。必要に応じて、必要な分だけを各自でお持ちください。

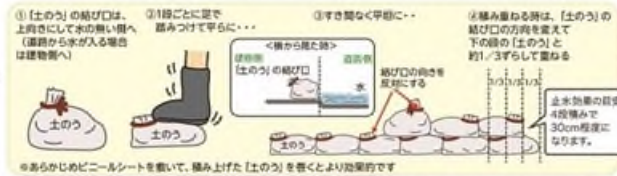


【設置場所】

- ①西部公民館前（上石原3-21-6）
- ②いなり児童公園バス停付近南側緑地（下石原3-70先）
- ③市田小学校北側緑地（染地1-1先）
- ④染地緑道（染地3-1先）
- ⑤多摩川自然情報館前（染地3-9-2⑥）
- ⑥染地地域福祉センター横（染地3-3-1）

「土のう」の積み方

「土のう」の積み方には、増水状況や浸水環境によって様々な方法があります。今回ご紹介する積み方は、増水程度が低いところで「土のう」だけを使用した方法です。ほかには止水板やビニールシートなどを利用する方法もあります。



※あらかじめビニールシートを敷いて、積み上げた「土のう」を密くするとより効果的です

避難に役立つ情報の入手方法

河川の情報

調布市防災河川情報ポータルサイト

市内の河川等の水位情報・監視カメラ映像などを確認できます。



多摩川

●指定河川洪水予報（気象庁）

指定河川の水位や流量など（右記2次元コードからアクセス可）



●緊急速報メール（国土交通省）

国土交通省では、洪水時に住民の避難を促すため、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を実施しています。

配信対象者 / 市内の携帯電話など（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイルを含む）のユーザー※電波状況が悪い場合などは、受信できない場合があります）

配信する情報 / 河川氾濫の恐れがある（2基危険水位に到達した）情報、河川氾濫が発生した情報。詳細は国土交通省ホームページ参照

野川、仙川、入間川

●水防災総合情報システム（東京都建設局）

東京都が管理する河川の水位や雨量など（右記2次元コードからアクセス可）



市からの情報

●調布市防災・安全情報メール

市からの緊急情報や地震情報（震度3以上）、気象情報（特別警報、警報、注意報）、災害情報などを配信します。

登録方法 / 右記2次元コードからアクセスまたはEメールアドレス（c-bousai@sg-m.jp）に空メールを送信し、自動返信されるメールに従って登録



●防災フリーダイヤル（☎0800-8000-903）

防災行政無線で放送した防災・災害などの緊急情報を放送後24時間確認できます。

●市公式ツイッター

アカウント / chofu_shi



ハッシュタグをご活用ください

ハッシュタグを利用することで、市が発信した災害情報を効率的に収集できます。検索バーに入力するか、市のツイートに記載されているハッシュタグをクリックすると、ハッシュタグが記載されたツイートの一覧を確認できます。 **ハッシュタグ / #調布市災害**

●調布エフエム放送 ラジオ / FM83.8MHz

パソコン / [ListenRadio]または「サイマルラジオ」

スマートフォン / 無料アプリ[ListenRadio]をインストール

ラジオをご活用ください

市内の災害情報、避難所の状況、ライフライン、交通情報などを放送します。



●ケーブルテレビ J: COM(地デジ11ch)

災害時には、番組画面に災害情報が表示されます。

dボタンを押すと

地理情報を確認できます。



車両避難の考え方

1 避難は徒歩が基本です。

車両での避難は、避難する歩行者動線との交錯により危険であること、洗濯や道路冠水により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになるため、おやめください。(令和元年台風19号では、亡くなった方の3割が車での移動中に亡くなったというデータがあります。)



2 要配慮者の車両での避難について

避難所となる学校には避難者用の駐車場はありませんが、車両での避難が必要な高齢者や体の不自由な方、乳幼児を連れてきた方、妊産婦などの要配慮者は、下記の避難所については最寄りの駐車場を利用できますので、早めの時間帯での避難をお願いします。

なお、駐車台数には限りがありますのでご承知おきください。

【要配慮者専用の駐車場】 ※避難所を開設する場合のみ

避難所	最寄りの駐車場 (所在)	台数	避難所までの所要時間
調布中学校	調布中学校 (富士見町4-17-0)	90	徒歩 1分
北ノ台小学校	神代植物公園ドッグラン横 (深大寺北町2-2)	100	徒歩 10分
西調布体育館	西調布体育館 (上石原2-4-1)	7	徒歩 0分

※上記以外にも要配慮者専用の駐車場の確保に向けて検討していきます。

3 車を避難させること (車両自体の避難) について

昨年の台風19号では、浸水した一部の地域で車両が浸水被害を受けており、市では「車両自体の避難」についての要望を頂いております。「車両自体の避難」に当たっては、1と同様、洗濯や道路冠水により車両が動けなくなる場合や緊急車両の通行の妨げになるため、早めの時間帯での避難に限り、下記駐車場をご活用ください。

なお、下記の駐車場は浸水の恐れが低い駐車場としてご用意しておりますが、駐車台数に限りがあることから、同乗駐車場の利用もご検討ください。

駐車場の名称 (所在)	台数	備考
調布基地跡地運動広場 (西町290-3)	200	
神代植物公園第一駐車場 (深大寺北町1-4)	288	有料

※備考欄「有料」は、駐車場の利用時間ごとに料金が発生します。 ※利用時の要領については、自己責任となります。

風水害時の避難所一覧

施設名 (所在)	最寄りの交通機関から避難所までの所要時間	避難所種別	備考
第一小学校 (小池町1-8-1)	京王調布駅から徒歩5分		
第二小学校 (園領町4-19-1)	京王藤田駅から徒歩7分 京王バス調布第二小学校バス停から徒歩2分 小田急バス東調布第二小学校バス停から徒歩2分	避難	
第三小学校 (上石原2-19-13)	京王調布西調布駅から徒歩5分 京王バス上石原二丁目バス停から徒歩1分	避難	
八雲台小学校 (八雲台1-1-1)	京王藤田駅から徒歩7分 京王バス八雲台小学校バス停から徒歩1分 小田急バス八雲台小学校バス停から徒歩1分		
富士見台小学校 (小池町3-20-1) ※3	京王藤田駅から徒歩6分 京王バス小池前バス停から徒歩4分	避難	
海浜小学校 (廣つづき丘1-4-1)	京王藤つづき丘駅北口から徒歩5分		
深大寺小学校 (深大寺元町5-16-21) ★	京王深大寺小学校バス停から徒歩1分 小田急バス深大寺小学校バス停から徒歩1分		
上ノ原小学校 (園領2-26-1)	京王バス東調布バス停から徒歩2分		
石原小学校 (富士見町1-37-1)	小田急バス富士見町住宅バス停から徒歩4分 小田急バス東大寺駅前バス停から徒歩4分		
緑ヶ丘小学校 (緑ヶ丘2-16-1) ★	京王藤田駅から徒歩13分 小田急バス緑ヶ丘小学校正門入口バス停から徒歩1分		
北ノ台小学校 (深大寺北町2-41-1) ★	京王バス北ノ台小学校バス停から徒歩2分 小田急バス北ノ台小学校バス停から徒歩2分		
園領小学校 (園領町8-1-55)	京王藤田駅から徒歩7分 京王バス園領八丁目バス停から徒歩4分 小田急バス園領八丁目バス停から徒歩4分	避難	
調布中学校 (富士見町4-17-1)	京王調布西調布駅から徒歩14分 京王バス調布中学校バス停から徒歩1分	避難	
神代中学校 (庭沼町5-26-1) ★	京王バス上ノ原公園下バス停から徒歩1分		
第六中学校 (園領町3-8-23)	京王藤田駅から徒歩5分		
第八中学校 (仙川町2-15-2) ★	京王藤田駅から徒歩7分 小田急バス北台女子大学入口バス停から徒歩1分		
文化芸術たづくり (小池町2-33-1)	京王調布駅から徒歩3分	避難	
グリーンホールホール (小池町2-47-1)	京王調布駅から徒歩2分	避難	
総合福祉センター (小池町2-47-1) ※1	京王藤田駅から徒歩2分	要配慮者	
子ども家庭支援センターすこやか (園領町3-1-38) ※2	京王藤田駅から徒歩1分	要配慮者	
西部地域福祉センター (上石原2-15-6)	京王調布西調布駅から徒歩6分 京王バス基地跡地センターバス停から徒歩1分	避難	
西調布体育館 (上石原2-4-1)	京王調布西調布駅から徒歩5分	要配慮者	

★避難が予想される避難所以外で、他の避難所と比べてバス停からの距離が短い避難所です。なお、各避難所の避難状況については右側に記載の避難所受付システムの専用ホームページでご確認いただけます。

備考の表記は、要配慮者を主に受け入れる避難所です。

※1 総合福祉センターは、主に体の不自由な方を受け入れる避難所として開設します。

※2 すこやかは、主に乳幼児や妊産婦を受け入れる避難所として開設します。

※3 浸水想定区域内のため受入れの制限を行う場合があります。

上記以外にも避難所の確保に向けて検討していきます。

警戒レベルと避難行動等

警戒レベル	災害発生の危険度				
	警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 4	警戒レベル 5
避難情報等	早期注意情報 (気象庁が発表)	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	避難準備・高齢者等避難開始 (市が発令) 小中学校や幼稚園(保育園)が閉校します。	避難勧告 避難指示 (緊急) (市が発令) 避難指示(緊急)は、避難所(指定)のある方のみではありません。	災害発生情報 (市が発令) 避難所(指定)のある方のみではありません。
避難行動			●避難に時間がかかる高齢者などは避難を要しない。●高齢者などは、本人は避難の準備を、自主的に避難。	●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。	●命を守る意思の行動をとる。
車両避難			●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。	●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。	●命を守る意思の行動をとる。
備え	●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。	●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。	●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。	●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。	●避難所(指定)のある方が極めて多い状況のため、緊急に避難。

※避難情報は必ずしも順番通りに発令されるとは限らないのでご注意ください。

ペットと一緒に同行避難について

災害時の避難所ではペット同行避難の受け入れを行います。

同行避難とは?

災害の発生時に、ペットと一緒に避難場所まで避難することです。動物が苦手な方やアレルギーのある方に配慮するため、一般の避難所とは異なる場所にペットの飼育場所を設置し、対応します。ケージ内で飼育します。



飼い主の皆さんへお願い

災害時は動物たちもいとも違う行動をとる可能性があります。同行避難に備えて、ケージなどを壊れないように慣らしておくなど、ペットのしつけや健康管理を行い不妊去勢手術の実施やマイクロチップの装着を検討しましょう。また、ペット用の備品の準備もしておきましょう。

同行避難時の持ち物

避難先では、食料などの物資は飼い主が用意する必要があります。あらかじめ避難に必要なものは袋などにひとまとめておきましょう。

避難場所を検討しましょう

- 安全な場所にある親戚・知人宅など、一時的に安全な場所へ移動
- ペットホテルやかかりつけの動物病院など、動物関連施設の一時的な利用
- 車内やヤントを活用して飼育

避難所での受付の流れ

避難所では、発熱・咳などの症状がある方は、ほかの避難者と導線やスペースを分けて案内します。



- ① 総合案内: 避難者の体調や体温を確認し、一般避難者、要配慮者、発熱者、ペット同行避難者などを区分けして、それぞれの受付へ案内します。
- ② 各受付: 再度検温し、避難者名簿と健康チェックシートを配布し、避難スペースへ案内します。
- ③ 名簿の記入・提出: 避難スペースで避難者名簿を記入し、受付に提出してください。

スマートフォンをお持ちの方は 避難所受付システム(試験的取り組み)

- 避難所ではQRコードで受付 受付人数が専用のホームページに自動掲載されます。
- 避難所の避難状況を専用のホームページで確認 <https://shelter.chofuvc/> にアクセス
- 避難所で新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合 濃厚接触の可能性をメールで通知

81 調布市防災会議条例

○調布市防災会議条例

(昭和38年12月21日)
(条例第 34 号)

改正 平成10年6月5日条例第22号 平成12年3月24日条例第32号
平成19年12月18日条例第43号 平成24年9月25日条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定により、調布市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織、所掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 防災会議は、会長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法第2条第4号に掲げる指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 東京都知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 調布市消防団長
- (7) 法第2条第5号に掲げる指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）又は同条第6号に掲げる指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 法第5条第2項に規定する自主防災組織その他市長が防災上必要と認める機関若しくは団体を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市の職員のうちから市長が任命する者

2 前項各号に掲げる者（以下「委員」という。）の総数は、34人以内とする。

3 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

4 委員（第1項第6号に掲げる者を除く。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第2条第10号ロに掲げる市町村地域防災計画としての調布市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、東京都知事の部内の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、前項の規定による委嘱又は任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年6月5日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第32号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月18日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の調布市防災会議条例第2条第4項各号(第6号を除く。)に掲げる委員の職にあった者は、この条例による改正後の調布市防災会議条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項の規定による委員とする。

3 前項の規定により委員とされた者及び施行日から平成21年11月14日までの間に改正後の条例第2条第1項各号(第6号を除く。)に掲げる委員として委嘱し、又は任命する者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成21年11月14日までとする。

附 則 (平成24年9月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

82 調布市災害対策本部条例

○調布市災害対策本部条例

(昭和38年12月21日)
(条例第 35 号)

改正 平成19年3月22日条例第21号 平成24年9月25日条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、調布市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 調布市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 調布市災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 調布市災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 部に属する本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

83 調布市災害対策用被服貸与規程

○調布市災害対策用被服貸与規程

(昭和51年7月30日)
(訓令第 16 号)

改正	昭和56年4月1日訓令第8号	昭和56年8月31日訓令第14号
	平成元年9月5日訓令第18号	平成10年6月22日訓令第9号
	平成14年12月16日訓令第16号	平成16年11月8日訓令第17号
	平成17年3月31日訓令第12号	平成19年3月30日訓令第8号
	平成19年7月18日訓令第19号	平成20年10月29日訓令第21号
	平成23年12月28日訓令第20号	平成30年3月28日訓令第4号

(趣 旨)

第1条 この規程は、災害対策用被服（以下「被服」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者等)

第2条 被服の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）並びに貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類、貸与期間及び貸与数は、別表第1に定めるところによる。

2 貸与品のうち、ヘルメット、アポロキャップ及びベルトの形状、寸法、これらに表示する周章等については、別表第2に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、貸与期間は、貸与品の耐用年数を考慮して伸縮することができる。
(準用)

第3条 調布市職員被服貸与規程（昭和33年調布市訓令第2号）第4条から第8条まで及び第10条の規定は、貸与品の再貸与、被貸与者の異動による貸与品の取扱い、貸与品の支給、貸与品の取扱い、貸与品の管理、所属長の報告義務及び貸与品に対する調査について準用する。この場合において、同条中「人事課長」とあるのは、「総合防災安全課長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和51年4月1日から適用する。

2 この訓令の適用の日前に既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（昭和56年4月1日訓令第8号抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月31日訓令第14号）

この訓令は、昭和56年9月10日から施行する。

附 則（平成元年9月5日訓令第18号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月22日訓令第9号）

- 1 この訓令は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（平成14年12月16日訓令第16号）

この訓令は、平成14年12月17日から施行し、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年11月8日訓令第17号）

この訓令は、平成16年11月9日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第12号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年7月18日訓令第19号）

- 1 この訓令は、平成19年7月19日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（平成20年10月29日訓令第21号）

この訓令は、平成20年10月30日から施行する。

附 則（平成23年12月28日訓令第20号）

- 1 この訓令は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

附 則（平成30年3月28日訓令第4号）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により既に貸与を受けている者の貸与品については、この訓令による改正後の調布市災害対策用被服貸与規程の規定により貸与を受けたものとみなす。

別表第 1 (第 2 条関係)

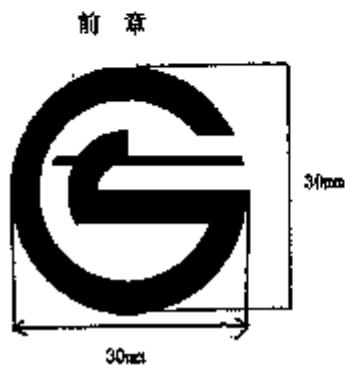
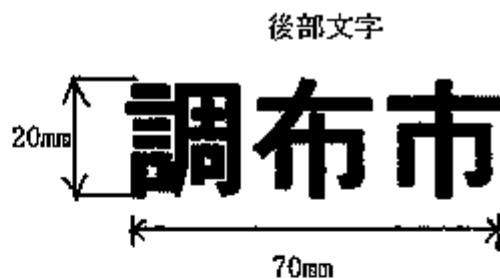
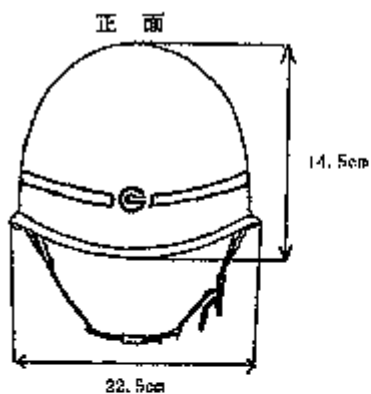
番 号	被 貸 与 者	貸与品の種類	貸与期間	貸与数
1	調布市議会議員	作業服 (上・	4 年	1
2	調布市災害対策本部条例施行規則 (昭和 46 年調布市規則第 42 号。 以下「規則」という。) 第 3 条に規定 する者のうち, 市長が適当と認める もの	下) ヘルメット アポロキャップ 作業靴 ベルト	4 年 4 年 4 年 4 年 4 年	1 1 1 1 1
3	調布市組織規則 (昭和 46 年調布市 規則第 35 号) 第 11 条に規定する 者	雨衣		
4	規則別表に定める避難所班の職員	作業服 (上・	4 年	1
5	調布市災害発生時における初動態勢 に関する規程 (平成 8 年調布市訓令 第 5 号) 第 4 条第 4 号に掲げる初動 要員	下) ベルト	4 年	1

別表第 2

(第 2 条関係)

1 形状図及び寸法図

(1) ヘルメット



(2) アポロキャップ

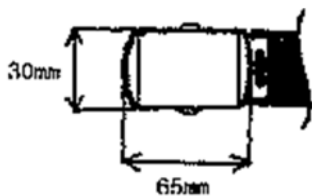


(3) ベルト

ナイロンベルト



バックル



2 周 章

区 分	ヘルメット		
	周 章	寸法	色
調布市議会議員		8	蛍光性青色
本部長		8 3 8 3 8	蛍光性金色
副本部長		8 3 8	同
本部員		8	同
本部班の職員		8	同

備考 寸法の単位はミリメートル

84 災害時情報伝達手段等一覧

(1) 防災行政無線（同報系）屋外子局設置場所

No	屋外子局設置場所	所在地
1	調布市消防団第1分団機具置場	飛田給1丁目38番地31
2	アコーディアガーデン調布	飛田給3丁目1番地4
3	日本郵船(株)飛田給体育場	飛田給1丁目54番地1
4	調布市飛田給児童遊園	飛田給2丁目39番地21
5	調布市立飛田給小学校	飛田給3丁目29番地1
6	調布市立宮の下保育園	上石原3丁目34番地10
7	調布市ちょうふの里	西町290番地5のうち
8	調布市消防団第2分団機具置場	上石原1丁目28番地3
9	調布市立第三小学校	上石原2丁目19番地13
10	都立野川公園	野水1丁目3番地4野川公園内
11	多摩川1丁目36番地先水路敷	多摩川1丁目36番地先
12	調布市調布中前児童遊園	富士見町4丁目40番地1
13	上石原浄水所	上石原1丁目34番地
14	調布市立調布中学校	富士見町4丁目17番地1
15	調布市下石原1丁目児童遊園	下石原1丁目32番地33
16	松屋駐車場	下石原2丁目8番地1のうち
17	コングレガシオン・ド・ノートルダム修道院	下石原3丁目55番地1
18	調布市立多摩川小学校	多摩川3丁目21番地1
19	調布市多摩川3丁目第2児童遊園	多摩川3丁目44番地1
20	都営富士見町3丁目第1アパート内公園	富士見町3丁目17番地1
21	調布市立石原小学校	富士見町1丁目37番地1
22	調布市立富士見保育園	富士見町2丁目3番地26
23	調布市あおぞら公園	下石原1丁目16番地3
24	調布市ターザン児童遊園	下石原2丁目54番地2
25	調布市立富士見台小学校	小島町3丁目20番地1
26	調布市多摩川5丁目児童遊園	多摩川5丁目3番地6
27	調布市消防団第8分団機具置場	多摩川5丁目37番地1
28	調布市山野公園	深大寺北町6丁目19番地1
29	調布市立図書館深大寺分館	深大寺北町5丁目6番地1
30	調布市深大寺北児童遊園	深大寺東町8丁目21番地5
31	都営調布深大寺第2アパート内公園	深大寺元町4丁目35番地1
32	都立神代植物公園北	深大寺元町5丁目37番地先
33	調布市立北ノ台小学校	深大寺北町2丁目41番地1
34	調布市すわくぼ東児童遊園	深大寺東町8丁目5番地27
35	調布市神明児童遊園	深大寺元町5丁目32番地3
36	都立神代植物園	深大寺北町2丁目1番地

No	屋外子局設置場所	所在地
37	調布市立深大寺児童館	深大寺東町5丁目14番地1
38	調布市野ヶ谷公園	深大寺東町6丁目21番地8
39	カトリックカルメル会女子修道院	深大寺元町3丁目27番地1
40	深大寺浄水所	深大寺南町5丁目56番地1
41	調布市深大寺市営住宅内集会所	深大寺東町2丁目23番地1
42	調布市立深大寺小学校	深大寺元町5丁目16番地21
43	絵堂第1仲よし広場	深大寺南町5丁目9番地2
44	調布市立上ノ原小学校	柴崎2丁目26番地1
45	調布市御塔坂児童遊園	深大寺元町1丁目28番地1
46	調布市佐須児童遊園	佐須町1丁目3番地35
47	調布市立柏野小学校	深大寺南町1丁目1番地1
48	調布市佐須公園	佐須町4丁目63番地1
49	調布市けやき児童遊園	西つつじヶ丘1丁目57番地105
50	調布市サレジオ児童遊園	富士見町3丁目21番地34
51	調布市布多公園	調布ヶ丘3丁目30番地1
52	佐須児童館	佐須町4丁目42番地2
53	都営調布佐須町アパート内公園	佐須町4丁目1番地2
54	光照寺仲よし広場	柴崎1丁目38番地8
55	調布市菊野台地域福祉センター	菊野台1丁目38番地1
56	調布市立第一小学校	小島町1丁目8番地1
57	調布市下布田公園	布田2丁目26番地4
58	調布市立八雲台小学校	八雲台1丁目1番地1
59	調布市立第七中学校	八雲台2丁目16番地1
60	調布市菊野台1丁目児童遊園	菊野台1丁目51番地28
61	下石原市営住宅	下石原3丁目30番地2
62	調布市役所	小島町2丁目35番地1
63	調布市消防団第5分団機具置場	布田3丁目4番地7
64	布田駅南ふれあいの家	国領町5丁目10番地27
65	調布市国領町1丁目児童遊園	国領町1丁目33番地20
66	調布市立第六中学校	国領町3丁目8番地23
67	調布市菊野台2丁目第1児童遊園	菊野台2丁目8番地15
68	京王バス(株)調布営業所	国領町6丁目14番地7
69	調布市立第二小学校	国領町4丁目19番地1
70	調布市立国領小学校	国領町8丁目1番地55
71	国領町8丁目2番地34先 都市計画路226号線歩道内	国領町8丁目2番地34先
72	調布市布田老人憩の家	布田5丁目50番地1
73	調布市立布田小学校	染地1丁目1番地85
74	調布市立杉森小学校	染地2丁目25番地4

No	屋外子局設置場所	所在地
75	調布市立染地小学校	染地3丁目1番地81
76	桜堤緑道	染地2丁目49番地先
77	調布市染地公園	染地3丁目3番地1
78	調布市多摩川自然情報館	染地3丁目8番地26
79	多摩川住宅ホー1北側道路	染地3丁目1番地先
80	調布市つつじヶ丘公園	西つつじヶ丘2丁目24番地19
81	調布市立神代保育園	西つつじヶ丘1丁目40番地5
82	調布市立つつじヶ丘児童館	西つつじヶ丘3丁目19番地1
83	菊野台3丁目緑地帯	菊野台3丁目51番地272
84	調布市立緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘2丁目16番地1
85	調布市緑ヶ丘1丁目児童遊園	緑ヶ丘1丁目39番地19
86	都営仙川アパート屋上	緑ヶ丘2丁目25番地
87	調布市立第八中学校	仙川町2丁目15番地2
88	調布市消防団第13分団機具置場	仙川町3丁目3番地38
89	調布市立滝坂小学校	東つつじヶ丘1丁目4番地1
90	国道20号線歩道内	東つつじヶ丘1丁目15番地先
91	仙川駅前広場	仙川町1丁目21番地5
92	調布市立東部児童館	若葉町1丁目29番地21
93	神代団地内公園	西つつじヶ丘4丁目23番地
94	調布たちばな幼稚園	東つつじヶ丘3丁目3番地1
95	調布市立若葉小学校	若葉町3丁目17番地5
96	調布市入間地域福祉センター	入間町1丁目13番地2
97	調布市民大町スポーツ施設	菊野台3丁目27番地40
98	調布市金子地域福祉センター	西つつじヶ丘4丁目43番地3
99	明照院	入間町2丁目19番地12
100	入間町2丁目緑地	入間町2丁目28番地
101	さくらセントラルガーデン	入間町3丁目5番地11
102	多摩川7丁目第2公園	多摩川7丁目20番地7
103	入間町1丁目第2公園	入間町1丁目39番地2
104	調布市調布ヶ丘児童遊園	調布ヶ丘4丁目26番地7
105	ポナールつつじヶ丘	東つつじヶ丘2丁目6番地2
106	調布市高速第3児童遊園横緑地緩衝帯	富士見町3丁目11番地8
107	調布上布田公園	調布ヶ丘1丁目24番地
108	国領第1仲よし広場	国領町1丁目8番地16
109	調布市総合福祉センター	小島町2丁目47番地1
110	多摩川住宅トー7号棟前公園	染地3丁目1番地71
111	調布市西部地域福祉センター	上石原2丁目15番地6
112	白山通り 火の見緑地内	布田5丁目26番地先
113	郷土博物館分館北歴史の広場	布田6丁目60番地

No	屋外子局設置場所	所在地
114	京王閣 玉川苑内	多摩川4丁目29番地45
115	都営調布若葉町2丁目アパート内公園	若葉町2丁目4番地

(2) 防災行政無線（移動系）

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
1	基地局	-	調布市文化会館たづくり	東館13階第2機械室
2	統制台	全グループ	総合防災安全課	西館3階無線室
3	遠隔リモコン	災害対策本部	総合防災安全課	事務室
4	遠隔リモコン	消防団	総合防災安全課	西館3階会議室
5	遠隔リモコン	避難所運営本部	教育会館	教育会館4階
6	遠隔リモコン	災害対策医療本部	健康推進課	西館4階事務室
7	半固定機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階無線室
8	半固定機	消防団	消防団第1分団詰所	2階
9	半固定機	消防団	消防団第2分団詰所	2階
10	半固定機	消防団	消防団第3分団詰所	2階
11	半固定機	消防団	消防団第4分団詰所	2階
12	半固定機	消防団	消防団第5分団詰所	2階
13	半固定機	消防団	消防団第6分団詰所	2階
14	半固定機	消防団	消防団第7分団詰所	2階
15	半固定機	消防団	消防団第8分団詰所	2階
16	半固定機	消防団	消防団第9分団詰所	2階
17	半固定機	消防団	消防団第10分団詰所	2階
18	半固定機	消防団	消防団第11分団詰所	2階
19	半固定機	消防団	消防団第12分団詰所	2階
20	半固定機	消防団	消防団第13分団詰所	2階
21	半固定機	消防団	消防団第14分団詰所	2階
22	半固定機	消防団	消防団第15分団詰所	2階
23	半固定機	避難所運営本部	教育総務課	教育会館4階
24	半固定機	避難所運営本部	教育総務課	教育会館4階
25	半固定機	避難所運営本部	第一小学校	体育館1階
26	半固定機	避難所運営本部	第二小学校	体育館1階
27	半固定機	避難所運営本部	第三小学校	体育館1階
28	半固定機	避難所運営本部	八雲台小学校	体育館1階
29	半固定機	避難所運営本部	富士見台小学校	体育館1階
30	半固定機	避難所運営本部	滝坂小学校	体育館2階
31	半固定機	避難所運営本部	深大寺小学校	体育館1階
32	半固定機	避難所運営本部	上ノ原小学校	体育館2階
33	半固定機	避難所運営本部	石原小学校	体育館2階
34	半固定機	避難所運営本部	若葉小学校	体育館1階
35	半固定機	避難所運営本部	調和小学校	体育館3階
36	半固定機	避難所運営本部	緑ヶ丘小学校	体育館1階
37	半固定機	避難所運営本部	染地小学校	体育館2階
38	半固定機	避難所運営本部	北ノ台小学校	体育館1階
39	半固定機	避難所運営本部	多摩川小学校	体育館2階
40	半固定機	避難所運営本部	杉森小学校	体育館2階
41	半固定機	避難所運営本部	飛田給小学校	体育館1階

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
42	半固定機	避難所運営本部	柏野小学校	体育館1階
43	半固定機	避難所運営本部	国領小学校	体育館1階
44	半固定機	避難所運営本部	布田小学校	体育館1階
45	半固定機	避難所運営本部	調布中学校	体育館1階
46	半固定機	避難所運営本部	神代中学校	体育館1階
47	半固定機	避難所運営本部	第三中学校	体育館1階
48	半固定機	避難所運営本部	第四中学校	体育館1階
49	半固定機	避難所運営本部	第五中学校	体育館1階
50	半固定機	避難所運営本部	第六中学校	体育館1階
51	半固定機	避難所運営本部	第七中学校	体育館1階
52	半固定機	避難所運営本部	第八中学校	体育館1階
53	半固定機	避難所運営本部	大町スポーツ施設	体育館2階
54	携帯機	避難所運営本部	都立神代高校	
55	携帯機	避難所運営本部	都立調布南高校	
56	携帯機	避難所運営本部	都立調布北高校	
57	半固定機	帰宅困難者	文化生涯学習課	本庁舎8階
58	半固定機	災害対策福祉健康部	総合体育館	1階事務室
59	半固定機	災害対策福祉健康部	西調布体育館	1階事務室
60	半固定機	災害対策福祉健康部	市民プール	1階事務室
61	半固定機	災害対策環境部	環境政策課	本庁舎8階
62	半固定機	災害対策環境部	緑と公園課	本庁舎8階
63	半固定機	災害対策環境部	下水道課	本庁舎8階
64	半固定機	関係機関	神代植物公園	
65	半固定機	災害対策環境部	クリーンセンター	2階事務所
66	半固定機	災害対策環境部	ふじみ衛生組合	2階事務所
67	半固定機	災害対策都市整備部	道路管理課	本庁舎7階
68	半固定機	関係機関	調布郵便局	1階
69	半固定機	関係機関	調布FM	東館3階事務所
70	半固定機	関係機関	調布消防署	2階事務所
71	半固定機	関係機関	調布警察署	
72	車携帯機	災害対策本部	指揮車	
73	車携帯機	災害対策本部	ミニ指揮車	
74	車携帯機	災害対策本部	資機材車	
75	車携帯機	災害対策本部	赤十字車	
76	車携帯機	災害対策本部	青色パトロール車	
77	車携帯機	消防団	消防団第1分団ポンプ車	
78	車携帯機	消防団	消防団第2分団ポンプ車	
79	車携帯機	消防団	消防団第3分団ポンプ車	
80	車携帯機	消防団	消防団第4分団ポンプ車	
81	車携帯機	消防団	消防団第5分団ポンプ車	
82	車携帯機	消防団	消防団第6分団ポンプ車	
83	車携帯機	消防団	消防団第7分団ポンプ車	
84	車携帯機	消防団	消防団第8分団ポンプ車	

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
85	車携帯機	消防団	消防団第9分団ポンプ車	
86	車携帯機	消防団	消防団第10分団ポンプ車	
87	車携帯機	消防団	消防団第11分団ポンプ車	
88	車携帯機	消防団	消防団第12分団ポンプ車	
89	車携帯機	消防団	消防団第13分団ポンプ車	
90	車携帯機	消防団	消防団第14分団ポンプ車	
91	車携帯機	消防団	消防団第15分団ポンプ車	
92	車携帯機	災害対策環境部	環境政策課	
93	車携帯機	災害対策環境部	環境政策課	
94	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
95	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
96	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
97	車携帯機	災害対策環境部	緑と公園課	
98	車携帯機	災害対策環境部	下水道課	
99	車携帯機	災害対策環境部	下水道課	
100	車携帯機	災害対策環境部	下水道課	
101	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
102	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
103	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
104	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
105	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
106	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
107	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
108	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
109	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
110	車携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	
111	車携帯機	災害対策環境部	ごみ対策課	
112	車携帯機	災害対策医療本部	健康推進課	
113	車携帯機	災害対策医療本部	健康推進課	
114	車携帯機	避難所運営本部	教育総務課	
115	車携帯機	避難所運営本部	教育総務課	
116	車携帯機	避難所運営本部	教育総務課	
117	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
118	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
119	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
120	車携帯機	災害対策都市整備部	まちづくり推進課	
121	車携帯機	避難所運営本部	協働推進課	
122	車携帯機	帰宅困難者	多様性社会・男女共同参画 推進課	
123	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
124	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
125	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
126	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
127	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
128	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
129	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
130	車携帯機	災害対策都市整備部	道路管理課	
131	車携帯機	災害対策都市整備部	交通対策課	
132	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
133	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
134	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
135	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
136	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
137	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
138	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
139	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
140	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
141	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
142	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
143	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
144	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
145	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
146	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
147	携帯機	帰宅困難者	グリーンホール	1階事務所
148	携帯機	帰宅困難者	総合福祉センター	1階事務所
149	携帯機	帰宅困難者	文化会館たづくり	1階警備室
150	携帯機	帰宅困難者	せんがわ劇場	1階事務所
151	携帯機	帰宅困難者	青少年交流館	1階受付
152	携帯機	帰宅困難者	つつじヶ丘児童館ホール	1階事務所
153	携帯機	消防団	調布市消防団団長	
154	携帯機	消防団	調布市消防団副団長1	
155	携帯機	消防団	調布市消防団副団長2	
156	携帯機	消防団	調布市消防団副団長3	
157	携帯機	災害対策都市整備部	交通対策課	本庁舎7階
158	携帯機	災害対策医療本部	調布市医師会	
159	携帯機	災害対策医療本部	調布市歯科医師会	
160	携帯機	災害対策医療本部	調布市薬剤師会	
161	携帯機	災害対策医療本部	調布市柔道整復師会	
162	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
163	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
164	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
165	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
166	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
167	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
168	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
169	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
170	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
171	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
172	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
173	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
174	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
175	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
176	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
177	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
178	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
179	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
180	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
181	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
182	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
183	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
184	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
185	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
186	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
187	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
188	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
189	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
190	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
191	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
192	携帯機	災害対策本部	総合防災安全課	西館3階会議室
193	半固定機	災害対策医療本部	慈恵医大第三病院	
194	半固定機	災害対策医療本部	調布病院	
195	半固定機	災害対策医療本部	東山病院	
196	半固定機	災害対策医療本部	青木病院	
197	半固定機	災害対策医療本部	飯野病院	
198	半固定機	災害対策医療本部	多摩川病院	
199	半固定機	災害対策医療本部	東京さつきホスピタル	
200	半固定機	災害対策医療本部	北多摩病院	
201	半固定機	災害対策医療本部	吉祥寺病院	
202	半固定機	ライフライン	小田急バス 狛江営業所	
203	半固定機	ライフライン	東京電力 調布事務所	
204	半固定機	関係機関	ジェイコム東京 調布局	
205	半固定機	関係機関	調布市建設業協同組合	
206	半固定機	関係機関	調布管工土木事業協同組合	
207	携帯機	関係機関	調布市電設協同組合	

(3) MCA無線

No	無線局の種別	グループ	設置場所	備考
1	携帯機	防災	危機管理担当部長	
2	携帯機	防災	総合防災安全課長	
3	携帯機	防災	総合防災安全課	西館3階会議室
4	半固定機	防災	総合防災安全課	西館3階会議室
5	携帯機	防災	予備（総合防災安全課）	西館3階会議室
6	携帯機	医療班	慈恵医大第三病院	事務室
7	携帯機	医療班	調布病院	事務室
8	携帯機	医療班	調布東山病院	事務室
9	携帯機	医療班	青木病院	事務室
10	携帯機	医療班	飯野病院	事務室
11	携帯機	医療班	北多摩病院	事務室
12	携帯機	医療班	吉祥寺病院	事務室
13	携帯機	医療班	多摩川病院	事務室
14	携帯機	医療班	東京さつきホスピタル	事務室
15	携帯機	医療班	医療対策本部（健康推進課）	事務室
16	携帯機	医療班	調布市医師会	事務室
17	携帯機	医療班	調布市歯科医師会	事務室
18	携帯機	医療班	調布市薬剤師会	事務室
19	携帯機	医療班	東京都柔道接骨師会	事務室
20	携帯機	医療班	慈恵医大第三病院	事務室
21	携帯機	医療班	調布病院	事務室
22	携帯機	医療班	調布東山病院	事務室
23	携帯機	医療班	青木病院	事務室
24	携帯機	医療班	飯野病院	事務室
25	携帯機	医療班	北多摩病院	事務室
26	携帯機	医療班	吉祥寺病院	事務室
27	携帯機	医療班	多摩川病院	事務室
28	携帯機	医療班	東京さつきホスピタル	事務室
29	携帯機	-	市長	
30	携帯機	-	副市長	
31	携帯機	-	副市長	
32	携帯機	-	教育長	
33	携帯機	-	秘書課	事務室
34	携帯機	-	市長車	

85 調布市庁舎等防火管理規程

○調布市庁舎等防火管理規程

昭和44年8月7日訓令第8号

改正

昭和46年11月15日訓令第30号
昭和52年4月9日訓令第8号
昭和53年3月7日訓令第4号
昭和55年11月29日訓令第12号
昭和56年4月1日訓令第8号
昭和58年4月30日訓令第4号
昭和60年3月27日訓令第2号
昭和60年10月9日訓令第18号
昭和61年3月31日訓令第9号
昭和62年3月31日訓令第13号
平成元年3月31日訓令第7号
平成3年3月30日訓令第5号
平成7年3月31日訓令第2号
平成8年3月29日訓令第6号
平成10年3月31日訓令第4号
平成12年3月31日訓令第5号
平成13年3月30日訓令第2号
平成15年3月31日訓令第3号
平成16年3月30日訓令第5号
平成16年5月25日訓令第12号
平成17年3月31日訓令第12号
平成18年3月31日訓令第5号
平成19年3月30日訓令第8号
平成19年3月30日訓令第13号
平成21年3月24日訓令第3号
平成21年9月24日訓令第17号
平成22年3月31日訓令第4号
平成22年10月27日訓令第24号
平成23年3月31日訓令第9号
平成24年3月30日訓令第12号
平成25年3月29日訓令第7号
令和2年3月31日訓令第9号
令和3年3月25日訓令第2号
令和4年3月31日訓令第6号

調布市庁舎等防火管理規程

(目的)

第1条 この規程は、調布市庁舎その他の市有施設（以下「庁舎等」という。）における防火管理の徹底を図り、もって火災その他の災害から人命及び施設を保護することを目的とする。

(防火管理組織)

第2条 火災予防の徹底を期するため、庁舎等に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者を置き、そのもとに火元責任者を置く。

(防火管理者)

第3条 防火管理者は、別表に定める者をもって充てる。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる防火管理業務に従事する。

- (1) 消防法第8条第1項に規定する消防計画の作成及び変更
- (2) 消防訓練及び防火教育の実施
- (3) 建築物、火気使用施設、危険物関係施設等の点検検査の実施
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

3 防火管理者は、必要があると認めるときは、関係職員に、前項各号に掲げる防火管理業務を行わせることができる。

(火元責任者)

第4条 火元責任者は、課（局，所，室，館，センター及び公の施設を含む。以下同じ。）ごとに置くものとし、課の長が指名する者をもって充てる。

2 課の長は、火元責任者を指名したとき、又は変更したときは、速やかに、防火管理者に通知しなければならない。

3 火元責任者は、防火管理者が指定する区域内における次の各号に掲げる防火管理業務に従事する。

- (1) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (2) 物件の整理及び消防の活動に支障のある物件の撤去
- (3) 消火器、消火栓及び避難器具の位置、数量及び使用方法の確認並びに職員に対する周知
- (4) 前各号に掲げるもののほか、火災の防止に関すること。

(警報伝達及び火気使用の規制)

第5条 防火管理者は、火災警報が発令されたとき、又は庁舎等の構内の諸設備について火災発生のおそれその他人命の危険が切迫していると認めるときは、その旨を当該庁舎等内全般に伝達しなければならない。

2 前項の伝達が行われたときは、防火管理者は、火気の使用及び危険な場所への立入りを禁止することができる。

(自衛消防隊)

第6条 火災その他の災害が発生した場合に被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、消防計画に定めるところによる。

3 隊長は総務部を所掌する副市長の職にある者を、副隊長は総務部長の職にある者をもって充てる。

4 前各項に規定するもののほか自衛消防隊の運営について必要な事項は、隊長が別に定める。

(活動)

第7条 自衛消防隊は、庁舎等の構内及びその周辺において火災その他の災害が発生した場合及び隊長が活動の指令を発した場合は、被害を最小限度にとどめるため、直ちに担当任務の遂行に当たらなければならない。

(被服)

第8条 自衛消防隊の隊員に職務上必要な被服を貸与することができる。

(調布市災害対策本部との関係)

第9条 防火管理者は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に定める調布市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されたときは、本部との連絡を密にし、本部の指示に従って行動しなければならない。

(防火教育)

第10条 職員は、率先して防火に関する教育を受け、防火管理の徹底を期するよう努力しなければならない。

(消防訓練)

第11条 防火管理者は、有事に際し、被害を最小限度にとどめるため消防訓練を行う。

2 消防訓練の実施基準は、消防計画に定めるところによる。

(消防機関との連絡)

第12条 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

2 前項の連絡事項については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導等の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用変更時の事前連絡並びに法令に基づく諸手続の促進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防火管理についての必要な事項

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程は、市役所に入入りする請負業者または運搬業者にも適用する。

附 則（昭和46年11月15日訓令第30号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月9日訓令第8号）

この訓令は、昭和52年4月11日から施行する。

附 則（昭和53年3月7日訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年11月29日訓令第12号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日訓令第8号抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月30日訓令第4号抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月27日訓令第2号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年10月9日訓令第18号)

この訓令は、昭和60年10月10日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日訓令第9号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日訓令第13号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令第2号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成6年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

(調布市庁舎等防火管理規程の一部改正に伴う経過措置)

15 この訓令による改正前の調布市市庁舎等防火管理規程の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。

附 則 (平成8年3月29日訓令第6号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成7年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月31日訓令第4号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成10年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成9年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日訓令第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第2号抄)

(施行期日等)

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成12年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日訓令第3号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成16年3月30日訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月25日訓令第12号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第12号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成18年3月31日訓令第5号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日訓令第17号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月27日訓令第24号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第9号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第12号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防火管理者

防火対象物	防火管理者
調布市電算センター	行政経営部デジタル行政推進課長
調布市被災者一時宿泊所	総務部総合防災安全課長
調布市市庁舎（議会棟及び附属建物を含む。）	総務部管財課長
調布市文化会館たづくり	生活文化スポーツ部長が指名する者
調布市グリーンホール	同
調布市地域福祉センター	同
調布市ふれあいの家	同
調布市総合体育館	同
調布市役所神代出張所	所長
調布市老人憩の家	福祉健康部長が指名する者
調布市ちょうふの里	同
調布市国領高齢者在宅サービスセンター	同
調布市立保育園	園長
調布市立児童館	子ども生活部児童青少年課長
調布市希望の家	福祉健康部長が指名する者
調布市医療ステーション	福祉健康部健康推進課長
調布市総合福祉センター	福祉健康部福祉総務課長
調布市子ども発達センター	福祉健康部子ども発達センター長
調布市クリーンセンター	環境部ごみ対策課クリーンセンター担当課長
調布市公民館	教育委員会教育長が指名する者
調布市立図書館	同
調布市郷土博物館	同
調布市武者小路実篤記念館	同
調布市八ヶ岳少年自然の家	同

86 調布市防災市民組織補助金交付要綱

○調布市防災市民組織補助金交付要綱

昭和60年3月30日要綱第6号

改正

昭和63年4月1日要綱第8号
平成16年3月24日要綱第17号
平成29年3月31日要綱第81号
令和3年3月31日要綱第45号
令和4年3月11日要綱第23号
令和5年3月3日要綱第15号

調布市防災市民組織補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、防災市民組織に補助金を交付することにより、防災市民組織の育成及び充実に図り、もって市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱で「防災市民組織」とは、震災等の災害から地域社会を守るために自治会等を単位として、市民が自主的に結成した組織で、市長が認めたものをいう。

第3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助金の交付を受ける会計年度内に支出する経費であって、他の補助金制度等により現に全部又は一部の補助を受けていないものに限る。

- (1) 防災のための各種訓練実施に要する経費
- (2) 防災のための各種啓発活動に要する経費
- (3) 防災市民組織の運営に要する経費
- (4) 防災市民組織の防災用品等の充実に図るために要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

第4 補助金の種類

防災市民組織に交付する補助金の種類は、防災市民組織結成時に交付する補助金（以下「組織結成時補助金」という。）及び防災市民組織結成の翌年度以降に交付する補助金（以下「組織結成後補助金」という。）とする。

第5 補助金の額及び交付回数

第4に規定する組織結成時補助金の額は、1防災市民組織につき4万5,000円とする。

- 2 組織結成後補助金の額及び交付回数は、1防災市民組織につき3万円とし、1年度1回に限るものとする。

第6 申請の手続

補助金の交付を受けようとする防災市民組織の代表者は、補助金交付申請書（第1号様式）により補助金の交付を受ける会計年度2月末日までに市長に申請しなければならない。

第7 交付の可否及び通知

市長は、第6の申請書を受理したときは、審査のうえ、補助金の交付を行うことが適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは、その旨を文書により代表者又は申請者に通知するものとする。

第8 実績報告

補助金の交付を受けた防災市民組織の代表者は、補助事業を完了するとき、又は当該補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、速やかに、実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

第9 補助金に関する調査等

市長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた防災市民組織の代表者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

第10 決定の取消し

市長は、防災市民組織の代表者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

第11 補助金の返還

市長は、第10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日要綱第8号）

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日要綱第17号）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、平成16年度分以後の補助金に係るものについて適用し、平成15年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日要綱第81号）

この改正は、平成29年3月31日から施行し、この改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、平成28年度分以後の補助金に係るものについて適用する。

附 則（令和3年3月31日要綱第45号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日要綱第23号）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日要綱第15号）

この改正は、令和5年4月1日から施行し、この改正後の調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の補助金に係るものから適用する。

年 月 日

調布市長 宛

防災市民組織の名称

代表者 氏名

住所

(電話)

印

補助金交付申請書

調布市防災市民組織補助金交付要綱第6の規定により、下記のとおり
年度の補助金を交付されるよう申請します。

記

1 補助金申請額 円

〔 内 訳 〕

2 補助金の振込先

振 込 先	金融機関名		銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合 労 働 金 庫							本 店 支 店 出 張 所
	預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号							
	口座名義 (カタカナ記入)									

私は、上記の口座名義人に、調布市防災市民組織補助金交付要綱の規定による補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

文 書 番 号
年 月 日

様

調布市長 印

調布市防災市民組織補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、調布市防災市民組織補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 円
〔 内訳 〕

2 補助対象事業

年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、申請書添付の「事業計画書」のとおりとする。

年度防災市民組織補助金に係る実績報告書

防災市民組織の名称 _____

[収支内容]

補助金（該当するものを○印で囲んでください）	
結成時 45,000円 ・ 継続時 30,000円	
支 出	
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円
戻 入 金 額	
（※支出額が補助金交付額に満たない場合のみ記入してください）	
合 計	円

第3部 参考資料編

[事業報告]

月 日	事業名（内容もご記入下さい）	参加者数

